

東洋食品工業短期大学 自己点検・評価報告書

令和 2 年 7 月

目 次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	20
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	25
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	32
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	32
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	50
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	70
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	70
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	81
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	86
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	89
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	96
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	96
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	98
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	102

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、東洋食品工業短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和2年 7月31日

理事長

中井 隆夫

学 長

千本 克巳

A L O

鈴木 浩司

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

(1938年～1960年)		
昭和 13 (1938) 年	3 月	財団法人東洋罐詰専修学校認可
昭和 13 (1938) 年	4 月	東洋罐詰専修学校創設
昭和 33 (1958) 年	10 月	同窓会 (アピール会) 発足
(1961年～2000年)		
昭和 36 (1961) 年	3 月	学校法人東洋食品工業短期大学認可
昭和 36 (1961) 年	4 月	東洋食品工業短期大学開学 「缶詰製造科」設置
昭和 37 (1962) 年	4 月	研究部門を分離独立、東洋食品研究所設立
昭和 40 (1965) 年	4 月	図書館完成
昭和 46 (1971) 年	9 月	学生会発足
昭和 63 (1988) 年	7 月	新斉志寮完成
平成 12 (2000) 年	12 月	食品衛生課程 (食品衛生管理者・監視員) の養成施設に指定
(2001年～現在)		
平成 18 (2006) 年	3 月	短期大学士 (食品工学) の学位授与開始
平成 19 (2007) 年	4 月	学科名を「包装食品工学科」に改称 密封技術コースと食品製造技術コースの 2 コース制導入
	9 月	本館及び図書館全面リニューアル
平成 20 (2008) 年	2 月	新体育館及び食堂完成

東洋食品工業短期大学

	3月	短期大学基準協会による認証評価で適格認定（1回目）
	4月	男女共学化
	9月	外国人向け短期研修開始
平成 22（2010）年	2月	海外短期研修プログラム開始
平成 23（2011）年	10月	社会人育成コース（現社会人育成講習会）開始
	11月	短期大学開学 50 周年記念講演会開催 高碓芳郎教育支援基金創設
平成 24（2012）年	9月	社会人育成コース（現社会人育成講習会）で履修証明プログラム開始
平成 25（2013）年	7月	新教育実習棟（南館）完成
	10月	アセプティック飲料充填設備の運用開始
平成 27（2015）年	3月	短期大学基準協会による認証評価で適格認定（2回目）
	12月	社会人育成講習会 包装食品工学総合コースが、文部科学大臣より「職業実践力育成プログラム」に認定
平成 29（2017）年	4月	包装食品工学科の 2 コース制を廃止

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

- 令和2年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
東洋食品工業短期大学	兵庫県川西市 南花屋敷4丁目 23番2号	35	70	67

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 令和2年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

東洋食品工業短期大学は、JR福知山線川西池田駅西方約1キロの川西市南花屋敷に所在する。川西市は大阪府と兵庫県の県境に位置し、東は大阪府池田市、西は兵庫県宝塚市、南は伊丹市、北は猪名川町に隣接している。人口は約16万人であり、阪神間を通勤圏とするベッドタウンである。中南部には閑静な住宅街が広がる一方、清和源氏発祥の地として有名な多田神社、源満仲が開発したと伝えられる多田銀山等、数多くの名所旧跡が点在している。北部は山や河川など豊か

な自然に恵まれており、一庫ダム周辺地域には兵庫県立一庫公園が整備されている。

大学が所在する南花屋敷の北側は、大正時代に開発された阪神間でも屈指の歴史ある住宅地となっており、大正文化を象徴する洋館が階段状に建築され、景観形成建築物として宝塚市の指定を受けた住宅が多数ある。その中でも、本学の創設者、高碓達之助が住居として使用していた「高碓記念館」が、ウィリアム・M・ヴォーリズ的设计した唯一の残存する建物（ひょうごの近代住宅 100 選選定）として名高い。

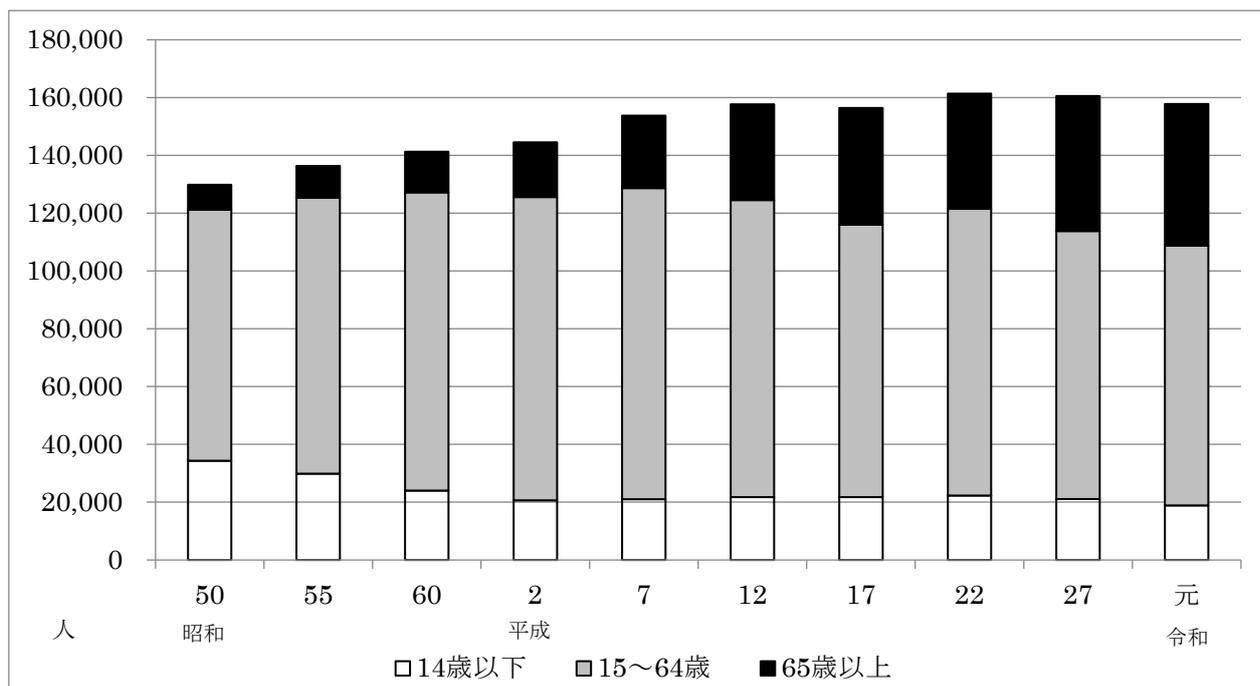
大学は、高碓達之助の私邸のあった雲雀丘の近傍に設置するという前提のもと、南花屋敷（旧 川西町大字寺畑字落掛）を建学の地とした。創設当時、大学周辺は田畑が広がる田園地帯であったが、現在は、マンションや低層住宅が立ち並ぶ閑静な住宅街となっており、遠隔地出身の学生向けに本学が提供している寮（男子）と学生マンション（女子）も、大学から徒歩 5 分前後の住宅街にある。学びと学生生活の環境は良好である。

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

川西市は、高度経済成長期に、いわゆる大都市圏衛星都市の典型として発展し、ニュータウンの開発が相次いで行われる等、住宅都市として目覚ましい発展を遂げた。人口は、昭和 30 年代中頃から急増し、平成 12 年までは増加傾向にあったが、平成 12 年以降は 16 万人前後で推移してきた。

年齢別に見ると、65 歳以上の高齢者人口が増加、少子高齢化が急速に進行しており、平成 22 年をピークに、人口が減少している。15～19 歳の人口に関しては、川西市及び周辺市町ともに、ほぼ横ばいで推移している。

① 川西市の人口推移



② 川西市と周辺市町(兵庫県)の15～19歳人口推移

地 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
川西市	7985	5.0	8111	5.1	7985	5.0	7944	5.0	7773	4.9
宝塚市	11851	5.1	12042	5.1	11851	5.1	11973	5.1	11725	5.0
伊丹市	10090	5.1	10011	5.1	9977	5.1	9836	5.0	9532	4.8
猪名川町	1729	5.5	1749	5.5	1729	5.5	1749	5.5	1729	5.8

■ 学生の入学動向

本学は、食品を加工・製品化する技術を学ぶ大学であることから、全国の農業、水産高等学校で食品を学ぶ生徒及び食品メーカーの社員が多く進学してきており、短期大学としては珍しい全国区の大学である。一方、所在県の兵庫県及び隣接している大阪府からの入学者は、普通高校出身の生徒で占められている。

本学が所在する地元川西市には専門高校がないこともあり、普通高校からの進学が中心で、入学者は過去5年間で僅か4名、全体に占める割合は2.2%である。所在県の兵庫県では、過去5年間で33名の17.9%、近畿圏で71名の38.6%と、近隣通学圏の学生は全体の4割弱であり、6割強の学生は遠隔地の出身となる。

① 学生の出身地別人数及び割合（全国）※出身校の所在都道府県で分類

地 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		過去5年間合計	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	0		0		0		0		1	2.9	1	0.5
東北	2	5.6	4	9.8	3	8.1	2	5.6	2	5.9	13	7.1
関東	5	13.9	0		4	10.8	2	5.6	1	2.9	12	6.5
中部	6	16.6	10	24.4	8	21.6	8	22.2	14	41.2	46	25.0
大阪府	5	13.9	3	7.3	10	27.0	5	13.9	6	17.7	29	15.8
兵庫県	6	16.6	11	26.8	2	5.4	8	22.2	6	17.7	33	17.9
近畿他	2	5.6	4	9.8	1	2.7	1	2.8	1	2.9	9	4.9
中国	1	2.8	0		1	2.7	0		1	2.9	3	1.6
四国	2	5.6	2	4.9	1	2.7	4	11.0	0		9	4.9
九州 沖縄	7	19.4	7	17.0	7	19.0	5	13.9	2	5.9	28	15.3
外国	0		0		0		1	2.8			1	0.5
合 計	36		41		37		36		34		184	

② 学生の出身地別人数及び割合（兵庫県）※出身校の所在都道府県で分類

地 域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	過去 5 年間 合計	
	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)
川西市	0	2	0	2	0	4	2.2
宝塚市	1	1	0	1	1	4	2.2
伊丹市	2	1	0	1	1	5	2.7
猪名川町	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	3	7	2	4	4	20	10.8
兵庫計	6	11	2	8	6	33	17.9
他の都道府県	30	30	35	28	28	151	82.1
合計	36	41	37	36	34	184	

■ 地域社会のニーズ

本学は、地元川西市と、包括的連携協力に関する協定を締結し、豊かで活力ある地域社会の形成と地域の振興を図り、相互の発展を目指してきた。また、地域住民からも、住民の教養向上、文化振興の充実などを常に求められているものと考え、大学運営を行っている。

そのような要請・要望に対し、食の安全等をテーマにした定例講演会を川西市、宝塚市、川西商工会の後援で行うとともに、出前講座等を行い、地域住民から好評を博している。

■ 地域社会の産業の状況

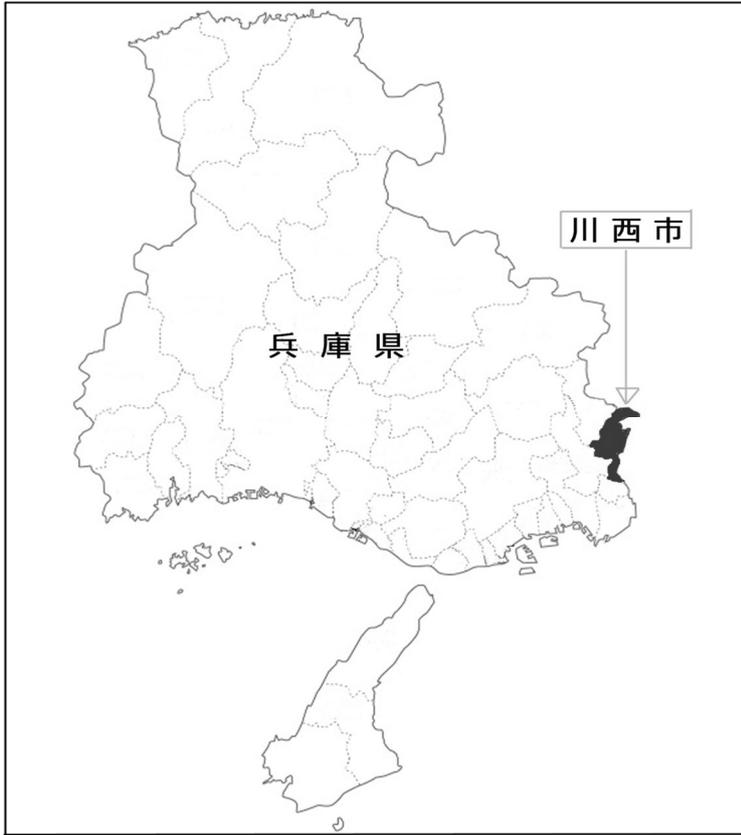
川西市は、高度経済成長期に住宅都市として発展してきた経緯から、産業は、サービス業及び卸売・小売業、不動産業が、事業所数の8割、総生産額の6割以上を占めている。

産業分野別の状況は、下記の通りである。

- ・ 商業 高度経済成長期に市内ターミナル駅付近の再開発等が進んだことで第3次産業が大きく発展したものの、現在は、川西市及び近隣地域への相次ぐ大規模小売店進出、店主の高齢化や後継者不足により、地域に根ざした商業が衰退傾向にある。
- ・ 工業 小・中規模の事業所数の割合が高い傾向にあり、景気低迷期に廃業や移転が相次いでいる。それにより空地となった土地では住宅開発が進み、住工混在が顕著となったことで操業環境の更なる悪化が進むなど、工業も衰退傾向にある。
- ・ 農業 農林産物の大消費地である阪神間に近接していることもあり、「キクナ」や「ホウレンソウ」などの軟弱野菜、米、いちじく、桃、切り花や切り枝、北摂栗など、数多くの農産物が生産され、市場へ出荷されている。また、里山のクヌギやコナラなどを活用した「一庫炭」や「原木シイタケ」の生産も行われているなど、農業は盛んである。

■ 短期大学所在の市町村の全体図

① 全体図（兵庫県）



② 周辺図（川西市）



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
① 自己点検・評価報告書の記載ミスやページ数不足がみられ、現状では課題について触れられているものの「課題は特にない」の記述も多く、全体的に内容の充実が必要。 ② 講義、演習、実技の区分明記。 ③ 学生による授業評価アンケートの実施。 ④ F D 研修の受講率向上。 ⑤ S D 活動実施規程の制定。
(b) 対策
① 自己点検・評価活動の原点に立ち返り、問題点だけでなく、今後更に向上・充実させるために必要な点も含め、評価校マニュアルに沿って記述する。 ② 平成27年度シラバス (講義要項) より実施する。 ③ 平成26年度より実施する。 ④ 新任教員の受講を図る。 ⑤ 平成26年度に制定する。
(c) 成果
① 平成27年度以降、評価活動及び記述内容の充実を図った結果、問題意識が向上し、記載ミスやページ数の不足については改善されたと判断する。 ② 平成27年度に実施済み。 ③ 平成26年度に実施済み。授業改善へつなげた。 ④ 研修受講率が向上した。 ⑤ 平成26年度に制定済み。

② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和2年 5月 1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
2	卒業認定・学位授与の方針	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
3	教育課程編成・実施の方針	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
4	入学者受入れの方針	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
5	教育研究上の基本組織に関すること	本学ウェブサイト※
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学ウェブサイト※

7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	本学ウェブサイト※
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	本学ウェブサイト※
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	本学ウェブサイト※ 入学試験要項 大学ポートレート
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポートレート

※ <https://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure.html>

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 表 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	本学ウェブサイト※ 本学掲示板

※ <https://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure.html>

(7) 公的資金の適正管理の状況[令和元年度]

- 公的資金の取り扱いについては、「研究活動上の不正防止に関する規程」に基づき、学長を最高管理責任者、事務室長を統括管理責任者、各部署にコンプライアンス推進責任者を置き、研究活動及び研究費等の適正な運営及び管理を行う体制を構築している。

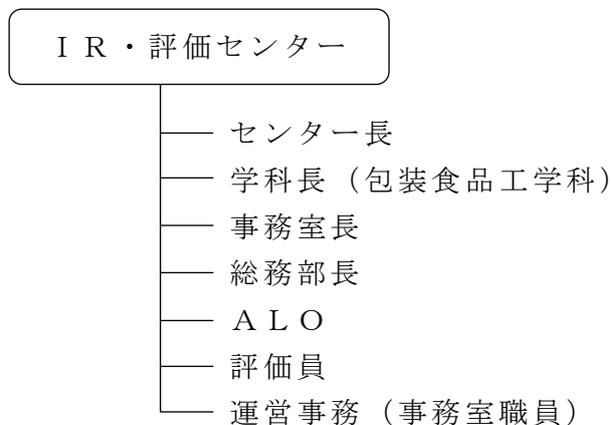
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価については、I R・評価センターがその任に当たっている。その構成員は、以下の通りである。

東洋食品工業短期大学 I R・評価センター		(令和元年度)
センター長	学長	千本 克巳
センター員	短期大学基準協会 A L O 包装食品工学科長・教授	鈴木 浩司
〃	事務室長	福森 正明
〃	総務部長	村岡 浩幸
〃	短期大学基準協会評価員 包装食品工学科教授	八木 謙一
〃	包装食品工学科講師	井上 保
運営事務	I R e r 事務室付課長	高野 要

■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述

I R・評価センターは、「東洋食品工業短期大学 学則」及び「東洋食品工業短期大学 I R・評価センター規程」に基づき、教職員が一体となった自己点検・評価システムを構築することを目的に、平成 29 年に組織した。当センターは、自己点検・評価の企画・立案及び実施に関することはもちろん、報告書の公表、認証評価受審時における対応組織としての役割も担っている。

令和元年度の「自己点検・評価報告書」は、平成 30 年度に引き続き、教授及び事務職員が執筆した。執筆にあたっては、多くの教職員にヒアリングを行い、その内容を自己点検・評価報告書の記述に反映させている。

自己点検・評価を毎年実施することにより、本学の現状把握が的確に行われ、問題点が顕在化され、改善の方向性が明確になってきている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

令和2年1月09日	令和元年度自己点検・評価報告書 作成方針並びに執筆担当者及びスケジュールの決定
令和2年1月10日	執筆担当者に報告書作成の依頼
令和2年3月30日	報告書（様式1～8）原稿〆切
令和2年4月01日～	報告書（様式1～8）原稿の精査
令和2年4月30日	報告書（様式9～22、書式1～4）原稿〆切
令和2年5月01日～	報告書（様式9～22、書式1～4）原稿の精査
令和2年7月31日	報告書完成、公表

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I - A 建学の精神]

< 根拠資料 >

提出資料

- (1) 2019 学生便覧 P4
- (2) 2019 大学案内 P22

備付資料

- (1) 学校法人東洋食品工業短期大学 財団法人東洋食品研究所「50年のあゆみ」
50年史編集委員会 青柿堂 P22 (1988)
- (2) 2016年11月 理事会議事録
- (3) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>) / 大学案内 / 大学概要
- (4) 第577回教授会審議事項1資料 新入教員教育プラン
- (5) 第9回大学運営会議議事録 (審議事項1)
- (6) 2016年11月 理事会議事録
- (7) 2018年11月 理事会議事録
- (8) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/news/2019/11/22.html>)
- (9) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>) / 大学案内 / 履修証明プログラム
- (10) 兵庫県立農業大学校との連携協定書
- (11) 川西市とのまちづくりに関する包括的な連携協定
- (12) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/news/2019/07/24.html>)
- (13) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/news/2019/11/14.html>)
- (14) 本学業務報告「ピピアめふ 1.17 メモリアルデー」松永 藤彦、稲津 早紀子
2020年1月17日
- (15) 産業技術短期大学との連携協定書
- (16) タイ王国ランシット大学との連携協定書
- (17) タイ王国チュラロンコン大学との連携協定書
- (18) タイ王国カセサート大学との連携協定書
- (19) 本学業務報告「科学遊び実施(学内)」、稲津早紀子、2019年8月18日
- (20) 本学業務報告「科学遊び実施(御殿山児童館)」稲津早紀子 2019年8月19日
- (21) 本学業務報告「科学遊び実施(もみの木千里保育園)」
稲津早紀子 2019年8月30日
- (22) 本学業務報告「出前授業 京都府立海洋高等学校 20191107」
今泉俊一 2019年11月12日
- (23) 本学業務報告「出前授業 徳島県立科学技術高等学校 20191121」
今泉俊一 2019年11月24日
- (24) 本学業務報告「出前授業 愛知県立三谷水産高等学校 20200123」
今泉俊一 2020年1月26日

(25) 本学業務報告「出前授業 滋賀県立湖南農業高等学校 20200131」

今泉俊一 2019年2月2日

(26) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/news/2019/08/07.html>)

(27) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>) / 卒業生の方
／アピール会

備付資料-規程集

(1) 東洋食品工業短期大学規程集 3-01 大学運営会議規程

[区分 基準 I - A - 1 建学の精神が確立している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は、短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I - A - 1 の現状>

(1) 教育理念・理想の提示

本学は、昭和13年4月に高碓達之助が東洋罐詰専修学校を創設したことに始まる。達之助は、昭和初期から、欧米諸国の缶詰産業の視察を通じて、欧米の缶詰と我が国の缶詰の技術格差を痛感していた。特に、日本における当時の缶詰の品質問題は、避けて通れない大きな課題であった。そのため、缶詰の基本原則を科学的側面から分析・研究し直す必要があることを説いていた。一方、国内の缶詰産業が急速に発展・拡大したことにより、缶詰業界は慢性的な技術者不足の状態にあり、これに対する養成機関も脆弱を極めた状況にあった。これらの実情を鑑み、達之助は一企業の経営者という立場を超えて、缶詰技術者の養成と缶詰技術の研究をするための教育機関となる東洋罐詰専修学校を創設した。

同校は、「缶詰業を通じて社会に奉仕し、国益を伸長する」という達之助の理想と「缶詰技術の向上への燃えるような情熱」を若者に鼓吹し、健全な精神と優れた能力を持つ人材を育成することに教育の重点を置き、「理論と実際技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」ことを目的として「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」に力を注いだ(備付資料-1)。

昭和36年に東洋罐詰専修学校を母体として設立された本学にもこの精神は引き継がれている。上述したように本学では、東洋罐詰専修学校創設時の理念を引き継いでおり、平成18年に建学の精神と教育理念を下記のように明記した。

- 建学の精神：「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」
- 教育理念：「理論と実際の技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」

平成28年度まで、上記の建学の精神と教育理念を掲げていたが、大学改革の中で、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標についても検討を行った。検討を進める中で、東洋罐詰専修学校創設の目的である「缶詰技術者の育成」を建学の精神の中に盛り

込む方が、本学のような単科短期大学の特徴と社会に対する貢献内容をより明確に示すことが可能であると判断し、平成 28 年 11 月に開催した理事会の審議^(備付資料-2)を経て建学の精神を下記のように改定した。

- ・建学の精神：「心正しく、誠実と勤労の精神を尊び、包装食品工学の理論と技術をあわせ修めた包装食品業界の担い手を育成する」

新しい建学の精神には、本学が目指す教育の理念・理想が明確に示されていることから、教育理念については建学の精神に統合した。既に述べてきたように、建学の精神には、本学が目指す教育の理念・理想が明確に示されている。

(2)法に基づく公共性

本学の建学の精神には、「心正しく、誠実と勤労の精神を尊び」との文言により、人格的に優れている人材の育成を謳っており、更に後半の「包装食品工学の理論と技術をあわせ修めた包装食品業界の担い手を育成する」の部分により、大学としての専門性を明確に表している。したがって、本学の建学の精神は、例えば教育基本法第一条にある「教育は人格の完成を目指し」と高い整合性があり、更に同法第七条に記された「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」との記載を満たしている。また、本学は、包装食品工学という生活に欠くべからざる学問分野を教育・研究する高等教育機関であり、そのことが建学の精神に明記されている。したがって、建学の精神により、本学の公共性と独自の位置付けが、第三者にも理解しやすく示されており、本学の建学の精神は、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

(3)学内外への表明

本学が存在する意義を建学の精神に盛り込み、建学の精神を学生に周知し、何のために学ぶのか、何を目指して学ぶのか、を常に意識させるため、学内においては、学生便覧^(提出資料-1)で明確に記載し、入学時のオリエンテーションで説明を行っている。更に、学内の教職員及び学生が集まる主な場所には、建学の精神を記したパネルを掲示している。また、学外に対しても、本学ウェブサイト^(備付資料-3)に上記内容を掲載しているほか、大学案内^(提出資料-2)で建学の精神を示すとともに、本学の特色を明記している。以上のように、本学では建学の精神を学内外に表明している。

(4)学内における共有

新たに教職員を採用した場合には、着任から 2 週間以内に学長もしくは学科長が建学の精神や教育方針を説明することを平成 29 年度よりルール化^(備付資料-4)し、現在も継続している。

また、新入学生に対しては、入学前教育の一環として、配付資料の中に本学建学の精神を掲載し、それぞれの感想や考えを求め、課題レポートとして全員に提出させている。このほか、入学前教育の課題の一つとして、本学の創設者である高碓達之助に関する調査レポートを課して、その人物像の感想を求め、創設時より本学が目指しているところを理解させるよう努めている。

更に、理事長室、学長室、教員室、事務室には建学の精神等を記したパネルを、本館内の学生が集まる場所には本学の一連の特徴を示すパネルをそれぞれ掲示し、常に周知できるようにするとともに、広く教職員並びに学生が共有できるようにしている。このように、本学では建学の精神を学内において共有化できている。

(5) 定期的な見直し

本学では、建学の精神、教育研究上の目的と目標については、大学運営及び大学改革について意思決定を行う会議体である大学運営会議に諮り（備付資料-規程集1）、見直しを行っている（備付資料-5）。既に述べたように、本学の建学の精神、教育研究上の目的と目標は、平成28年11月に開催した理事会（備付資料-6）の審議を経て改定を行った。理事からは、「現在の建学の精神よりも簡潔で覚えやすいものがないか」との意見があった。

理事会での意見に基づき、高碓達之助の研究者で、本学歴史学の授業を受け持っている非常勤講師にも、高碓達之助の東洋罐詰専修学校創設に関連した言葉や文書の調査を依頼し、これらの中で、本学に相応しい、覚えやすく簡潔な表現があれば、現在の建学の精神と比較検討することとした。その結果、「改定は必要なし」と結論づけ、平成30年11月の理事会に諮り、承認された（備付資料-7）。このように、建学の精神については、本学創設時の社会に対する大義と熱い思いを踏襲しつつも、定期的に見直しを行い、必要が生じた場合には改定を加えられる仕組みが整備され、実施されている。

〔区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

< 区分 基準Ⅰ-A-2 の現状 >

(1) 地域・社会に向けた講座、生涯学習事業

本学では、年1回11月、地域住民と食品関連企業等を対象とした「定例講演会」を実施している。この定例講演会は、地元自治体の川西市と宝塚市、川西市商工会から後援をいただいている。令和元年度講演会では2名の外部講師を招き開講したが、多数の聴講者が集まり、質疑応答も活発に行われ、昨年同様盛況であった（備付資料-8）。

社会人教育については、教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定に定められた履修証明制度に基づき、社会人等の学生以外の者を対象とした学習プログラム（履修証明プログラム）を「社会人育成講習会」の名称で、学生の夏季休業期間中に実施している。本学の社会人育成講習会は、1週間の「密封技術コース」「食品製造技術コース」「食品分析技術コース」の3コース、2週間の「密封総合コース」「食品総合コース」、更に2週間コースを組み合わせ、平成27年度に文部科学省の職業実践力育成プログラ

ム（BP：ブラッシュアップ・プログラム）に認定された4週間の「包装食品工学総合コース」がある（備付資料-9）。4週間コースでは、講習会の最後に筆記試験を行い、その合格者に対して履修証明書を付与している。4週間コースは前半2週間の「食品総合コース」のみを先に受講し、次年度以降に「包装食品工学総合コース」の3週目に編入するパターンも準備しており、社会人の学びやすさを配慮したコース設計を行っている。各種コースを準備していることから、社会人が日常業務で抱えている問題解決、スキルアップ、学び直しに利用されている。したがって、「社会人育成講習会」は公開講座、生涯学習の側面を持ち合わせていると考えている。平成30年度受講生28名（4週間コース9名）に対して、令和元年度受講生は36名（4週間コース6名）であった。

なお、本学では、学修の機会を広く一般の人々に開放することを目的に、ひとつまたは複数の科目を履修できる制度（科目等履修生制度）を設けており、通常の学生と同様に、期末試験等を受けてその科目の単位を修得するが可能となっている。以上のように、本学では地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、リカレント教育等を実施している。

(2) 地域・社会との連携

本学は、兵庫県立農林水産技術総合センターが進めている県産品の6次産業化の推進に協力している。同センター管轄の兵庫県立農業大学校とは平成28年7月に「大学間連携協定」を締結（備付資料-10）して、教育研究の連携、教員及び学生の交流、地域社会への貢献を行っている。この連携協定に基づいて、令和元年度は兵庫県立農業大学校の1年次生が本学の実習設備を利用して、容器詰めカレーやジャムの製造実習を行った。また、本学からは教授を派遣し、兵庫県立農業大学校における食品製造実習の指導や講義を実施した。この交流は平成28年から継続しており、令和2年度も実施に向けて担当教員間での調整を行っている。この他、凍結乾燥技術を応用した地元特産品の加工食品開発に着手し、一部、研究成果の紹介も始めた。

地元川西市とは、平成21年から、まちづくりに関する包括的な連携協定を締結し（備付資料-11）、市と大学相互の人的・知的資源の交流と活用を行っている。また、本学は川西市商工会の会員になっており、商工会とは不定期であるが情報交換を継続している。また、川西市南公民館によるイベント「夏休み子ども科学実験教室～あなただけの缶詰タイムカプセルづくり～」の会場として、本学設備を提供した（備付資料-12）。11月には川西市立加茂小学校2年生の生活科の学習として地域のお店や施設について調べる「町たんけん」で見学を受け入れた（備付資料-13）。

また、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災から得た経験や教訓を風化させない取り組みの一環として、防災関連に関する展示協力を宝塚市役所から受け、令和2年1月17日に宝塚市公益施設（ピピアめふ）にて実施した。防災に関するテーマとして、飲料用アセプティックボトル充填に関する製造方法の展示協力を実施した（備付資料-14）。

教育機関との協定は、兵庫県立農業大学校以外に、産業技術短期大学（備付資料-15）、タイ王国のランシット大学、チュラロンコン大学及びカセサート大学と締結（備付資料-16, 17, 18）しており、教員及び学生の交流を図っている。9月の秋季プログラムは予定通り実

施したが、残念ながら3月に予定した春季プログラムは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった。しかしながら、来年度以降も継続することで合意している。

協定は締結していないが、毎年、奈良女子大学生活環境学部食物栄養学科3年次の学生が来学し、加工食品に関する講義と缶詰の製造実習（巻締体験含む）を受講している。令和元年12月には畿央大学からも学生を受け入れ、体験学習、講義を実施した。また、未就学児を対象とした活動として、本学微生物グループの担当教員が地域の保育園児を対象に、「科学あそび」と称して科学に親しんでもらう取り組みも行っており、顕微鏡を使って細菌の観察や納豆菌を用いた納豆づくりをしてもらう等の活動を、保育園、児童館、本学内で実施した（備付資料-19, 20, 21）。この取り組みは、令和元年度は8月に3回と、前年度に比べ回数を増やして実施した。

また、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会とは協力関係にあり、巻締主任技術者資格認定講習会は場所の提供、レトルト食品製造技術主任技術者講習会は、場所の提供及び教員を年2回、講師として派遣している。

昨年交流が始まった国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）とは、日本食の副菜用宇宙食の開発について情報交換を続けており、来年度以降も本学から開発品の提案を期待されている。

更に、令和元年11月には、京都府立海洋高等学校、徳島県立科学技術高等学校、令和2年1月には愛知県立三谷水産高等学校、滋賀県立湖南農業高等学校に対し食品容器に関する座学教育や二重巻締及びキャッピングの出前授業（実習）を実施した（備付資料-22, 23, 24, 25）。出前授業も前年度に比べ回数を3回増やし、合計4回実施した。

企業との連携に関する取組としては、調理機器メーカーとの共同研究や食品包装資材メーカーとの受託研究など包装食品業界の発展に寄与する様々な研究を行っている。今年度はこれら従来からの共同研究・受託研究に加え、大手食品メーカーとの商品開発に関する共同研究、大手商社とのプラスチックフィルム包材の機能性に関する受託研究も実施し、課題解決に貢献できる実例が増加した。企業主催の包装食品を啓蒙する試みでは、株式会社万代、はごろもフーズ株式会社殿の共同企画「夏休み！家族でつくろうシーチキン」で、大学設備の貸出し、缶詰製造体験を行い、地域・社会貢献に寄与している（備付資料-26）。

この他、本学卒業生の同窓会組織である「アップール会」の総会、支部総会が北海道から九州まで全国で毎年行われている。今年度は開催された全ての会（総会並びに北海道、東北、関東、近畿、四国、九州の各支部総会）に学長自ら出向き、本学の近況報告及び教員による最近の研究事例紹介を行った（備付資料-27）。これを契機に卒業生が働いている食品会社等の問題解決に向けた意見交換が深まることを期待している。以上のように、本学では地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

(3) 教職員及び学生のボランティア活動等

本学は、川西市とのまちづくりに関する包括的な連携協定（備付資料-12）に基づき、災害対策用品の保管や災害時の緊急避難場所の提供等に協力している。また、毎年5月と10月には、寮生が近隣自治会のクリーンキャンペーンへの参加を通じて、地域社会に

貢献している。更に、毎年10月に日本赤十字社に献血会場を提供し、教職員が団体献血を行っている。以上のように、本学では教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<テーマ 基準 I - A 建学の精神の課題>

本学の建学の精神に基づけば、包装食品業界の次世代を担う人材を輩出させるだけでなく、包装食品に関する研究を通じて知識や技術の重要性を広く社会に伝えていくことも重要な役割である。限られた時間、費用、人的資源の中で、十分な実績を上げていくためにも独自研究成果の一方通行的な発表だけに留まらず、今後も、企業、大学、研究機関との交流から研究課題を探索し、解決のための研究を進めていく必要がある。特に独自対応が困難な中小零細規模の食品会社を対象に、衛生管理手法としてのHACC P導入を支援することは喫緊の課題ととらえ、力を入れていく必要がある。更に、食品会社の直面する課題に対して、本学の知識、技術を応用した解決策を提供することや、新製品の開発・実用化に対する技術支援を通じた包装食品業界への貢献を継続して拡大することが今後の課題である。

また、全国の水産系、農業系高等学校を中心に本学の教育機器を持ち込んでの出前授業は好評であり、実施要望が多い。この要望に応えるためには、現状のやり方では担当教員のスケジュール調整や教員の対応力にも限界があり、何らかの改善策を講じる必要がある。

<テーマ 基準 I - A 建学の精神の特記事項>

本学は、実機（実際に食品企業で製造に使用している機器）レベルの教育・研究用包装食品の実習設備を有しており、兵庫県立農業大学校や奈良女子大学等に対して、本格的な包装食品の製造体験を提供している。このような体験は他学ではできない内容であり、非常に有意義な体験として継続的に実習の依頼を受けている。今後はこのようなユニークな本学の特徴を広く社会に認知させる広報活動に力を入れることにしている。マスコミ、出版社からの取材申し入れ等についても積極的に応じる。また地域社会に対しては本学の施設（体育館やグラウンド、講堂等）も積極的に開放するよう準備を始めている。

[テーマ 基準 I - B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

- (1) 2019学生便覧 P4
- (2) 2019年度生 カリキュラム案内（履修の手引き）P10～P11
- (3) 2019年度生 カリキュラム案内（履修の手引き）P4～P5

- (4) 2019学生便覧 P5～P6
- (5) 2020大学案内 P6、12、22

備付資料

- (1) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>) / 大学案内 / 大学概要
- (2) 2019年9月 大学運営会議議事録
- (3) 本学業務報告「企業訪問（企業からのご意見聴取）」福森正明
2019年11月25日
- (4) 本学業務報告「企業訪問（企業からのご意見聴取）」福森正明
2019年11月26日
- (5) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>) / 大学案内 / 情報公開
- (6) 2019年8月 カリキュラム委員会議事録
- (7) 2020年2月 教授会議事録

[区分 基準Ⅰ－B－1 教育目的・目標を確立している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ－A－6）

<区分 基準Ⅰ－B－1の現状>

(1) 学科の教育目的・目標の確立

本学は、昭和 13 年に高碓達之助が創設した東洋罐詰専修学校を母体として昭和 36 年に設立されたが、短期大学への改組後は、時代の要請から、缶詰技術のみにとどまらず、内容品も含めた広大な食品科学分野に及ぶ技術の修得が必要となった。

そこで本学は、「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」を建学の精神とし、「理論と実際の技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」という教育理念のもと、教育目的・目標を定め、教育研究活動を行ってきた。

平成 28 年度に実施した大学改革では、建学の精神（教育理念）を改定しているが、建学の精神と併せて教育研究上の目的と目標の検討を行った。その結果、本学の特徴を活かしながら、時代の要請に応えるため、以下に示す内容に改定した。

《教育研究上の目的》

包装食品製造に関わる理論と技術の教授並びに研究を行い、包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する。

《教育研究上の目標》

- ・包装食品製造を支える「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」の各工程に関連した専門知識や技術を身につけるとともに、包装食品製造全体を見通す視野と応用力を養う。

- ・ 包装食品製造に深く関係する各種資格の取得を奨励し、資格に裏打ちされた高い技術力を養う。
- ・ 人格教育に基づき、包装食品製造を担うことができる人間性を醸成する。
- ・ 包装食品業界の発展に寄与する実践的な研究を行う。

(2) 学内外への表明

教育研究上の目的と目標は、学生便覧^(提出資料-1)や本学ウェブサイト^(備付資料-1)等に明記した。入学時のオリエンテーションでは十分な時間を費やし、学生に説明を行っている。また、少人数教育の利点を活かして、教職員が学生に普段から教育研究上の目的と目標に沿った指導を行っている。そのほか、教育研究上の目的と目標を記載したパネルを、学生、教職員が常に目につく場所に掲示し、それらが浸透するよう努めている。また、学外に対しても、本学ウェブサイトや自己点検・評価報告書によって、内容を広く表明している。

(3) 定期的点検

令和元年度は、教育研究上の目的と目標に基づく人材養成が、地域・社会の要請に役立っているかを点検するために、地元産業界（森永乳業株式会社神戸工場^(備付資料-2)、ハリマ食品株式会社加古川工場^(備付資料-3)、ハウスウェルネスフーズ株式会社^(備付資料-4)）にヒアリングを実施した。「教育目的・目標に基づき定めている学修成果は、非常に妥当な内容であり、産業界の考えともマッチしている。三つのポリシーをもとに、素晴らしい人材を輩出し続け、食品業界に貢献して欲しい。」など肯定的な意見を頂戴した。

[区分 基準 I - B - 2 学修成果を定めている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科の学習成果を学科の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I - B - 2 の現状>

(1) 建学の精神に基づく学習成果

先に述べたように、平成 28 年度に建学の精神、教育研究上の目的と目標を改定した。加えて、建学の精神に基づき、卒業認定・学位授与の方針の改定も行った。学修成果は、卒業認定・学位授与の方針に対応する形としており、平成 30 年度における卒業認定・学位授与の方針及び学修成果についての点検を経て、以下に示す内容とした。

《学修成果》

1. 責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。
2. 食の安全・安心を実現するための要素を理解し、幅広い教養を基礎に置いた確

に判断することができる。

3. 食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術を備えている。
4. 食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を備えている。
5. 食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、それらを応用して問題解決にあたることができる。
6. 自分の言いたいことを相手に伝えることができる。
7. 相手の言いたいことを理解することができる。
8. 自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わることができる。

(2) 学科の教育目的・目標に基づく学習成果

本学は単科短期大学であるため、短期大学（機関レベル）としての学修成果が学科の学修成果となる。

(3) 学内外への表明

学修成果については、カリキュラム案内^(提出資料-2)や本学ウェブサイト^(備付資料-5)等に明記し、学内外に公開している。

(4) 定期的点検

令和元年度は、学修成果と科目の対応関係について、カリキュラム委員会において点検を実施した。その結果、令和2年度も、令和元年度と同じ対応表を維持することが妥当であると判断している^(備付資料-6)。ただし、人間力とコミュニケーションに関わる学修成果については、科目に割り当てるのは難しい状況であることを踏まえ、ひきつづき、点検・見直しが必要である。

また、学修成果の測定方法について見直しを実施した。FD委員会において自己評価を行うための評価基準（ループリック）を作成し、令和2年度より運用を開始することにした^(備付資料-7)。

[区分 基準 I - B - 3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的な議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I - B - 3 の現状>

(1) 三つの方針の一体的定め

文部科学省から発表された、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日 大学教育部会)に基づき定めている。平成28年度に、三つの方針(三つのポリシー)の改定作業を行った。その結果、本学が定める三つのポリシーは学校教育法施行規則に適合したものになった。また、改定後の三つのポリシーに基づき、カリキュラムを包装食品工学の基礎となる必修コア科目と資格取得に関係するステップアップ選択科目に再編成し、包装食品工学全体のつながりを明確にするため、包装食品工学を、食品製造工程を構成する七つの分野と食品製造工程全体を支える五つの分野に分けた概念図及びカリキュラムマップ(提出資料-3)を作成した。

(2) 三つの方針の策定

三つの方針については、就業力育成支援委員会(現 大学運営会議)にて議論を重ね、策定した。

(3) 教育活動

先に述べたように、本学では、卒業認定・学位授与の方針に基づき、学修成果を定めている。また、学修成果と科目との対応表を有している(提出資料-2)。学修成果の量的・質的データとしては、個々の科目で行われている成績評価が学修成果の主要なデータとなっている。科目レベルの学修成果のデータを集積することで、本学の教育課程における学修成果の達成度を定量的に測定することが可能となっている。

令和元年度は、各科目の学修成果について、教育課程の学修成果を念頭に置きながら、担当教員がシラバス(講義要項)作成時に点検を実施した。

(4) 学内外への表明

これら三つのポリシーについて、本学ウェブサイト(備付資料-1)上での公開、学生便覧(提出資料-4)、大学案内(提出資料-5)への記載等により、広く周知するように取り組んでいる。

<テーマ 基準 I - B 教育の効果の課題>

学修成果の中で、人間力やコミュニケーションに係わる学修成果については、その測定方法が具体的に定義されない限り、科目との対応が非常に難しい項目がある。例えば学修成果第1項の「責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。」、第6項の「自分の言いたいことを相手に伝えることができる。」、第7項の「相手の言いたいことを理解することができる。」、並びに第8項の「自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わることができる。」があげられる。

この課題を解決するにはまだまだ議論が必要であり、今後も継続して検討していく。

<テーマ 基準 I - B 教育の効果の特記事項>

食品業界を取り巻く国内外の社会情勢・技術動向は変化している。令和元年度は、教育研究上の目的と目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかについて点検するとともに、ループリックを制定し、学修成果の測定方法について見直しを実施した。学生の成績データや資格取得状況、更には、食品業界の情勢を念頭に置きつつ、定期的な点検・見直しを今後も継続する。

[テーマ 基準 I - C 内部質保証]

<根拠資料>

備付資料

- (1) 2020年1月9日 自己点検・評価関係者会議議事録
- (2) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>)
／大学案内 ／自己点検・評価報告書
- (3) 2019年度 第8回 F D 委員会議事録
- (4) 2019年度 第619回、第622回教授会議事録
- (5) F D 委員会議事録 2020年1月10日開催 F D 研修会
- (6) F D 委員会議事録 ティーチング・ポートフォリオ研修会
- (7) カリキュラム委員会議事録 学修時間の調査結果
- (8) 学修支援委員会 ステージゲート実施結果

備付資料-規程集

- (1) 東洋食品工業短期大学規程集3-03 I R ・評価センター規程

[区分 基準 I - C - 1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I - C - 1 の現状>

(1) 組織の整備

本学では、平成 29 年 2 月に自己点検・評価活動を担う組織として、I R ・評価センター規程^(備付資料-規程集 1)を作成し、I R ・評価センターを設置した。平成 29 年 4 月から運用を開始し、メンバーは学長、学科長、事務室長、総務部長、I R 担当職員、その他学長が必要と認めた者で構成されている。この構成メンバーに教授を加えた 11 名で、令和元年度の自己点検・評価報告書の作成作業を行った。今年度は昨年度まで実施して

いた基準項目ごとに割り振られた担当者からの報告を、センターにて取りまとめを行っていたが、今年度からは、基準Ⅰ～Ⅳの基準ごとに取りまとめるためのリーダーを設置、リーダーにて基準ごとに報告を取りまとめる仕組みに変更した。自己点検・評価報告書全体の統括、内容の精査をⅠＲ・評価センターにて行う仕組みは変更ない。基準ごとの取りまとめリーダーを置くことで、センターでの事務処理の軽減化、迅速化を図ることができるばかりでなく、記載事項に不足がある場合はリーダーを中心に基準ごとに構成メンバーで内容の精査を行うので、自己点検・評価報告書の精度アップのみならず、報告書に関与したメンバー自身の力量アップを図ることができる。

(2) 日常的な点検・評価の実施

自己点検・評価活動は必要に応じⅠＲ・評価センターにより行われる。令和元年度は、次年度に認証評価を控えていることもあり、例年9月末に発行される自己点検・評価報告書の発行時期を見直し、6月末に発行するべき活動を開始した。年度初めに開催されるⅠＲ・評価センター主催の会合も、令和元年度は令和2年1月9日に初会合を開催、書面の作成作業に取りかかった^(備付資料-1)。しかし、令和2年3月より本格化した新型コロナウイルス感染症が社会に与えた影響は予想以上のものであり、本学も例外ではなく、対策、対応に奔走の日々が続いた。そのため、自己点検・評価報告書の発行は、当初予定の6月末から7月末の発行に軌道修正を余儀なくされた。

(3) 点検・報告書の公表

自己点検・評価報告書の公表は、毎年製本後、図書館閲覧室の書架に配架し、誰でも閲覧できる状態にしている。また、本学ウェブサイトにも掲載し、より多くの人へ情報提供できるよう努めている^(備付資料-2)。

(4) 教職員の関与

自己点検・評価報告書関与メンバーは、本学の他委員会の委員長等を務めている教職員で構成されているため、報告書の課題は関係する委員会で検討され、大学改革に役立つよう配慮されている。あわせて、各員会には全教職員が関与していることから課題の共有化、改善における関与を図ることができる仕組みとなっている。令和2年度からは、組織のガバナンス強化のため、各委員会の見直しを行う。ⅠＲ・評価センターもその例外ではなく、大学運営会議の直轄センターの1つとして位置づけた⁽³⁾。

(5) 高等学校等関係者の意見聴取の取入れ

高等学校等関係者に対する意見聴取については、令和元年度は実施していない。

(6) 改革・改善への活用

自己点検・評価の結果は、次年度の各委員会活動へ反映させ、1年間の活動計画へ反映させている。内容によっては、早急に取り組むべき案件、数年を有して検討すべき案件、一委員会だけでは解決できない案件など多岐にわたるが、年度の初めには各委員会の前年度活動計画の総括を行い、PDCAを回しながら取り組みを継続してい

る。

[区分 基準 I - C - 2 教育の質を保証している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための P D C A サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I - C - 2 の現状>

(1) 査定手法

学修成果においては、卒業認定・学位授与の方針に対応する評価軸として、学修成果を 8 つ設定し、全カリキュラムの関連づけを実施、シラバスを用い学生へ公開している。アセスメント手法は、令和元年度の新 1 年生から G P A を軸とした評価手法にて評価、その結果と今後の取り組みを面談にて伝えている。新 1 年次生は入学時に 8 つの学修成果に対し、自身が現時点でどのレベルにあるか 1 点から 5 点までの評点で自己評価を記載、その結果をもとに初回の面談を行う。面談担当者は教授会メンバーが担当し、1 年次生は入学後 1 ヶ月を迎える 5 月に自己評価で得た学修成果の結果をもとに面談を行う。入学後 2 年間で目指すべき学修成果は何か、各学生に動機づけを行うことを主な面談の目的としている。

(2) 定期的点検

このような学修成果の面談は、入学時、1 年次末、卒業前の計 3 回行う。2 回目、3 回目は自身の評価の他に、成績による評価軸も加わるので、大学が各学生に求める卒業時の到達目標である卒業認定・学位授与の方針への到達度を図ることが可能となる。しかし、各学生が自身で 1 点から 5 点の評点をつける際の基準設定が不十分であったことから、F D 委員会にて改善を検討した結果、令和 2 年度の新 1 年次生に対し、ルーブリックを適用する。F D 委員会より提案されたルーブリックは、令和 2 年 2 月 20 日、2 年次生に先行適用し、その課題、改善すべき点を抽出、教授会審議を経て確定した。令和 2 年度は、新 1 年次生への本格運用に繋げる予定である（備付資料-4.5）。

教育の質保証には教職員の待遇面の改善も必要と考える。待遇面に繋がる教職員の査定については、年度末に教職員への面談制度を取り入れている。面談は面談者である学科長（教学部門）、事務室長（事務部門）の査定結果をもとに、年度の活動を振り返りその結果は次年度役職、給与に反映される。教学部門では平成 30 年度より新規の査定考課表を運用し、令和元年度は 2 年目の運用となる。本年は前年度まで前期、後期の 2 回実施していた面談回数を年度末の 1 回に変更した。大きな支障はなかったため、今後も年度末 1 回の面談とする。

(3) P D C A サイクルの活用

査定項目には授業における改善の取り組みに対する項目も含まれている。前期及び後期終了後に、F D 委員会主催で学生による授業評価アンケートを行っており、結果は各担当教員にフィードバックされ、各教員はそれをもとにして授業改善計画を立て次年度の教育の改善手段としており、その改善計画書はF D 委員会に提出されている。また、学生の評価結果を参考に前後期の優秀教育者賞の選定を行っている。現状の基準では学生の人気投票に陥る点は否めず、教員の授業に対するモチベーション向上には必ずしも良い手段とは言えない。この点についても令和 2 年度改善を行い、教育の質向上による学修成果の向上へつなげていく。

教員に対する全学的なF D 活動として、昨年度に引き続きF D 委員会主催で外部講師を招いた研修会を開催した。残念ながら令和 2 年に入り新型コロナウイルス感染症のため、予定されていた研修会の一部は中止せざるをえない状況となり、令和元年度は1回の開催となった。令和 2 年 1 月には、学生が作成したレポートなどの成果物をどのような軸で評価すべきか、ループリックの作成に関する研修を本学で開催した(備付資料-5)。また、今後、教員の教育理念を示すティーチング・ポートフォリオ(以下T P)は必要なツールである。令和元年度は作成に関する外部研修にも複数名の教員が参加しその修得に努めた。次年度もT P 研修は計画的に進めていく予定である(備付資料-6)。

学外研修はT P 研修にとどまらず、関西地区F D 連絡協議会を通じて公開される学外ワークショップの情報を、F D 委員会から教員に配信しており、教員はこれに適時参加している。特に、新任教員には「授業の基本」ワークショップを受講するよう指導している。

平成 25 年度からは、カリキュラム委員会が学生の学修行動調査を行っている。調査では学生の学修方法や学修時間等が明らかになり、これを各教員が授業計画や学修指導方法にフィードバックできるようになった。大学生の授業外における学修時間の確保は本学だけに限った問題ではないが、いかに講義以外の学修時間を確保させるかについて今後も継続して検討していく(備付資料-7)。

本学では、専門科目で学修する包装食品製造に関する総合的な学修成果の到達度を、試験等とは別に測定し、不足している分野の学修を深めさせる、ステージゲートと称する取り組みを行っている。

平成 29 年度は学年末に 1 年次で学修する専門必修科目のエッセンスとなるキーワードが、どの分野のキーワードになるか問う形式で実施したが、キーワードの設定や、記入方法等、実施において混乱も認められた。平成 30 年度はこの点を改善、キーワード群をあらかじめ記載しておき、そのキーワード群が本学で学ぶ食品製造工程を直接的に支える七つの分野、「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」並びに、それを支える五つの分野、「食品衛生」「品質管理」「衛生管理」「検査」「関連法規」のどれにあてはまるかを選択させる方式に変更した。結果、運用の混乱もなく実施することができたので、令和元年度も継続して運用した。ステージゲートは、学生自身に自らの学びの不足部分を認識させ、その面談を通じての学生への指導を行うことで、試験等による一過性の評価では把握し難い包装食品製造プロセスにおける応用力の測定と学修成果の質向上を達成できる仕組みである(備付資料-8)。

2年次生に対しては、平成30年度からさば水煮缶詰のフローダイアグラム（原料の受入れから出荷までの工程の流れを記述した図）を活用し、重要工程の穴埋めや、その工程で必要とされる知識を記述式で解答する方式を採用した。フローダイアグラムで問いかけるべき質問に関しては、改善点が認められ、令和元年度は質問事項の変更を行った。令和2年度も学修支援専門委員会にて改善に努めていく。

また、平成29年度から新入生に対してプレイスメントテストを実施しており、学力に応じてリメディアル教育も実施している。リメディアル教育によって、短期大学入学以前の学習が不十分で、本学専門教育についていけない可能性が高い学生に対しても、本学の学修内容を理解するための下地を醸成している。

以上のような教育の向上・充実に関し、令和元年度は具体的な取り組みを継続、改善を行った。今後もPDCAサイクルを回し教育の向上・充実を目指す活動を継続していく。

(4) 関係法令の遵守

学校教育法等の大学関係法令、短期大学設置基準、食品衛生法等の関係法令の変更や資格に関する情報は、通達があり次第、学内の関係部署に回覧している。また、カリキュラムや入試制度等に変更を加える場合は、関係法令や学習指導要領、他大学の状況等を確認し、法令を遵守している。

<テーマ 基準I-C 内部質保証の課題>

「基準I-C-1」では、高等学校等関係者への自己点検・評価活動の意見聴取については、今後、高校訪問等の機会を利用して実施する方向で検討する。

「基準I-C-2」では、教学部門において、各教員の考課基準を設定し2年目の運用となった。その結果、評価者の見直し、査定項目の見直しが必要と判断した。教学部門では現状、教員は4グループ（食品製造グループ、密封グループ、分析グループ、微生物グループ）のいずれかに所属しているが、令和2年度からは1次評価者を各グループ長にて、2次評価者を学科長が担うことで、グループ長への業務譲渡を推進する。併せて、グループ長は1次面談者を学科長、2次面談者を学長とする。

更に、運用面においては、査定基準で役職が上がっても評価軸が変わらない項目や、大学への貢献度をより明確に評価できる査定基準等改善すべき点が明らかとなったため、令和2年度は査定項目の改善を行う予定である。

事務部門においては従来の考課基準で運用しているが、現状の考課基準では本学が職員に求める具体的成果や職位に応じた評価が不十分であるため、今後、改善が必要である。

2年次生に実施しているステージゲートの内容に関しては更なる改善が必要と判断している。

＜テーマ 基準 I - C 内部質保証の特記事項＞

本学は、ステージゲートと称する独自の取り組みを行っているが、平成 30 年度に 1 年次向けステージゲートの運用方法につき改善を実施、令和元年度は 2 年目の適用となり、大きな支障なく実施することができた。結果、試験等による一過性の評価では把握し難い包装食品製造プロセスにおける応用力の測定と、学修成果の質向上を達成できる仕組みを構築することができた。

併せて学修成果の把握のため、学生自身が判断しやすい手法としてルーブリックの準備を進め、令和 2 年度の新 1 年次生に適用することが可能となった。卒業時にはすべての卒業認定・学位授与の方針において評点 3 点以上の修得を目指すべく、教育の質保証に努めていく。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書に改善計画の記述はないが、平成 30 年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画に対する令和元年度の実施状況は以下の通りである。

① 建学の精神に基づき包装食品に関する知識や技術の重要性を広く社会に伝えるために、基準 I - A の特記事項でも述べたが、本学の有する実機を有効活用し、兵庫県立農業学校や奈良女子大学等に対し、本格的な食品包装の製造体験を提供している。このようなこのような体験は他学ではできない内容であり、非常に有意義な体験として継続的に実習の依頼を受けている。

また、高等学校に対し食品容器に関する座学教育や二重巻締及びキャッピングの出前授業（実習）を実施した。出前授業も前年度に比べ回数を 3 回増やし、合計 4 回実施した。

更に、令和元年度は、教育研究上の目的と目標に基づく人材養成が、地域・社会の要請に込えているかを点検するために、地元産業界（森永乳業株式会社神戸工場、ハリマ食品株式会社加古川工場、ハウスウェルネスフーズ株式会社）にヒアリングを実施した。「教育目的・目標に基づき定めている学修成果は、非常に妥当な内容であり、産業界の考えともマッチしている。三つのポリシーをもとに、素晴らしい人材を輩出し続け、食品業界に貢献して欲しい。」など肯定的な意見を頂戴した。

② 教育の効果に対する学修成果の対応表に関しては、カリキュラム委員会において点検を実施した。なお、令和 2 年度も、令和元年度と同じ対応表を維持することが妥当であると判断している。

また、学修成果の測定方法について見直しを実施した。FD 委員会において自己評価を行うための評価基準（ルーブリック）を作成し、令和 2 年度より運用を開始することにした。

③ 内部質保証として教育の質を保証するため、定期的に査定の手法を見直す必要がある。教学部門の考課基準の見直しについては事項の改善計画に記載したが、令和 2 年

度の取り組みとする。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ① 令和2年度から小規模食品会社を対象としたHACCP導入の担い手育成に関する実践教育プログラムを提供できるように教材を準備する。
- ② 学外団体と共同研究や食品会社からの受託研究を増やすべく、5か年計画で重点活動目標を掲げる。
- ③ 限られた人員で出前授業等の学外活動を活性化させるべく、令和2年度からTV会議システム等を用いた教材づくり、出前授業ができる教員育成を開始する。
- ④ 学修成果の中で人間力やコミュニケーション力に係わる学修成果をどのように科目に対応させるかが課題であり、カリキュラム専門委員会やFD専門委員会等の5か年計画でどのように改善していくべきか、今後継続して議論していく。
- ⑤ 自己点検・評価活動における高等学校等の関係者への意見聴取は、どの高等学校に対して行うべきか、本学の意向と高等学校側のご意見も聴取しながら進める必要があるため、今後1～2年をかけて検討していく。
- ⑥ 教員の査定評価の改善については、令和2年度に取り組む。
- ⑦ 2年次のステージゲートについては、学修支援専門委員会を中心に令和2年度も継続して改善に取り組んでいく。

【基準 II 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準 II - A 教育課程]

< 根拠資料 >

提出資料

- (1) 2019 年度生 カリキュラム案内（履修の手引き） P10
- (2) 2019 学生便覧 P5
- (3) 東洋食品工業短期大学規程集 1-01 学則 別表 1（第 18 条・第 23 条関係）
- (4) 2019 学生便覧 P26
- (5) 2019 年度生 カリキュラム案内（履修の手引き） / シラバス（講義要項）
- (6) 2019 年度生 カリキュラム案内（履修の手引き） P12～P14
- (7) 2019 年度入学試験要項

備付資料

- (1) 2020 カリキュラム委員会 5 ヶ年計画書
- (2) 2019 シラバス作成ガイド
- (3) 2019 年 3 月 卒業生・卒業生企業向けアンケート
- (4) 2019 年 3 月 日本缶詰びん詰レトルト食品協会との意見交換会備忘録
- (5) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>) / 大学案内 / 大学概要
- (6) 第 604 回 教授会議事録（実践品質管理導入）
- (7) 第 10 回 大学運営会議議事録（FD 委員会の提案）

[区分 基準 II - A - 1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

< 区分 基準 II - A - 1 の現状 >

(1) 学科の卒業認定・学位授与の方針と学習成果の対応

本学、包装食品工学科は、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標に沿った学修成果に対応する卒業認定・学位授与の方針を作成し、運用していた。しかしながら、これらは中央教育審議会大学分科会大学教育部会（以下「中央教育審議会」という。）が示す卒業認定・学位授与の方針の策定指針と乖離している部分があり、平成 28 年 3 月に中央教育審議会が提示した三つのポリシーに関するガイドラインに沿って、平成 28

年度に卒業認定・学位授与の方針を改定した。平成 30 年度には、大学運営会議において三つのポリシーの点検を行い、本学の教育のねらいに必ずしも合致していない一部の内容を改め、本学の卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を満たした内容に改定した。

《平成 30 年度に改定した卒業認定・学位授与の方針(提出資料-1)》

東洋食品工業短期大学は、建学の精神に基づき、以下に掲げる要件を充たした学生に対して、卒業を認定し、短期大学士(食品工学)の学位を授与します。

- ◆ 食の安全・安心を支える人間力、すなわち、包装食品製造に従事する上で欠かせない、責任感、誠実さ、及び価値観を身につけていること。
- ◆ 包装食品製造プロセスにおいて、各工程の役割とつながりを理解し、問題解決を行う資質(知識、技術、応用力)を身につけていること。
- ◆ 自らの意見を相手に正しく伝えられるとともに、相手の意見を傾聴できるコミュニケーション能力を身につけていること。
- ◆ すべての必修科目を含む合計 62 単位以上を修得していること。

また、基準 I-B-2 に示したように、下記学修成果を定め、カリキュラム案内や本学ウェブサイト等にも明記している。

《学修成果》

1. 責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。
2. 食の安全・安心を実現するための要素を理解し、幅広い教養を基礎に置いて的確に判断することができる。
3. 食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術を備えている。
4. 食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を備えている。
5. 食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、それらを応用して問題解決にあたることができる。
6. 自分の言いたいことを相手に伝えることができる。
7. 相手の言いたいことを理解することができる。
8. 自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わることができる。

上述した卒業認定・学位授与の方針には、包装食品業界を担っていくために必要な本学の学修成果が記載されている。特に、第一項、第二項に記載の内容は、基準 I に示した建学の精神と深く関わっており、本学の前身である東洋罐詰専修学校の創設者である高碓達之助の遺志を反映したものとなっている。また、学位を授けるにあたって、何が必要とされるかを平易な言葉で具体的に記している。

以上のように、本学、包装食品工学科の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 学科の卒業認定・学位授与の方針

本学は単科短期大学であり、大学の卒業認定・学位授与の方針が、学科の方針となる。

(3) 学科の卒業認定・学位授与の方針と社会的・国際的通用性

食は人の命を支える大切なものである。特に本学が教育する包装食品の分野では、製品を長期保存する間、安全に美味しく喫食できることが重要であり、卒業認定・学位授与の方針にある第一項、第二項の記載は、包装食品業界を支える人間にとって欠くべからざる要件である。この意味において、本学の卒業認定・学位授与の方針は、包装食品工学を教授する本学に相応しいばかりでなく、社会的にも通用するものといえる。また、就業先において多様な人々と協働して業務を成し遂げる上でコミュニケーション能力は欠かすことができない。したがって、第三項は社会人となるにあたって身につけているべき、社会的に通用する要件と判断される。

(4) 学科の卒業認定・学位授与の方針の定期的点検

卒業認定・学位授与の方針を含む三つのポリシーについては、平成 28 年度に就業力育成支援委員会において検討し、中央教育審議会のガイドラインに基づいて改定した。就業力育成支援委員会は平成 28 年度でその役目を終え、平成 29 年度以降は大学運営会議にその活動が引き継がれている。したがって、三つのポリシーについては、大学運営会議において定期的に点検・見直しを実施することとし、平成 30 年度に卒業認定・学位授与の方針の点検・見直しを実施した。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科の場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ－A－2の現状>

(1) 学科の教育課程と卒業認定・学位授与の方針

卒業認定・学位授与の方針と一貫性をもたせるように、教育課程編成・実施の方針も平成28年度に改定した。以下にその内容を掲載する。

《平成28年度に策定した教育課程編成・実施の方針(提出資料-2)》

東洋食品工業短期大学は、卒業認定・学位授与の方針に記載した学修成果を学生が獲得できるよう、以下に示した方針に従って教育課程を編成・実施します。

- ◆ 知識偏重に陥らないようにするため、演習、実験・実習を主体とした科目編成を実施します。
- ◆ 自立的な学修を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるため、演習・実験・実習においてグループ学修の機会を数多く設けます。
- ◆ 専任教員一人当たりの学生数を低く抑え、懇切丁寧な指導を行います。
- ◆ 学生一人ひとりが各科目間のつながりを確認し、応用力を高めるため、学年末にステージゲートを設けます。これにより、学修到達目標を意識することができるのと同時に、自らの応用力の進歩を明確に把握することができます。
- ◆ 学生が主体的に成長していくため、「卒業時の目標とする姿」を描かせ、その目標に向かって努力する過程を教職員がサポートします。
- ◆ 2年間で全ての必修科目を含む合計62単位以上の科目を修得できるよう、カリキュラムを設定します。

本学では、伝統的に、体験・経験を通じた学びを大事にしてきた。卒業認定・学位授与の方針においても、実践的な知識、技術、問題解決能力の修得を重要視している。これを実現するための教育課程編成・実施の方針として、演習、実験・実習を主体とした科目編成を謳った。更に、食品製造現場で活躍できる資質(知識、技術、応用力)を養うために、科目間のつながりを確認し、応用力を高めるためのステージゲートと称する仕組みを設けることも定めた。

卒業認定・学位授与の方針では、「食の安全・安心」を支える人間力やコミュニケーション能力を重要視している。これに対応するため、演習、実験・実習ではグループ学修の機会を多数設けることを方針とした。

このように、演習、実験・実習の体験を通じた学修によって、将来は包装食品の製造現場で活躍したいという意欲がわき、必要な資質が身につくと期待される。また、学生が成長し人間力を高めていけるよう、S/T比(教員1人当たりの学生数)を抑えること、教職員によるサポート体制を整えることを明示した。このように、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に沿ったものになっていると評価できる。

(2) 学科の教育課程の編成

一般教育科目は「外国語」「専門基礎」「教養原論」「スポーツ」の四つの分野に編成した。他方で、正課科目ではないが、リメディアル教育の科目(数学、日本語文章作成技術)を設けて、学生が基礎学力を養えるようにもした。新入学生は、プレイスメント

テストの成績に応じて履修を推奨される。

専門科目については、包装食品製造工程を構成する七つの分野（「食材」「容器」「加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」と食品製造工程全体を支える五つの分野（「衛生管理」「品質管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」）を設け、各分野の基礎となる必修科目と応用的内容を扱う選択科目を編成した。各分野とも包装食品工学の体系を意識して学修内容を抽出し、その中で学生全員が学ぶべき事項を必修科目に充てて、その他の発展的内容は選択科目に充てた。

包装食品工学のつながりを理解できたかどうかは、1年次終わりと2年次12月にステージゲートを設け、学生自らが身につけた学修成果を把握できるようにした。ステージゲートは平成29年度1年次生から実施している。

平成29年度にはFD委員会、カリキュラム委員会、教授会、そして大学運営会議において議論を重ね、学修成果の改定を行った。平成29年度から運用を開始した新しい教育課程によって学生がどの程度効果的に学修成果を身につけられるのか、そのためのカリキュラム編成に改善点がないか、検証している。令和元年度は、学修成果がどの程度身についたか学生が自己評価できるように、FD委員会においてループリックを策定した。令和2年度から学生の自己評価が始まるので、その結果もカリキュラムの検証に活用することができる。

学修成果の中で達成が難しい目標の一つは、各科目で学んだことをつなげて理解し、問題解決等に応用していく力を身につけることである。平成29年度は実習科目を中心に、他の関連する科目間のつながりを検証した。令和元年度はカリキュラム委員会において、科目間、分野間のつながりを身につけられるゴール設定について審議した。学生に総合的な力がついたかどうかを評価し、不十分な点があればカリキュラムを改善していく必要がある。そこで、令和2年度からの中期計画にこの点を盛り込み、引き続きカリキュラム委員会で審議を続けることとした（備付資料-1）。

以上のように、本学では学修成果に対応した授業科目の編成が行われている。

卒業及び学位取得に必要な単位は、平成28年度は67単位であったが、平成29年度にはこれを62単位に減じ、令和元年度もこれを維持した（提出資料-3）。また、各期に取得できる単位の上限を、25単位（平成28年度）から24単位（平成29年度）に減らし、令和元年度もこれを維持している。このように、卒業要件となる単位数を絞るとともに履修単位制限（CAP）の単位数を減らした。ただし、令和元年度にカリキュラム委員会が行った学修行動調査の結果によれば、学生の授業外の学修時間は短く、まだ単位の実質化を達成しているとは言えない。CAP制度、科目編成、時間割編成、各科目の授業内容構成や事前・事後学修の内容などを総合的に検討し、改善を図る必要がある。令和2年度からカリキュラム委員会においてこの点について審議することを中期計画に盛り込んだ（備付資料-1）。

本学における成績評価は、全ての科目において100点満点で素点を出し、これをもとに優、良、可、不可の4段階で評価している。成績評価方法の内訳はシラバスに明示し、内外にも公開している。なお、国際的に通用するGPAによる評価や学修成果の評価も行っており、あわせて利用している（提出資料-4）。学業成績は半期ごとに学生に開示している。また、半期ごとに教授会で全ての学生の成績、GPA、学修成果の評価結果

を確認している。このように、本学では客観性をもった厳格な成績評価の運用に努めている。

シラバスには、科目名、担当教員、カリキュラム体系上の位置付け、授業形態、開講時期、必修・選択の別、単位数、授業の目的、受講上の注意、修得目標、学修成果との対応関係、成績評価方法、テキスト・副教材、オフィスアワー、各回の授業内容、事前・事後学修の内容を記載している（提出資料-5）。平成26年度の認証評価ではシラバスの記載内容に不備があるとの指摘を受けたが、この点は改善されている。また、教員がこれらの項目を適切に記述できるように、FD委員会がシラバス作成ガイドを策定し、教員に配付・説明している（備付資料-2）。全ての科目のシラバスの内容を、カリキュラム委員会とFD委員会が査読し、必要に応じて内容の加筆修正を求めている。

なお、本学では通信による教育は行っていない。

(3) 学科の教員

令和元年度は19名の専任教員と13名の非常勤教員を配置している。一般教育科目のうち専門基礎科目のほとんどは専任教員が担当し、外国語科目、教養原論科目、スポーツ科目は非常勤教員が担当している。専門教育科目にあっては、一部の科目を除き、専任教員が担当している。本学が授与する学位は食品工学の分野である。この分野は複数の専門領域からなるので、農学、工学、理学、医学の分野における博士の学位を有する者（9名）、あるいは包装食品工学の各分野において優れた研究業績、実務上の業績を有する者、知識及び経験を有する者（10名）を専任教員として配置している。包装食品製造に関連する企業に在籍している、あるいは在籍した経験のある者も多い。

(4) 学科の教育課程の見直し

新しいカリキュラムがスタートしてから最初の学生が卒業した平成30年度以降、カリキュラム委員会において、新カリキュラムによって旧カリキュラム履修者に不利益が生じていないか、資格の取得要件や取得状況に問題がないかを点検しており、その結果を受けて、資格取得率上昇につながる科目を一つ追加し、改善を図った。令和元年度も、新規科目の候補について審議を行った。本学は、平成30年度に学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）を策定した。この方針に従ってIR・評価センターが分析・評価を行い、カリキュラム委員会と連携してカリキュラムの改善を図る。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ－A－3の現状>

(1) 教養教育の内容と実施体制

本学では教養教育と専門教育の内容を体系的に実施する体系ができています。

本学は包装食品製造に関連する専門的な知識や技術を教育している。2年間で専門的な内容を体系的に扱うためには、教育課程の約4分の3を要する。教養教育については、限られた時間の中で最大限の効果を得られるように、また専門教育の土台となるように、1年次前期に多くの科目を集中して編成している。

本学では、幅広い教養と豊かな人間性を身に付けた学生の育成を目的に、教養教育の内容と実施体制の充実を図ってきた。一般教育科目では、授業科目を「外国語」「専門基礎」「教養原論」「スポーツ」の四つの分野に分けており、「外国語」「教養原論」「スポーツ」では、幅広い教養とともに、社会に出て役立つ語学力等を身に付ける。

(2) 教養教育と専門教育の関連

教養科目には専門基礎科目があり、専門教育の土台となる自然科学や、ICTに関連する知識を身につけられるような編成となっている。演習科目だった情報処理技術に関する科目を令和元年度からは講義科目とし、ICTを単なる道具としてだけでなく、情報リテラシーも養う科目として設定し直した。これら専門基礎科目は、そのほとんどを専門教育と関わりの深い専任教員が担当している。

(3) 教養教育の効果の測定・評価・改善

教養教育の効果の測定については、IR・評価センターが卒業生及び卒業生の就職先企業に対して、一般教育科目の必要性や、学生が一般教養を身に付けているかどうかのアンケート調査を行なっている。これまでの調査結果では、比較的、高い満足度が得られた。令和元年度はこの調査は行わなかったが、今後も調査結果を活用して内容の充実・改善を図っていく。

[区分 基準Ⅱ－A－4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ－A－4の現状>

(1) 職業教育への実施体制

本学の教育課程の核は、包装食品の製造現場で求められる実践的な知識と技術である。教育課程の編成にあたっては、基準Ⅱ－A－2で述べたように、包装食品製造に関わる12分野に分けて科目を編成している。授業形態は講義、演習、実験・実習を組み合わせているが、特に専門教育科目の演習、実験・実習が22単位と、全体の約25%を

占めるのが特徴である。

本学では、専門教育と教養科目を職業への接続を図る職業教育とするために、本学と関わりの深い企業が持つ知見や技術を可能な限り教育内容に反映させている。令和元年度は専任教員と非常勤教員あわせて 32 名中、包装食品製造に関する実務経験を有する者を 13 名配置した。

また、1 年前期（夏季休業期間）にインターンシップを設けている。これは、就業体験を経ることで、1 年後期に本格化する専門科目学修への動機を高め、また実践的な知識や技術に関する具体的な目標を見つけられるように配慮したものである。このように、教育内容が実践的な職業教育となるような実施体制を整えている。

(2) 職業教育の効果の測定・評価・改善

職業教育の効果の測定の一つとして、I R・評価センターが卒業生及び卒業生の就職先企業に対してアンケート調査^(備付資料-3)を行っている。企業に対しては卒業生の評価もお願いしており、その意見を教育課程の改善等に利用するのが目的である。

また本学で取得できる資格、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会が認定する缶詰巻締主任技術者、缶詰品質管理主任技術者、缶詰殺菌管理主任技術者資格、厚生労働省が認定する食品衛生管理者と食品衛生監視員任用資格、食品科学教育協議会が認定するフードサイエンティスト（食品科学技術認定証）の資格^(提出資料-6)を重視している。これらの資格取得状況は、職業教育の効果の測定指標としても位置づけている。

外部有識者から教育課程改善のための意見聴取も行っている。平成 29 年度は、資格取得率と成績低下を受け、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会と教育課程の改善点について意見交換^(備付資料-4)を行った。これを受け、平成 30 年度には資格取得率を上げるための科目を 1 つ追加した。

本学では、学生が学んだ内容と現実の包装食品製造工程との結びつきを深く理解し、問題解決に向けた応用力を身に付けることを重視している。このための仕組みとして、平成 29 年度 1 年次生よりステージゲートと称する仕組みを導入した。平成 29 年度 1 年次生から適用している新カリキュラムに対応した内容で、学生の応用力を把握するとともに、学修が不足している部分を学生に認識させ、復習を通じて強化させるよう指導し、一定の応用力、すなわち包装食品製造プロセスへの対応力を持った学生の育成に努めている。

本学は平成 30 年度にアセスメント・ポリシーを策定した。令和元年度の活動はなかったが、今後はアセスメント・ポリシーをもとに I R・評価センターが教育効果の測定・評価を行い、カリキュラム委員会が中心となってカリキュラムの改善を図っていく。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 入学者受け入れの方針は学習成果に対応している。

- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必し必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ－A－5の現状>

(1) 入学者受け入れの方針と学習成果

平成 28 年 3 月に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、全ての大学は三つのポリシーを一貫性あるものとして策定し、公表することが義務づけられ、平成 29 年 4 月 1 日に施行された。本学においては、平成 28 年度に三つのポリシーの見直しを行い、三つのポリシーが一貫性あるものとするため、入学者受け入れの方針を改定したが、令和元年度において変更はない。

《平成 28 年度に改定した入学者受け入れの方針》

東洋食品工業短期大学は、本学で学ぶ目的意識・意欲、知識、能力を備えた、以下のような人を求めています。

1. 本学の求める学生像

- ◆ 「食の安全・安心」に強い関心を持ち、「包装食品製造」の理論と技術の両方を持ち合わせたエキスパートをめざす意欲のある人
- ◆ 自ら積極的に学習し、考え、行動して、課題を解決することに興味を持てる人
- ◆ 授業や学校行事等の身近な事柄について、周りの人々と一緒に取り組むことができる人
- ◆ 理系科目（特に数学と化学）と英語の基礎学修に取り組むことができる人

2. 入学者選抜の方針

- ◆ 本学の教育課程にふさわしい学力を持っているか否かを、個別学力試験で評価します。
- ◆ 「包装食品製造」に対する学習意欲や人物像を、エントリーシート、小論文、面接、調査書において評価します。

また改めて記載するが、学習成果は下記のとおりである。

《学修成果》

1. 責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。

2. 食の安全・安心を実現するための要素を理解し、幅広い教養を基礎に置いて的確に判断することができる。
3. 食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術を備えている。
4. 食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を備えている。
5. 食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、それらを応用して問題解決にあたることができる。
6. 自分の言いたいことを相手に伝えることができる。
7. 相手の言いたいことを理解することができる。
8. 自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わることができる。

上記のようにすべての学修成果が入学者受け入れの方針、特に本学の求める学生像に対応している。

このように、本学は開学当初より食品業界に貢献できる人材の育成を教育目的としており、入学者受け入れの方針には、「食の安全・安心」に強い関心を持ち、「包装食品製造」の理論と技術の両方を持ち合わせたエキスパートをめざす意欲のある人を第一に挙げており、これは卒業認定・学位授与の方針に記載されている「食の安全・安心」を支える人間力、すなわち、包装食品製造に従事する上で欠かせない、責任感、誠実さ、及び価値観を身につけていることに対応している。このほかにも、本学での教育課程を経て、将来身につけられる力を明確にし、それらを達成するために大学が入学者に求める能力を明確にしており、本学における学修内容に的確に対応している。

(2) 入学者受け入れ方針の開示

入学者受け入れの方針は、大学案内や本学ウェブサイト^(備付資料-5)に記載されているほか、入学試験要項^(提出資料-7)にも明確に記載されている。

(3) 入学前の学習成果の把握と評価

受験生の学力把握・評価については、本学の求める学生像の第4項に記載している理系科目（特に数学と化学）と英語の基礎的学力とした。科目等履修生の審査を除く入試区分においては全て面接を実施し、合否判定の評価に反映させている。面接試験では、本学の入学者受け入れの方針に定める「包装食品製造」に対する学習意欲や人物像について評価している。

(4) 入学者選抜の方法と入学者受け入れの方針

文部科学省による大学入学者選抜改革（令和3年度入学者選抜から実施）に対応するため、大学運営会議において検討を行い、入学者選抜の方法は以下のように対応することとした。

令和3年度入学者選抜（令和2年実施）においては、大学入学共通テストは利用せず、本学独自の学力試験を実施することとし、各入試における名称を、指定校推薦入学

試験から学校推薦型選抜（指定校）へ、公募制推薦入学試験から学校推薦型選抜（公募制）へ、一般入学試験（Ⅰ期、Ⅱ期）から一般選抜（Ⅰ期、Ⅱ期）へと変更することとした。

英語においては4技能（読む、書く、聞く、話す）を総合的に評価するよう努めなければならないとされていたが、本学での入試における英語については、外部検定試験などは活用せず、令和2年度入試については、読み書きの2技能とする。

また、昨今の学生の国語力不足が深刻であることから、入学者選抜において読解力の有無や漢字の読み書きの能力などを把握するため、新たな科目として国語総合（古文、漢文を除く）を加えることとした。更に受験者数の確保、入学後の学びで苦労しない合格者を出すという観点から、受験科目については以下のように行うこととした。

- ・ 科目群A・・・「コミュニケーション英語Ⅰ」、「国語総合（古文、漢文を除く）」のいずれか1科目を選択
- ・ 科目群B・・・「数学Ⅰ」
- ・ 科目群C・・・学校推薦型選抜（公募制）については「化学基礎」、「生物基礎」、「物理基礎」のいずれか1科目を選択、一般選抜においては「化学基礎＋化学」のみ

各受験者は上記科目群の中から2科目群を選択する。

このように入学者受け入れの方針にある個別学力試験での評価と対応した選抜方法となっている。

(5) 入学者選抜の方法の選考基準

指定校推薦入学試験（令和2年度以降は学校推薦型選抜（指定校））では、平成29年度より本学の教育内容に関わるテーマで小論文を課している。小論文のテーマは試験当日に与えられることから、日頃の食品に対する関心の高さを測ることができており、小論文の評価と入学後の専門科目の成績とは高い相関を示している。また、公募制推薦入学試験（令和2年度以降は学校推薦型選抜（公募制））では、エントリーシートに本学を志す理由・動機、将来の目標などについて400字以内で記載させ、面接試験における学習意欲や人物像の把握に役立てている。

令和元年度の公募制推薦入学試験においては、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰ、理科（化学基礎、物理基礎、生物基礎のいずれか選択）から選択した2教科の基礎的な適性調査、令和元年度の一般入学試験においては、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰ、理科（化学基礎＋化学）から選択した2教科の学力試験を課し、調査書、面接試験と併せて総合的に判定している。これらの選考基準は、選考結果を客観的に数値化したものであり、合格者判定会議出席者に周知して適正に運用しているが、外部には公表していない。

(6) 授業料など

入学試験要項には、授業料やその他入学に必要な経費を明示しており、本学の受験希望者に適切な情報を提示している。

(7) アドミッション・オフィスなど

平成 28 年度には教育改革の中で入試委員会を発展的解消し、新たにアドミッションセンターを立ち上げ、学長がセンター長となり、学科長、事務室長並びに教務課長がメンバーとなり業務を遂行していたが、大学運営会議を始め各種会議体に関して、会議体の整理・統合及び構成員の見直しといった合理化を進めた上で、監督と執行の分離、責任と権限の明確化を図る必要があるとの判断から、令和 2 年度からは事務室長がセンター長となり、学科長並びに教務課長がメンバーとなって、以下の業務を遂行する。

- ① 入学者選抜方法の調査・研究及び企画・立案に関すること
- ② 入学者選抜方法の成績評価に関すること
- ③ 入学者選抜試験結果の分析に基づく選抜試験の妥当性の検証に関すること
- ④ 入学前教育の企画・立案に関すること
- ⑤ 学生募集に関わる広報に関すること
- ⑥ そのほか、センターの目的を達成するために必要なこと

(8) 受験問い合わせ等の対応

受験の問い合わせ等については、本学事務室が適切に対応している。

(9) 高等学校関係者の意見聴取による入学者受け入れの方針の定期的点検

本学事務室は高等学校訪問等において、入学試験要項を用いて本学の入学者受け入れの方針を高等学校関係者に説明している。高等学校には定期的に訪問しており、その際に入学者受け入れの方針に関する意見があれば、報告書で共有化する仕組みを取っているが、現状では入学者受け入れの方針の見直しにつながる意見はない。

[区分 基準Ⅱ－A－6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ－A－6 の現状>

(1) 学習成果の具体性

学修成果とは、卒業認定・学位授与の方針の下で達成すべき具体的な成果を列挙したものであり、入学者受け入れの方針とつながりが強い。平成 28 年度には、教育課程編成・実施の方針と合わせ、三つのポリシーを改定したことで、学修成果についても見直

しを行い、平成 29 年度 1 年次生より適用を開始した。

運用当初の学修成果は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：D P）における（D P 1）食の安全・安心を支える人間力、すなわち、包装食品製造に従事する上で欠かせない、責任感、誠実さ、及び価値観を身に付けていること、（D P 2）包装食品製造ラインあるいは製造プロセスにおいて、将来、リーダーとして活躍したいという意欲を持ち、かつ、活躍できる資質（知識・技術・問題解決力）を身に付けていること、（D P 3）自らの意見を相手に正しく伝えられるとともに、相手の意見を傾聴できるコミュニケーション能力を身につけていること、（D P 4）全ての必修科目を含む合計 62 単位以上を修得していること、のうち（D P 1）、（D P 2）、（D P 3）にそれぞれ関連する学修成果として下記 9 つを策定した。

・ D P 1 に関連する成果

1. 責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。
2. 食の安全・安心を実現するための要素を理解し、幅広い教養を基礎に置いて的確に判断することができる。

・ D P 2 に関連する成果

3. 食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術を備えている。
4. 食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を備えている。
5. 食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、問題を発見することができ、その問題解決にあたることができる。
6. リーダーを目指して、意欲的に目標を設定し、遂行できる。

・ D P 3 に関連する成果

7. 自分の言いたいことを相手に伝えることができる。
8. 相手の言いたいことを理解することができる。
9. 自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わることができる。

しかしながら D P 2 には、「将来、リーダーとして活躍したいという意欲」というものが記述されているが、この意欲に係る学修成果の測定は難しく、また、この意欲を伸ばすことを主眼に置いて教育課程を構築していないため、卒業認定・学位授与の方針として掲げるのは不相当という意見が出され、D P 2 を「包装食品製造プロセスにおいて、各工程の役割とつながりを理解し、問題解決を行う資質（知識、技術、応用力）を身につけていること」へ改定した。

この改定に伴い、D P 1 から D P 4 における学修成果についても見直し、学修成果を以下の 8 つとし、令和元年度より適用している。

・ DP1 に関連する成果

1. 責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。
2. 食の安全・安心を実現するための要素を理解し、幅広い教養を基礎に置いて的確に判断することができる。

・ DP2 に関連する成果

3. 食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術を備えている。
4. 食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を備えている。
5. 食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、それらを応用して問題解決にあたることができる。

・ DP3 に関連する成果

6. 自分の言いたいことを相手に伝えることができる。
7. 相手の言いたいことを理解することができる。
8. 自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わることができる。

(2) 学習成果の獲得

本学のカリキュラムは、「一般教育科目」「専門教育科目」の各科目における教育の目的・目標を直接反映している。更に入学から卒業までの4期（1年前期、後期、2年前期、後期）において、各科目のつながりを表したカリキュラムマップを定めている。また、卒業認定・学位授与の方針に対応した学修成果を分かりやすく表記した対応表を定めている。これらカリキュラムマップや各科目の学修成果対応表をもとに、学生が勉学に励めば、卒業までに所定の要件を満たし、学修成果を達成することが可能である。

(3) 学習成果の測定

全ての科目の成績は定量的な評価を行っているので、学修成果の達成度を測定できるようになっている。

[区分 基準Ⅱ－A－7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを持っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック評価分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ－A－7の現状>

(1) 資格試験等の活用

平成 28 年度に三つのポリシーを改定し、教育課程も平成 29 年度 1 年次生からこれら新しいポリシーに基づいたものに変更された。これにより新しく策定されたカリキュラムにおいても、旧カリキュラム同様、各資格認定が適用できるように調整し、取得可能な状況になっている。具体的には、平成 29 年度 1 年次生から適用される科目群の履修により、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格である「缶詰巻締主任技術者」「缶詰品質管理主任技術者」「缶詰殺菌管理主任技術者」が得られるほか、東洋食品工業短期大学認定資格である「密封評価技術者（キャッピング、ヒートシール）」、国家資格である「食品衛生管理者」「食品衛生監視員」、また食品科学教育協議会認定資格である「フードサイエンティスト」（食品科学技術認定証）の資格を取得できる。

これらの資格は、包装食品業界における社会的なニーズを直接反映した重要な資格であり、食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術、更に食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を身につけないと取得できない。本学における実践的な知識と技術の学修成果を証明するものとして、これらの資格取得が位置づけられる。各資格は要件とされる科目の取得単位数で認定され、資格によっては、それに加えて筆記試験や実技試験が課される。いずれも定量的な成績評価が行われ資格が付与される。また、就職の際にこれらの資格の有無が問われることもあり、実際的な価値がきわめて大きい学修成果と位置づけられる。

令和元年度は、1 年次 31 名中 31 名（100%）の学生が進級した。また、2 年次 36 名中 35 名（97%）の学生が卒業した。したがって、年度当初の在籍学生のうち、全ての学生が各科目の学修成果（修得目標）を達成し、その総体として教育課程の学修成果を達成したと評価される。

令和元年度 2 年次学生の各資格に対する合格率等を表Ⅱ－1 に示す。

表Ⅱ－1 令和元年度本学の学修成果に対応する資格とその合格率*

資格認定		対象者数 (人)	合格者 数 (人)	合格率 (%)
缶詰巻締主任技術者 ※		15	15	100
缶詰品質管理主任技術者 ※	一次試験免除	27	27	100
	二次試験	27	24	89
缶詰殺菌管理主任技術者 ※	一次試験免除	25	25	100
	二次試験	25	18	72

密封評価技術者（キャッピング）		6	5	83
密封評価技術者（ヒートシール）		6	5	83
食品衛生管理者・食品衛生監視員		35	35	100
フードサイエンティスト		35	35	100

※ 本学卒業後、缶詰・びん詰め・レトルト食品に関する製造実務に従事し、実務経験を3年積んだ後、申請により取得できる。なお、缶詰品質管理主任技術者及び缶詰殺菌管理主任技術者の一次試験免除と缶詰巻締主任技術者は、所定の科目を履修し、単位を修得する必要がある。

注：資格取得のために試験合格後の実務経験が必要なものや、申請手続きを行って資格取得が完了するものもあるため、資格取得者としてではなく、合格率として示した。したがって、実際の資格取得者数とは必ずしも一致しない。

資格取得状況については表Ⅱ-1にまとめたとおり、多くの資格で高い合格率が得られている。したがって、包装食品の技術者に求められる専門的な知識と技術について、基本的な学修成果については高い達成率が得られたと判断される。缶詰巻締主任技術者は受験者全員が合格した。缶詰殺菌管理主任技術者の一次試験は全員が合格し、二次試験は全員合格とならなかったが、平成29年度の二次試験合格率35%より高い合格率であった。一方、缶詰品質管理主任技術者の一次試験は全員が合格したが、二次試験は一次試験を合格したが二次試験を受験しなかった学生もおり、二次試験を受験した学生24名は全員合格した。また、東洋食品工業短期大学認定資格の密封評価技術者については、受験者数が平成30年度より大幅に減少（キャッピングが18名から6名、ヒートシールが17名から5名）したが、合格率はキャッピング83%、ヒートシール83%と、高い合格率であった。これら資格試験の内容がかなり高度であり、学修成果としては「基礎技術」を超えた発展的内容を含んでいる。

これら資格取得状況において、缶詰品質管理主任技術者の二次試験は、例年合格率が低かったことから、令和元年度2年次生には二次試験対策を中心とした「実践品質管理」という講義を2年次後期の選択科目として採り入れた（備付資料-6）。その効果として令和元年度においては、二次試験の合格率が格段に上昇したものとする。

(2) 学生調査等の活用

インターンシップや留学などへの参加率について、本学では、インターンシップは必修であり、留学については実績がないため、利用していない。大学編入学率は実績がほとんどなく、在籍率、卒業率、就職率なども、学生数が少ないことによる変動が大きいため、活用できていない。

(3) 学習成果の評価

学修成果の獲得状況については、卒業時の達成度・満足度アンケート、卒業後の卒業生アンケート、企業向けアンケートで把握している。

学修成果の測定方法と開示方法は、以下の通りである。

1. 「D P 1に関連する成果」「D P 2に関連する成果」「D P 3に関連する成果」に対応している「必修」科目の平均点を算出する（最大100点）。
2. 「D P 1に関連する成果」「D P 2に関連する成果」「D P 3に関連する成果」に対応している「選択」科目の平均点を算出する（最大100点）。
3. 上記1、2を棒グラフ化して、前期末試験並びに後期末試験の結果とともに学生本人と保護者に通知する。

この学修成果の測定方法と開示方法は、平成29年度1年次生より適用を開始し、平成28年度自己点検・評価報告書で挙げていた「学修成果の査定（アセスメント）方法を学生に開示していない」という課題に対応できた。

一方、学修成果の可視化は、大学教育の質保証のため、及び各学生に自らの学びの成果を分かりやすく知ってもらうために重要であり、また、昨今求められている大学改革においても最重要項目の一つとなっている。「区分 基準Ⅱ－A－6の現状」に記述したように、卒業認定・学位授与の方針の改定に伴う学修成果の改定を行ったため、FD委員会により新たな測定方法と開示方法について検討を行い、以下のように改定^(備付資料-7)した。

1. 8つの学修成果について、学生の学修成果アンケートによる「自己評価」、「成績による評価」、「教員によるアドバイス」の3つの観点で開示します。
2. 成績による評価は、「講義、演習、実技科目・・・G P×1倍」「実験、実習科目・・・G P×3倍」の総和に基づき、5点満点で算出します。
3. 前期末試験並びに後期末試験の結果とともに学生本人と保護者に通知します。

[区分 基準Ⅱ－A－8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ－A－8の現状>

(1) 卒業生からの聴取

本学では、卒業後の評価を、主に郵送によるアンケート調査によって行っている。アンケート調査の対象は、本学卒業生を採用したことのある企業と、本学卒業生自身に対して行っている。また、これらアンケート調査の結果は、本学における教育の質向上に係る資料として有効活用している。令和元年度は、郵送により実施し、その結果を分析した。

企業に対しては、平成 30 年 3 月に卒業した学生が入社した企業を対象とし、以下の項目を調査している。

- ・ 職場で必要とされる知識、能力、技能
- ・ 本学卒業生の在籍人数
- ・ 卒業生の勤務部門（過去 3 ヶ年に入社した卒業生対象）
- ・ 本学卒業生の優れているところ
- ・ 本学卒業生の不足しているところ
- ・ 仕事に必要な、有利になる資格
- ・ 学生が身につけておいて欲しい能力
- ・ 企業で必要としている人物像
- ・ 本学に対する提案、要望

卒業生に対しては、令和元年度は、平成 30 年 3 月に卒業した学生を中心とし、以下の項目を調査している。

- ・ 本学で学んだ内容は、今の仕事に役立っているか（科目の役立ち度）
- ・ 特に役立っていると、今になって思える内容や科目（任意回答）
- ・ こんな科目があればというアイデア（任意回答）

(2) 聴取した結果の活用

本学では卒業生へのアンケート調査を実施し、集計・分析した結果は、今後の教育や就職活動に役立てられるよう、教職員へ公開している。

令和元年度において、企業を対象としたアンケートの回収率は 48%と例年に比べ低かった（平成 29 年度が 55%、平成 30 年度は 56%）。質問項目に関する分析結果としては、「企業が求める人物像」は、社会人としてのマナーを身に付け、コミュニケーション能力がある人物との回答が多かった。「各種資格取得」などにおいては缶詰主任技術者、食品衛生管理者を重視している企業が多く、本学に対する期待感が大きいことが示された。

聴取した結果にある「コミュニケーション能力がある人物を求めている」については、卒業認定・学位授与の方針の DP3 にて対応している。また、「各種資格取得」に関しては、資格取得のための新規科目を導入し、取得率向上に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は、平成 28 年度に改定された。新しい三つのポリシーと教育課程の整合性並びに運用の適切性を継続的に検証している。

平成 30 年度には、卒業認定・学位授与の方針及び学修成果の内容を検証し、見直しを行った。令和元年度以降は、学修成果の修得状況、そのための教育課程の編成は適切であったか、入学者は求められる資質を持っていたか、等の調査を行う。また、これまで実施してきた就職先からの意見聴取を、地元産業界だけでなく、在学生、卒業生及び

その就職先企業にも行い、それらのデータをもとに三つのポリシーや教育課程の点検・見直し作業を行う必要がある。

平成 29 年度 1 年次生より新カリキュラムが適用されている。新カリキュラムと、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針との整合性、並びに学修成果達成に対する適正さに関して現状では評価していない。

単位の実質化については達成できているとは言い難く、科目編成、時間割編成、各科目の授業内容構成や事前・事後学修の内容などを総合的に検討し、改善していく必要がある。

ステージゲートについては、まだ緒に就いたばかりであり、内容の妥当性や教員による指導のあり方等、効果の検証と合わせて継続的に改善を図る必要がある。基準 I の改善計画でも述べたが、2 年次のステージゲートに関しては継続した検討が必要と考える。

資格取得は本学の教育課程の効果をみる指標の一つであるが、平成 29 年度は例年に比べ著しく取得率と成績が劣る資格があったので、関連する授業において対応策をとった。その効果を資格の合格率で検証したところ、狙い通り効果の出た資格とそうでない資格があった。このため、平成 30 年度には科目新設による改善策をとった。その効果を令和 2 年度に効果の確認をする必要がある。

入学者選抜については、新たに入試科目として採り入れる「国語総合（古文、漢文を除く）」について、受験者数や平均点等から難易度や入学後の効果について検討を行う必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程の特記事項>

平成 28 年度より推進している大学改革の中で、包装食品工学において学修する分野を 12 分野すなわち、食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」の 7 分野と食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」の 5 分野とし、本学ウェブサイトの学長メッセージ、大学案内 2019、カリキュラム案内（履修の手引き）にも明記して、学生を始めとして、学外への周知を図っている。また、ステージゲートを設けて、1 年次では、これら 12 分野の基本的な知識の理解度や、各分野のつながりについて確認している。2 年次では、食品業界等で必要不可欠なフローダイアグラムを用いて各分野の理解の深さ、習熟度について把握する仕組みを設けた。また、学修成果に対応する資格の取得に関して、合格率を上げる取り組み（講義の充実）を行い効果が見られた。

[テーマ基準Ⅱ－B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- (1) 2018 年度生及び 2019 年度生カリキュラム案内（履修の手引き）／シラバス（講義要項）

- (2) 2019 学生便覧 p4～p6

備付資料

- (1) 2018 年度向及び 2019 年度向 シラバス作成ガイド
- (2) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>) / 情報公開 / 講義要項
- (3) 2019 年度授業評価アンケート
- (4) 2019 年 3 月 F D 委員会活動実績
- (5) 図書館便り
- (6) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>) / 大学案内 / 大学概要
- (7) タイ王国ランシット大学との連携協定書
- (8) タイ王国チュラロンコン大学との連携協定書
- (9) タイ王国カセサート大学との連携協定書
- (10) 2020 年 2 月度 短大事務部門関係月報
- (11) 2019 年 10 月度 短期コース実行委員会議事録

備付資料-規程集

- (1) 学校法人東洋食品工業短期大学規定要領 4-05 文書保存規定
- (2) 東洋食品工業短期大学規程集 3-16 情報セキュリティ管理規程
- (3) 東洋食品工業短期大学規程集 2-11 奨学規程
- (4) 東洋食品工業短期大学規程集 2-15 履修証明プログラムに関する規程
- (5) 東洋食品工業短期大学規程集 2-19 障害学生支援規程

[区分 基準Ⅱ－B－1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用して

いる。

- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分基準Ⅱ－B－1の現状>

(1) 教員の責務

教員は、担当する科目の目的や修得目標を、シラバス作成ガイド^(備付資料-1)に基づき、シラバス^(提出資料-1)に明記している。シラバスはカリキュラム案内として冊子化して、学生全員に配付するとともに本学ウェブサイト^(備付資料-2)で公開している。科目ごとに、本学の卒業認定・学位授与の方針の(DP1、DP2、DP3)いずれに該当するかもシラバスに明記している。各教員は担当科目での目的や修得目標の達成度が高まるよう、講義方法の工夫、学生に課すレポートや宿題にも工夫を凝らしている。達成状況は授業評価アンケート^(備付資料-3)や後述する学修成果の可視化等で把握している。

教員は、シラバスに示した成績評価基準により、学修成果の獲得状況を評価しているが、その評価方法は授業形態により異なる。講義の場合、ほとんどの科目は筆記試験による単位認定を行っているが、受講態度やレポート等、筆記試験以外の方法で評価を行っている科目もある。実験及び実習科目は、レポートと実技試験及び実習態度等により評価を行っている。インターンシップ(就業体験)は、受け入れ先の担当者による評価、実施期間中の日誌内容の評価に加え、インターンシップ報告会でのプレゼンテーション能力も評価対象としている。

教員は、成績並びに学修成果の獲得状況を、教授会での報告等を通して適切に把握している。なお、学生に対しては、学修成果の獲得状況を成績表に添えて渡しており、入学後から身につけた成果が容易に把握できる仕組みとしている。

教員は、学生による授業評価アンケートを定期的に受けて、授業改善に活用している。学生の授業評価アンケートは前期と後期の2回実施している。全科目をアンケート対象としており、専任教員以外の非常勤講師の担当科目も含まれる。また、複数教員が担当する科目では、教員ごとに行う場合もある。公正な結果が得られるよう、アンケートの回収及び結果の集計に教員は関与できない。アンケート結果は各担当教員に示され、それにもとづき教員は授業改善計画を立て、次年度の授業改善に取り組む一連の仕組みを構築している。

教員の授業改善については、毎年、FD委員会が、外部研修会の情報を教員に紹介、

外部講師を招き学内で研修会を計画的に開催している。令和元年度は、「パフォーマンス評価を軸とした授業設計」と「学修成果の可視化 何のために、何を、どのように評価するのか？」を開催した。令和元年度は延べ14名の教員が分担し外部研修会に9回参加、3名の教員がワークショップでTP（ティーチング・ポートフォリオ）の作成を行うなど、授業改善に向けて研鑽を積んでいる。また、教員相互参観の制度も設け、各教員が必ず1年に1回、他の教員の講義や実習を参観して、参考にすべき点を見出し、授業改善に活かしている（備付資料-4）。

教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を定期的に図っている。本学は、講義に比べて実験・実習の占める割合が高いが、実験・実習は複数教員で担当するため、定例ミーティング以外に適時、実習内容と方法について打ち合わせをして内容確認・改善に努めている。複数教員で担当する講義でも事前に何度かミーティングを行い、内容に食い違いがないか確認を図っている。

教員は、教育目的・目標の達成状況を、小テスト、定期試験、ステージゲート等の評価などで把握・評価しているほか、卒業時アンケートの結果をもとに、学生の学修成果の達成状況を全体的に知ることができる。把握した学生の達成状況については、毎月実施している教授会で共有されている。

教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を適切に行なっている。学生に対する履修指導については、本学のカリキュラム及び履修方法について説明する時間帯を設け、入学時のオリエンテーションで進級要件や卒業要件、その他の注意事項を説明している。初回授業の際、教員はシラバス記載の内容を学生に説明し、修得目標や履修上の注意を伝えている。また、1年次生を対象としたCH（コミュニケーション・アワー）の時間では、担任が中心となり、学生生活に必要な情報を提供するほか、授業や施設・設備等、大学に関する学生の意見を直接ヒアリングしている。

2年次に対しては、進級時オリエンテーションで、カリキュラムの説明と科目履修上の注意等を行っている。特に、卒業要件や資格取得要件については、間違いが生じないよう丁寧に説明するとともに、各々の学生が目標を持って履修登録を行えるよう指導している。また、2年次には卒業課題研究を行い、全ての学生に担当教員が1年間をかけて、専門的教育や社会常識を指導する。卒業課題研究は、各教員から研究テーマのプレゼンテーションがなされ、学生がその中から選択する形式でテーマを決めている。希望が重複する場合は、進路や成績を考慮しつつ、学生と話し合いのうえ、テーマ変更を促す場合もある。卒業課題研究でのテーマ選択は、自らの学びの軸足を新たにどこに置くかを学生自身が意識する良い機会となっている。

学生からの授業に関する質問・相談に応じられる時間をオフィスアワーとして設定し、各科目担当教員は学生からの相談を受けている。その旨はシラバスに明記している。シラバスに各回の予習復習内容を具体的に記載し、自発的な学修が行えるよう指導している。

なお、本学では、学生一人ひとりに向き合えるクラス担任制を採用しており、日常

的な学修相談や進路指導など、卒業時まで、きめ細かい指導・相談に応じている。

(2) 事務職員の責務

教学部門が目標として掲げる学修成果は事務部門も共有しており、以下、学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。

事務職員は、職務を通じて学修成果を認識し、学修成果の獲得に貢献している。事務職員は、カリキュラム委員会、学修支援委員会、FD委員会、短期コース実行委員会、国際交流委員会等の構成員として参画しており、学生の学修成果を認識し、学修成果の向上に貢献している。また、CHや個々の相談を通じて適切な学生支援を心がけている。

事務職員は、学生に配付されている学生便覧やシラバスの内容を熟知しており、資格取得に必要な科目の単位修得状況、インターンシップにおける目標の達成状況等を把握し、学修成果の獲得に向けて、個別に学生指導を行っている。

事務職員は、職務を通じて履修及び卒業に至るまで支援を行っている。オリエンテーションにおいては、学生への履修説明を教員とともに担当している。教員と連携して学生の出席状況や受講態度などを把握し、各学生の自己確認を促し、資格の取得や卒業、就職に向けて指導・援助している。

学生の成績記録については文書保存規定^(備付資料-規程集 1)に基づいて適切に保管しており、学生情報が記録された電磁的記録媒体についても、情報セキュリティ管理規程^(備付資料-規程集 2)に基づき、適切に取り扱っている。

(3) 施設設備及び技術的資源の有効活用

本学図書館は学長に直属した機関であり、館長、図書館員各1名と図書委員2名で管理・運営し、学生の学修向上のための支援を行っている。

購入図書選定及び図書等の廃棄については、図書館長を中心に、選任した図書委員により定期的（毎月）に図書委員会を開催し、選定している。また、図書委員会より各教員に対し、学生に推奨する図書の選択を呼びかけ、選定した図書は購入し、学生の学修向上に活かしている。

図書館では、改版等により内容が古くなった書物について分野ごとに見直しを図り、担当教員により可否を検討の上、順次最新の発刊書に更新を図り、利用頻度を高めている。

図書館には、本学の専門分野である食品関係の蔵書をはじめ、学生の専門教育科目、一般教育科目に関する蔵書、並びに、教育、自然科学、土木、建築、園芸、その他学生の必要とする一般の蔵書も揃えている。改版等があれば、継続的に新しい図書に入れ替えている。特に本学の専門教育において重要な食品に関する領域においては、技術的変遷を辿る上での貴重な図書の保管とともに、新しい図書も購入し、専門性の維持及び本

学の特徴が出せるよう尽力している。

近年は授業に視聴覚資料を利用することが多くなっていることから、館内でもDVDが視聴できるよう、映像機器を設置している。平成30年度には、図書館内に一部間仕切りを施してラーニング・コモンズ化した。これにより、図書館内での講義、グループワークが可能となった。

学生に対しては、入学時に図書館利用ガイダンスを実施し、授業に関係する文献調査に留まらず、広い事象での調査や教養を深めるために図書館を利用するよう指導している。

本学図書館は、兵庫県大学図書館協議会、私立短期大学図書館協議会に加入しており、各協議会を通じて情報の発信・収集及び連携を図っている。また、学内については、図書の新着情報と図書館便り（備付資料-5）（ともに月刊）を発行し、学生に利用を呼びかけている。

本学図書館の蔵書については、食品の専門分野に関する書籍が多く、新規購入もこれらの分野が中心である。しかし、図書館では、学生に幅広い教養を身につけさせる役割を担っていることから、学生向けの一般教育科目に類する書籍や一般教養図書については、学生から購入希望図書を募集し、積極的に購入を進めている。また、学生が利用しやすいように、話題性のある図書の配置を検討するなど、学生の利便性向上のための様々な取り組みを行っている。

本学には、情報処理学習施設として、教師用及び学生用パソコンを設置したITルームがあり、情報処理技術等の講義で利用している。ITルームは、講義で使われない時間帯については、原則、学生に開放しており、学生の自習室として活用している。また、図書館に設置されているパソコンも随時使用できるようになっており、各種調査やレポートの作成、就職活動等に利用できるようになっている。

学生寮（男子寮）にはパソコンを2台設置し、課題・レポートの作成、インターネット等の利用ができる。また、寮生の各個室には、インターネット接続用のLANポートが設置されており、持ち込みパソコンでインターネットの接続が可能となっている。

学生が利用可能な学内LANは、令和元年度から稼働している。

教職員は、グループウェア（Lotus Notes）で情報の共有化を行い、大学運営に活用している。

令和元年度からは、マイクロソフト社のクラウド型グループウェアであるoffice365の運用が開始された。これにより、学生と教員間のメールでのやりとりや情報交換等が円滑になった。

学内LAN及び情報機器等、ICT教育環境の整備については、情報セキュリティ委員会が中心となり進めていく。

教職員は、教育・研究、学生情報の管理、各種調査や大学運営にパソコンを活用している。教職員は業務に必要なパソコンの利用技術は十分に有しており、技術向上のための特別な研修等は実施していない。

[区分 基準Ⅱ－B－2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ－B－2の現状>

(1)入学までの情報

本学では、入学手続者に対し、入学までの授業や学生生活について入学までの準備学習として、入学前課題を課し提出を義務づけている。

(2)オリエンテーションの実施

入学者に対する学生生活の指導・支援については、入学時のオリエンテーションで学生便覧を配付して、大学生活全般と2年間の大まかなスケジュールを説明している。また、このオリエンテーションでは、カリキュラム案内に記載されている内容を中心に、卒業までの科目選択や資格取得についての説明を実施している。

学業以外についてもオリエンテーションのプログラムに組み込み、学生会やクラブ紹介なども行っている。

新入生が速やかに大学生活に適應できるよう、本学では、入学式の週に、一泊二日の学外研修を設けている。新入生は、里山での共同生活（薪や炭を使った自炊、風呂を沸かす等）で、自己紹介や他己紹介、課題解決のグループ活動、レクリエーション等を行うことで、学生同士や教職員との親睦を円滑に図ることができている。メンターとして2年次担任教員や2年次学生が参加していることもあり、ヒアリングすると、わずか2日間で2年間の大学生活の方向性を見出す1年次学生もおり、大変有意義な学外研修となっている。

(3) 学修の動機付けに対するガイダンス等の実施

学修方法や科目選択のためのガイダンス等について、1年次生に対しては、入学時オリエンテーションにおいて、シラバスの説明とは別に時間を取り、学修支援委員会とカリキュラム委員会の委員並びに正・副担任が、必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数、各種資格取得に必要な科目について詳細に説明し、計画的で効率よく学業に専念できる履修計画を立てるように指導している。

2年次生に対しても、進級時のオリエンテーションで履修科目のガイダンスを行い、再度、必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数及び各種資格取得に必要な科目等の関連を明確に説明するとともに、学生自らが描く将来像を見据えた履修計画を立てるよう指導している。

なお、本学では、入学後の早い時期に、新入生が自立的に学ぶことを自覚し、思い描く将来像に向かい努力を始められるよう「ありたい姿」「学びの姿勢」と題した学生と教授及び准教授との面談を実施しているが、令和元年度の新1年次生からは、学修成果を主とした面談に変更している。

この面談では、学生への単なるアドバイスではなく、将来像を見据えての学修状況等のヒアリングを行い、2年間で獲得する学修成果が高まるよう支援しており、学修の動機付けという観点から入学直後の5月、インターンシップ期間前の7月、就職活動準備期の12月、進級直後の4月、卒業を数ヶ月後に控えた12月の計5回実施している。

(4) 印刷物（ウェブサイトを含む）の発行

建学の精神、教育研究上の目的と目標、三つのポリシーについては、学生便覧^(提出資料-2)及び本学ウェブサイト^(備付資料-6)に記載している。学生便覧については、入学時及び進級時のオリエンテーションで上記内容を詳しく説明している。

学修成果やカリキュラムマップ、各科目のシラバスについては、カリキュラム案内及び本学ウェブサイトに記載している。カリキュラム案内については、学生便覧と同様、入学時及び進級時のオリエンテーションで内容を詳しく説明している。

各科目のシラバスについては、担当教員や開講時期はもちろん、授業の目的、受講上の注意事項、修得目標、成績評価の方法、各講義の内容及び事前事後学修の内容などを盛り込んでおり、学生が各科目の学修計画を立てやすいように配慮している。

(5) 補習授業等の実施

基礎学力が不足する学生に対する対応として、平成28年度までは、入学時のオリエンテーション時に、入学前課題の成果確認及び基礎学力の把握を目的に、新入生に対し、英語、数学、化学の基礎学力試験を課してきたが、学生によって取り組み方に温度差があり、正確な基礎学力測定ができなかった。

そこで、平成29年度から、入学時のオリエンテーション期間中にプレイスメントテストを実施して、その結果に基づき、入学時に基礎学力が特に不足している学生を対象に、前期期間中にリメディアル教育を行い、基礎学力の早期向上に努めることとした。リメディアル授業の科目は、本学の学修に欠かせない数学、並びにレポート作成や就職

活動に欠かせない文章作成技術の2科目とした。その実施・運営は、日本リメディアル教育学会に所属する非常勤講師等に依頼している。

上記以外の取り組みとしては、各科目の担当教員が日々の講義を進めるなかで、必要に応じて個々に補習を実施するなどの支援を行っている。少人数を対象としたこのような補習により、専門科目の知識修得が円滑に進んだ事例も出ており、学生の問題点を早期に把握し、補習する指導は実を結んでいる。

(6)適切な指導助言体制

本学は、S/T比が非常に低く、学修上の悩みなどの相談に応じやすい環境にあるとともに、学生個々の学力把握と個別指導を容易に行える環境でもある。そして、学生への指導・助言は、教職員の資質に頼ることなく、大学として組織的に行えるよう体制を整備している。

本学では、学年ごとに担任制度を採用している。1年次にはCHを設定しており、この時間帯を使って学生の悩みや改善要望事項等を聞き取り、必要と判断した場合には個別指導を別途行い、学生生活の改善等にも活用している。また、授業に関する質問や相談に応じられる時間としてオフィスアワーを設け、シラバスにその旨を明記している。また、卒業課題研究の担当教員も学修、生活全般に深く関与するようにしている。

本学は、全ての教職員が学生の相談に応じることができる体制である。「学修成果アンケート（1年次5月、2年次4月）」、「ステージゲート（1年次1月頃、2年次12月）」、「インターンシップ（1年次7月）」、「ジョブカード（1年次10月）」の4つの項目に関する面談時期を明確化にし、学生へのきめ細かい配慮に努め、維持継続するようにしたい。

(7)通信による教育への学修上の支援

本学には通信による教育を実施していないため、添削等による指導の学修支援の体制はない。

(8)優秀な学生に対する学修上の支援

進度の速い学生や優秀な学生に対する配慮や学修支援について、本学は、入学定員35名の少人数教育を実践していることから、優秀な学生には、正規の講義や実習を超えた内容を卒業課題研究で教授する等、可能な限り個別に配慮・対応している。

(9)留学生の受入れ、派遣

留学生の受け入れ及び留学生の派遣体制としては、海外から短期研修の学生や社会人の受け入れを行っている。タイ王国ランシット大学、チュラロンコン大学、カセサート大学と学術交流協定^(備付資料-7.8.9)を締結している。なお、タイ王国ランシット大学については、毎年、本学学生の短期研修派遣を実施している。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止となった^(備付資料-10)。タイ王国との交流については、今後、更に受け入れの拡大を検討している。また、外国人留学生入学試験を設定している。

(10) 学修支援方策の点検

学修成果の獲得状況の量的・質的データに基づいた学修支援方策の点検について、本学では8つの学修成果を設定し、それぞれの獲得状況を教授会で報告するとともに、各学生にも開示している。また、学修行動調査を行っており、各学生の学修状況を科目ごとに把握している。

これらの関連性の分析については、関連する委員会で行っている。

[区分 基準Ⅱ－B－3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学生会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障害者の受入れのための施設を整備するなど、障害者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分基準Ⅱ－B－3の現状>

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織

学修支援に係る活動は学修支援委員会が、学生生活の支援・指導については事務室が行っている。基準Ⅱ－B－2にあるように、本学は、S/T比が非常に低く、学修上の悩みだけでなく生活支援についての相談に応じやすい環境にある。そして、学生への指導・助言は、教職員の資質に頼ることなく、大学として組織的に行えるよう体制を整備している。

(2) クラブ活動、学生会など

学生が主体的に参画するクラブ、同好会については、教授会で選任された顧問がそれぞれの活動を支援する体制となっている。クラブとしては、野球部、サッカー部、バドミントン部、バレーボール部、軽音楽部の 5 団体、同好会として、ボードゲーム同好会、卓球同好会、ダンス同好会が活動している。

学生会については、事務室職員が学生会顧問に就任し、学生の自主的活動をバックアップしている。学生会等の活動は、以下の通りである。

- ・ 新入生との懇親会 4 月
- ・ 新入生歓迎ボーリング大会 5 月
- ・ 球技大会 7 月、11 月
- ・ バスツアー(同窓会補助による) 12 月
- ・ 卒業記念パーティー 3 月

(3) キャンパス・アメニティの配慮

学生のためのキャンパス・アメニティへの配慮として、アリーナ(体育館)にカフェテリア(学生食堂)を併設している。また、体育館にはトレーニングルームも併設しており、学生の健康維持にも配慮している。トレーニング器具のメンテナンスも怠りない。

学内敷地に、キャンパスロード、散策路、花壇等を整備し、構内環境の充実を図っている。街灯は、キャンパスロードの照度や建築デザインを生かす照明を配置しており、訪れる人々が和やかな雰囲気となるようにしている。短大棟内にエレベータはないが、本館、図書館周辺通路はバリアフリー化を実施している。

なお、本学では、学生寮と大学構内に防犯カメラを設置しており、学生の安全を確保する体制を確立している。

(4) 学生寮など

遠隔地出身で、宿舎が必要な学生への支援体制として、学生寮(名称: 齊志寮)を本学から徒歩 5 分の閑静な住宅街の一角に設置している。志を齊(ひと)しくする者が起居・勉学をともにし、規律ある自治的共同生活を通じ自主性を身につける場と位置付けている。事務室職員を常駐の寮監として配置し、学生指導と管理運営を行っている。学生は全国から進学してくるため、入寮希望の男子学生は全員が入寮できる体制を整えている。寮生活の支援として、事務室所属の寮監を配置し、寮生の生活の管理・指導を行っている。なお、女子学生には、本学から徒歩約 10 分に位置するマンションを 1 棟借り上げ、一定数の入居を確保している。

〈学生寮(齊志寮)施設概要〉

- ・ 建物 S R C 構造 4 階建(延べ床面積 1,552 m²)
- ・ 居室 48 室、全室個室(8 m²)
- ・ 食堂、談話室を 2 階に設置
- ・ 各部屋にインターネット接続用 L A N ポートを設置
- ・ 留学生用として専用居室(16 m²) 2 室、シャワールーム 2 ブースを設置

(5) 通学のための便宜

本学では、通学時の安全性確保の観点から、自動車、バイク等による通学を禁止している。したがって、学生用の駐車場は設置していない。

自転車での通学については、原則禁止しているが、自宅からの徒歩通学や公共交通機関による通学が不便であり、自転車による通学の安全性が確保できる場合に限り、申請者に自転車通学を認めている。駐輪場は大学敷地内に設置している。

本学は最寄り駅から近く、また半数程度の学生が至近距離の学生寮に居住していることから、通学バスの運行等の特段の便宜を図る必要性はないと考えている。

(6) 奨学金など経済的支援

本学では、奨学金等、学生への経済的支援の制度として、独自の奨学金を設け、奨学規程（備付資料-規程集3）にもとづき適切に運用している。奨学金受給者は、学費や生活費として利用している。令和元年度の奨学金等の利用状況は表Ⅱ-2の通りである。

表Ⅱ-2 令和元年度の奨学金の利用状況（令和2年3月現在） 単位(人)

名 称	1 年次生	2 年次生
本学奨学金	2	3
日本学生支援機構奨学金	10	7
本学学業成績優秀賞*	2	0

* 本学奨学制度で、奨学生の基準を満たさない者（例：保護者の所得が基準以上）、若しくは企業に在籍している者が対象となる。

(7) 学生の健康管理

学生の健康管理は、定期健康診断、インフルエンザ予防接種（希望者のみ、費用の一部を大学が負担）を年1回、校医による健康相談を月1回実施している。

メンタルヘルスケアやカウンセリングは、非常勤のカウンセラー（臨床心理士）が週に1回、学内で実施している。カウンセリング状況は事務室で一元管理し、十分なケアを行っている。

毎年4月には、兵庫県警察本部から講師を招き、薬物乱用防止講習会を実施し、学生の啓発活動に取り組んでいる。

(8) 学生からの意見や要望の聴取

学生生活に関する学生の意見、悩み、要望等の聴取は、担任制度を活用している。本学は少人数制のため、教職員が全学生と頻りに顔を合わせる機会が多いことから、学生からの意見を聴取しやすい環境にある。学生個々の状況に応じた支援・指導を行うことも可能なので、学生は安心して学生生活を送ることができる。

学修支援に関するアドバイスは、学修支援委員会が主体で行い、学生生活の支援・指導は、事務室が行っている。

(9) 留学生に対して

留学生の学修及び生活の支援体制は、本学では留学生の実績が乏しく、組織的な支援体制は敷いていない。在籍した留学生については、個別に対応（支援）している。

(10) 社会人学生への支援

本学では、包装食品に関する専門知識修得を希望する熱意ある社会人を受け入れるため、社会人推薦入学、科目等履修生の制度を設け、毎年、社会人を受け入れている。社会人学生にも資格取得のための支援を行っている。

本学は、包装食品工学に関する「社会人育成講習会」を開講しており、平成 29 年度は 13 名、平成 30 年度は 28 名、令和元年度は 35 名の社会人が受講した。社会人育成講習会には、食品分析技術コース（1 週間）、食品総合コース（2 週間）、食品製造技術コース（1 週間）、密封技術コース（1 週間）、密封総合コース（2 週間）、文部科学省によって職業実践力育成プログラム（BP）に認定された包装食品工学総合コース（4 週間）がある。最長 4 週間にわたる包装食品工学総合コースは、受講を修了し、所定の成績を修めた者に対し、教授会で審議のうえ、本学が商標登録している「包装食品技術管理者」の資格称号を付与するとともに、学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条の規定に基づく履修証明書を交付している。

履修証明プログラム修了者（包装食品工学総合コース修了者）の教育効果について検証するため、履修証明プログラムに関する規程（備付資料-規程集 4）及び履修証明プログラム実施要領に基づき、短期コース実行委員会にて、筆記試験における理解度評価、受講者アンケート結果から、講義や実習における問題点を抽出して改善策を立てている。

第 9 回の社会人育成講習会アンケートの結果（備付資料-11）は、講義全体としては「役に立つ」もしくは「よく理解できた」と評価された科目が多く、受講生に満足していただけたと考えている。受講生の職種・経験・基礎知識レベルに幅があるためか、「内容が難しい」とコメントされた科目があったので、振り返りを行い、次回までに改善する。それ以外の科目であっても、よりよい講義とするためには、常に改善が必要なので、アンケート結果は全教員に公開している。

密封関係の実習（缶に蓋を巻き締める二重巻締、プラスチック同士を熱圧着するヒートシール、容器にキャップを締め込むキャッピング）では、第 8 回は実習時間が長すぎるとの回答が多かった。反面、今年度の第 9 回は逆に実習時間が短すぎるとの回答があった。密封関係への興味度合の違い、もしくは職種の違いにより実習時間の長短を受講者は感じるようなので、来年度の第 10 回からは密封分野では選択制を導入し、受講生の希望に即した実習とする。これらの要望への対応は短期コース実行委員会で行っており、社会人育成講習会の質向上に今後もつなげていく。

平成 24 年から平成 30 年の包装食品工学総合コース修了生を対象にアンケートを実施した。対象者 43 名で 17 名から回答があった。修了生の職種は製造と教育（水産や農産系高校教員）が多かった。ほとんどの修了生が講習会で学んだことが仕事に役立っていると返答していることから、本学講習会は受講生の期待に沿うものとなっており、本学は教育機関として価値ある存在になっていると考えている。講習会の開催期間に

については、「ちょうどよい」が半数以上であったが、「長すぎる」との意見もあった。受講生を増やすためには、履修証明プログラムの受講日数短縮などの検討が必要と思われるため、SBP（ショート・ブラッシュアップ・プログラム）導入に向けて、短期コース実行委員会が案をまとめているところである。

過去5カ年の社会人学生等の受け入れ状況は、表Ⅱ-3の通りである。

表Ⅱ-3 多様な学生の受け入れ状況

単位(人)

種 別	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	過去5カ 年間合計
留学生	0	0	0	1	0	1
社会人	4	2	1	1	0	8
科目等履修生*	0	0	0	0	0	0
帰国子女	0	0	0	0	0	0
障害者	0	0	0	0	0	0
海外短期研修生	15	21	16	18	7	77
社会人育成講習会 (以下内訳)	33	22	13	28	35	131
食品分析技術コース(1W)	2	2	0	2	4	10
食品総合コース(2W)	7	7	2	3	6	25
食品製造技術コース(1W)	4	6	5	5	11	31
密封技術コース(1W)	8	2	1	8	5	24
密封総合コース(2W)	2	1	3	1	4	11
包装食品工学総合コース(4W)	10	4	2	9	5	30

Wは週間を示す

* 過去10年間では8名の実績あり)

(11) 障害者の受け入れ

車椅子等が必要な障害者に関する施設の対応として、アリーナ、図書館には、障害者用のトイレを設置している。建物周辺の通路はバリアフリー化している。本館における障害者への対応は、校舎全体の大規模な改築・改造が必要となるため実施していない。南館の教員室やアリーナ2階のカフェテリアも未対応である。学内施設における障害者への対応は、演習、実験・実習に使用する装置・機器類を含め検討が必要となる。本学は小規模な単科短期大学であるため、施設・設備面での対応は、時間が掛かることが予想される。規程等については、平成29年度に、障害学生支援の基本方針、障害学生支援規程（備付資料-規程集5）を制定し、支援体制の整備を進めている。

(12) 長期履修生の受け入れ

就業しながら学業を志す社会人の受け入れ体制は、現在の方法で十分に満たされていると考えており、長期履修生制度を導入する予定はない。なお本学では科目等履修生

入学制度を設けており、直近 5 年間では実績がないが、過去 10 年間では 8 名の実績がある。

(13) 学生の社会的活動

学生の社会的な活動については、現状では評価の対象としていない。しかし、地域活動やボランティア活動を通して社会の一員であることを自覚し、社会や他者への貢献が人格を磨き、包装食品製造に携わる人材としての資質を育むことにつながるので、今後、学生からの提案があれば、教職員も積極的に参画あるいはサポートする。

本学では毎年、日本赤十字社による献血活動が行われている。多くの学生が社会貢献活動の一環として献血に協力している。

男子寮生は、10 年以上前から地元自治会に協力し、寮周辺の清掃活動を実施している。また、男子寮生有志が御輿の担ぎ手として地域の祭礼に自主的に参加し、地域の行事を盛り立てている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

(1) 就職支援のための組織

本学の就職支援については、組織としては事務室が中心となって行っており、必要に応じて卒業課題研究担当教員も加わり、支援している。

活動の進捗状況についても日々把握しており、学長、総務部長、学科長、事務室長が情報を共有している。

また、就職活動準備期については、教授及び准教授による複数回の面談及びジョブカードの作成指導、その内容をもとに行う事務室による面談（主に就職活動方針のヒアリング）を実施しており、全学が一体となって就職活動準備期の支援を行っている。

(2) 就職支援のための施設

本学では、就職支援のための施設については、特別なものは整備していない。しかし、就職支援の窓口である事務室は常に開放され、職員も常駐しており、また、その事務室付近には、求人票等を閲覧したり、活動について相談したりできるスペースが 8 席程度あるため、1 学年 35 名の規模に見合った十分な環境が整っている。

(3) 就職支援のための資格取得など

本学では、就職に直結する資格を取得できるよう、カリキュラムを編成している。所定の成績を修めれば、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格である缶詰巻締主任技術者、缶詰品質管理主任技術者一次試験免除、及び缶詰殺菌管理主任技術者一次試験免除の資格が取得できるようにカリキュラムを組んでいる。また、在学中に実施される品質管理主任技術者二次試験及び殺菌管理主任技術者二次試験に合格するための講義・補習も実施している。

巻締技術以外の密封技術（ヒートシール技術、キャッピング技術）に関する資格については、現在、存在しないため、それらの技術に関する学内認定資格を設けている。令和元年度の資格認定者はキャッピング 5 名、ヒートシール 5 名で、現在延べ 142 名を認定した。

食品工場の品質管理者、衛生管理者向きの資格としては、「食品科学教育協議会」認定のフードサイエンティストを導入しており、令和元年度は卒業生全員が取得している。講義の「品質管理」では、「品質管理検定（QC検定）」の内容を講義に採り入れ、資格取得の指導を行っている。この資格は一般財団法人日本規格協会が認定しており、知名度が高く、食品業界に限らず、多くの業界で通用する資格となっている。

なお、本学では、学生の資格取得をサポートするため、平成 23 年度から、資格取得に関わる受験費用等の補助を行っている。経済的な面からも支援することで、就職のための資格取得に積極的に挑戦できるような環境整備を図っている。

免許、資格の取得状況は、表Ⅱ-4の通りである。

表Ⅱ-4 免許、資格の取得状況（令和2年3月31日現在） 単位(人)

資 格	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格*					
・ 缶詰巻締主任技術者	18	15	17	21	15
・ 缶詰品質管理主任技術者	15	20	13	9	24
・ 缶詰殺菌管理主任技術者	19	21	11	20	18
食品衛生法と同施行令に基づく資格					
・ 食品衛生管理者 (食品衛生監視員)	37	33	37	38	35
食品科学教育協議会認定資格					
・ フードサイエンティスト	37	33	37	38	35
学内認定資格					
・ 密封評価技術者 (キャッピング)	11	7	6	9	5
・ 密封評価技術者 (ヒートシール)	9	5	4	11	5

* 実務経験 3 年の後、申請により取得

就職試験対策については、適性検査等の筆記試験対策として、必要な書籍の紹介などを行い、学生に合わせた的確なアドバイスを行っている。また、1月に事務職員が行う面談時にも、どのような対策をいつから始めるべきかアドバイスしている。面接試験対策については、まず、面接でよく聞かれる設問を100問程度提示し、学生自身がその答えを1週間程度かけて考える時間を設けている。その後、模擬面談を実施し、自分の言葉でいかにアピールするか、考えを述べるか、熱意を伝えるかをアドバイスしている。

(4) 就職状況の分析など

卒業時の就職状況の分析として、個々の学生の就職活動の経過を事務室で逐次記録する体制をとっており、全学生の卒業時の就職状況を把握している。また、就職先の各企業とのコミュニケーションも活発に行っている。これらの結果は翌年の就職支援活動に活用している。

(5) 進学、留学に対する支援

本学は、食品関連企業で中核として活躍できる有能な技術者を育成することを目的として設立した教育機関であり、伝統的に、食品製造業にほとんどの学生が就職しており、他大学等への進学・留学を進路とする学生は、ごくまれである。このため、進学、留学に対する組織だった体制は構築せず、志望する学生が出た時点で個別に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

新カリキュラムに変更後、学生はカリキュラムや履修制度の理解が不足している。自分が何を学ぶかではなく、卒業や資格に必要な単位数だけ履修選択しているように見受けられていた。具体的には前期及び後期に1週間のお試し期間を設けて履修登録する日程となっているが、後期には選択科目において離脱する者が多く、お試し期間中の授業の扱い、テキスト発注後のキャンセルなどの問題が生じていた（非常勤講師自らの著作本がテキストの場合、返品し難いため大学の買取りとなる）。令和元年度は、その対応として年間通じての履修届を1年次は入学時に、2年次には4月開始直後に、お試し期間を設けることなく提出するようにした。この効果について検証することが課題である。

平成29年度に学修支援システム（Glexa）を導入し、令和元年度からは、Office365の運用が開始された。今後は、GlexaとOffice365両者の長所・短所を抽出し、併用することで学生への教育効果が得られるかどうか検証する必要がある。

卒業認定・学位授与の方針から、学修成果を定め、その可視化の方法をFD委員会で考案し、令和元年度には学修成果アンケートを実施したが、結果を分析し、教育改善計画を立案することが今後の課題である。

本学のカリキュラムは実験・実習、機器を利用した演習などが多く組み込まれている。学内施設における障害者の支援体制は、既述のように、求められる条件により対処法が異なるため、早急には構築できないが、障害者が本学で学ぶ際に必要とされる項目

を挙げる等、引き続き検討を進める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援の特記事項＞

平成 29 年度から、入学後の早い時期に、新生が自立的に学ぶことを自覚し、思い描く将来像に向かい努力を始められるよう「ありたい姿」「学びの姿勢」と題した学生と教授会メンバー（准教授以上の教員が 2 人一組となり、7～8 名程度の学生に個別対応）との面談（備付資料-6）を始めている。更に、学修成果アンケートやステージゲート、ジョブカード面談など将来像を見据えての学修状況等のヒアリングを行い、学修成果の向上を念頭に置いた学生支援活動を行っている。

〔テーマ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画〕

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書に改善計画の記述はないが、平成 30 年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画に対する令和元年度の実施状況は以下の通りである。

- ① 令和元年度は、三つのポリシーと教育課程の整合性並びに運用の適切性を検証するため、学修成果がどの程度身についたか、学生が自己評価できるように、FD委員会において学修成果の達成度ルーブリックを策定した。令和 2 年度の入学生から始めることになるため、結果を検証し、カリキュラムの策定にも活用する。なお、三つのポリシーについては、現状に不備がないものとして、令和元年度は点検・見直し作業を行っていない。
- ② 学修成果の検証は、カリキュラム委員会において、科目間、分野間のつながりを身につけられるゴール設定について審議した。学生に総合的な力がついたかどうかを評価し、不十分な点があればカリキュラムを改善していく必要がある。そこで、令和 2 年度からの中期計画にこの点を盛り込み、引き続きカリキュラム委員会で審議を続けることとした。
- ③ 単位の実質化は、令和元年度にカリキュラム委員会が行った学修行動調査の結果によれば、学生の授業外の学修時間は依然として短く、まだ単位の実質化を達成しているとは言い難い。CAP 制度、科目編成、時間割編成、各科目の授業内容構成や事前・事後学修の内容などを総合的に検証し、改善を図る必要がある。令和 2 年度からカリキュラム委員会においてこの点について審議することを中期計画に盛り込んだ。
- ④ ステージゲートについては、教員間で学生指導の差（ばらつき）が出ないように、学修支援委員会がステージゲートの指導要綱をまとめ、各教員は指導要綱を基に学生との面談を行った。
- ⑤ 缶詰品質管理主任技術者の資格取得については、近年、合格率が低かった（平成 30 年度は 31%の合格率）ことから、令和元年度 2 年次生から、二次試験対策を中心と

した「実践品質管理」という講義を2年次後期の選択科目として採り入れた。結果、令和元年度においては、二次試験を受験した学生全員（24名受験）が合格した。新選択科目の導入効果と考える。

- ⑥ 大学入学者選抜実施要項の見直しについては、アドミッションセンターで内容を検討し、令和3年度入試から、入試科目の追加、各入試区分の名称変更等を行った。
- ⑦ カリキュラムや履修制度の理解不足についての対応は、入学時のオリエンテーションで、カリキュラム及び履修方法について説明する時間帯をカリキュラム説明と履修相談に分け、注意事項等を十分にした上で、1年間の履修計画に基づき年間一括で履修登録することとした。
2年次生については、卒業要件や資格取得要件について丁寧に説明するとともに、各々の学生が目標を持って履修登録を行えるように指導した。
- ⑧ 学修支援の一環として導入した Glexa については、令和元年度も教員向けにアンケートを行った。アンケートには、利用が容易で教育改善につながったという回答があったものの、導入効果を明確に示すことは難しく、この有効性について引き続き検証していく。
- ⑨ 学修成果の可視化については、FD委員会より提案された学修成果アンケートを1年次生に採り入れることで対応した。これにより学生自らが学修成果を可視化することができる。学生との面談を通じてその効果を検証する。
- ⑩ 本学の障害者への支援体制は、障害学生支援の基本方針、障害学生支援規程（備付資料-規程集 5）に基づき整備を進めている。
- ⑪ 自然災害時における休講等の対応については、他大学を参考に令和2年度中に見直しを図る。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ① 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は、平成元年度に改定し、平成30年度には、卒業認定・学位授与の方針及び学修成果の内容を検証し、見直しを行った。令和元年度では、学修成果の修得状況とそのための教育課程の編成は適切であったか、入学者は求められる資質を持っていたか等を、卒業生の就職先からの意見聴取をもとに三つのポリシーや教育課程の点検・見直し作業を行う必要がある。
- ② 平成29年度1年次生より適用されている新カリキュラムと、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針との整合性、並びに学修成果達成に対する妥当性に関してカリキュラム委員会、学修支援委員会、FD委員会の協力のもと、教育課程改善の必要性とともに検討する。
- ③ 単位の実質化を達成できていないことから、CAP制度、科目編成、時間割編成、事前・事後学修の内容などについては、カリキュラム委員会にて5か年計画の中に盛り込んでおり、1、2年の間で検討を行う。
- ④ 資格取得に関しては、取得率向上のため科目新設による改善策を取っているが、令和2年度にその効果の確認を行う。
- ⑤ 入学者選抜に関しては、新たに入試科目として採り入れる「国語総合（古文、漢文を

除く)」について、受験者数や平均点等から難易度や入学後の効果について検討を行う（アドミッションセンターにて令和2年度に実施）。

- ⑥ 平成29年度に Glexa、令和元年度からは Office365 の運用を開始した。Glexa と Office365 両者の長所・短所を抽出し、併用することで学生への教育効果が得られるかどうか検証する（FD委員会にて令和2年度に実施）。
- ⑦ 卒業認定・学位授与の方針から、学修成果の可視化の方法をFD委員会で考案し、令和元年度には学修成果アンケートを実施した。令和2年度はその結果を分析し、教育改善計画を立案する。
- ⑧ 学内施設における障害者の支援体制は、早急には構築できないが、障害者が本学で学ぶ際に必要とされる項目を挙げる等、引き続き検討を進める。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

< 根拠資料 >

提出資料

- (1) 2019 カリキュラム案内 (履修の手引き)
- (2) 2020 大学案内

備付資料

- (1) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>) / 大学案内 / 情報公開
- (2) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>) / 大学案内 / 障害学生支援の基本方針
- (3) 2019 年度防災避難訓練計画表
- (4) 2019 年度 S D 実施方針・計画について

備付資料-規程集

- (1) 東洋食品工業短期大学規程集 4-16 教員選考規程
- (2) 東洋食品工業短期大学規程集 4-03 受託研究・共同研究事務取扱規程
- (3) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01 研究活動上の不正防止に関する規程
- (4) 東洋食品工業短期大学規程集 4-02 知的財産に関する規程
- (5) 東洋食品工業短期大学規程集 4-11 病原体等取扱い安全管理規程
- (6) 東洋食品工業短期大学規程集 4-10 組換え DNA 実験安全管理規程
- (7) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-08 海外出張旅費規定
- (8) 東洋食品工業短期大学規程集 3-09 F D 委員会規程
- (9) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 3-05 事務組織規程
- (10) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 3-07 職務分掌規程
- (11) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 3-06 職務権限規程
- (12) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-1 研究活動等不正防止の基本方針
- (13) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-2 研究活動における行動規範
- (14) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01 研究活動上の不正防止に関する規程
- (15) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-3 研究活動の不正防止計画
- (16) 東洋食品工業短期大学規程集 2-19 障害学生支援規程
- (17) 東洋食品工業短期大学規程集 4-18 情報セキュリティ管理規程
- (18) 東洋食品工業短期大学規程集 3-16 情報セキュリティ委員会規程
- (19) 東洋食品工業短期大学規程集 4-18 情報セキュリティ管理要領
- (20) 東洋食品工業短期大学規程集 4-09 S D 活動実施規程
- (21) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 2-01 教職員就業規則

[区分 基準Ⅲ－A－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼任）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ－A－1の現状>

(1) 教員組織の編制

本学は、包装食品工学科のみを有する単科短期大学であるが、他では学べない包装食品工学という分野で日本の包装食品業界を支える重要な役割を担っている。したがって、包装食品業界の次世代を担う学生の育成には、包装食品の製造に関する知識や技能が求められる。本学の教育分野は、「安全・安心」な包装食品を製造するための学問分野であり、カリキュラム案内^(提出資料-1)や大学案内^(提出資料-2)、あるいは本学ウェブサイトに明確に示しているように、「安全・安心」な容器詰食品を製造するために必要とされる以下の12分野を教授している。すなわち、包装食品製造工程を直接的に支える「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」の7分野と包装食品製造を包み込むように支える「食品衛生」「品質管理」「衛生管理」「検査」「関係法規」の5分野、計12分野である。この12分野を演習、実験・実習を主体とした実践的なカリキュラムを実施するには、短期大学設置基準で義務付けられている専任教員数だけでは不十分であり、19名の専任教員を配置している。本学のS/T比は令和元年度末で3.7、すなわち教員一人当たりの学生数は4人弱となっている。この点からも、本学は非常に密度の濃い教育が可能な教員組織を整備している。

(2) 専任教員の充足

本学の収容定員は2学年で70名であり、令和元年度は70名の学生が在籍している。これに対し、本学の専任教員は令和元年度末で19名であるため、専任教員数は、充足している。また、このうち教授は6名であり、非常勤講師を除く専任教員の3割以上が教授である。この比率は、短期大学設置基準に規定される教員数の3割以上は教授であるという条項を満たしている。

(3) 専任教員の公表

本学の教員は、短期大学設置基準 23 条の一、二、五、六、七に該当する資格を有する教員から構成されている。また、教授、准教授等の職位の委嘱に関しても、短期大学設置基準に準拠して行っている。本学では、短期大学設置基準に基づいた教員選考規程（備付資料-規程集 1）を設けており、同規程に従って教員の選任を実施している。

各教員のプロフィールは本学ウェブサイト（備付資料-1）に掲載している。

(4) 専任教員と非常勤教員の方針に基づく配置

教育課程編成・実施の方針は基準Ⅱ-Aに示した通りであり、本学では、実際に食品企業で製造に使用している機器に対応するような各種設備を活用して、演習、実験・実習を主体とした実践的なカリキュラムを作成し、実施している。そのためには、上記 12 分野を確実に教育できる教員が必要である。本学の専任教員は、この観点に立ち、大学において特定の分野を研究して所定の学位を取得した教員と、業界において特定の分野を実務として担当し、業界において特定分野の指導力を鍛え、その実績を積んだいわゆる実務家教員により構成されている。令和元年度末の時点で、専任教員数は 19 名であり、その中で、企業から派遣された教員は 13 名である。

専任教員は、前述したように 12 分野を教育することができる教員構成となっているが、専門教科においても、冷凍食品の技術や畜産品に関する知識については、外部の高等教育機関より 2 名の非常勤講師を招き、教育を委嘱している。

(5) 非常勤教員の採用

非常勤教員については、上記、専門教科での採用の他に、一般教養の教育に関し、外部よりそれぞれの専門家を非常勤講師として招聘している。非常勤講師については、本学ウェブサイト上で公開はしていないが、その学位や研究業績は短期大学設置基準を充足している。

(6) 補助教員等の配置

本学の場合、記述したように S / T 比は一般的な大学や短期大学に比べて著しく小さく、特に補助教員は必要としていない。

(7) 教員の規定に基づく採用等

本学では、教員選考規程（備付資料-規程集 1）に基づき教員を採用し、教育・研究活動を考課基準に従って考課し、その実績に応じて昇格・昇任等を実施している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) F D 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、F D 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ－A－2の現状>

(1) 研究活動の成果

本学は、日本で唯一の包装食品工学科からなる単科短期大学であり、教育研究上の目的に「包装食品製造に係わる理論と技術の教授並びに研究を行い、包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する」とあるように、包装食品に関する技術の維持・発展に貢献する教育研究活動を行うことが求められている。この分野は業界と深く結びついた実学の色合いが濃く、東洋罐詰専修学校創設当初より、企業からの技術相談や技術者の養成に依拠してきている。

包装食品分野では、活発な研究開発が進められており、大手企業を中心に関連学会での発表も多いが、一方で、中小企業では、日々の活動の中で発生した各種課題への対応に苦慮する場合もある。本学は、これら包装食品業界が抱える問題に対して、業界に有益な情報や研究成果を提供することを目的として、現場に直結した実践的な研究を志向している。勿論、本学の専任教員が学位取得に向けた研究をする場合は、上記の限りではないが、社会に求められる研究の観点から、共同研究、受託研究を始めとして、関係業界や行政に対するヒアリングを行い、研究テーマ設定に活かすよう努めている。

令和元年度は、教員研究として24テーマを実施した。うち、完了が8件、次年度継続は16件である。研究成果を含む外部への発表件数は、外部論文／執筆14件、口頭発表／ポスターセッション6件、講演19件、講義4件、その他（外部への書類提出）21件の合計64件であった。

研究計画の策定・進捗管理については、研究に関するヒアリングを行う程度で、教員に一任していたが、教員によって著しく進捗が遅い、あるいは研究目標がぶれる等の問題も散見されたため、改善策として平成30年度は前期終了時（平成30年9月）に中間報告会を実施し、テーマの進捗状況確認、並びに後期への取り組み内容の確認を実施した。

(2) 研究活動の公表

専任教員の研究活動実績は、本学ウェブサイトの中で公開されている。

(3) 外部研究費等の獲得

教員研究の上記 24 テーマのうち、民間企業との共同研究 4 件、民間企業からの受託研究 4 件を行い、外部資金を獲得した。科学研究費助成事業に対しては、令和元年度は申請していないが、1 件が公益財団法人東洋食品研究所の助成金対象となり、令和元年度から研究を推進している。

(4) 研究活動の規程整備

専任教員の研究活動に関する規程は、受託研究・共同研究事務取扱規程（備付資料-規程集 2）、研究活動上の不正防止に関する規程（備付資料-規程集 3）、知的財産に関する規程（備付資料-規程集 4）、病原体等取扱い安全管理規程（備付資料-規程集 5）、組換え DNA 実験安全管理規程（備付資料-規程集 6）等を整備している。

(5) 研究倫理の遵守

平成 28 年度以降は、毎年、教職員連絡会でコンプライアンス教育を実施するとともに、研究倫理教育の更なる強化を目的として、日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコースを教職員全員が受講し、コンプライアンス教育受講確認書と e ラーニングコース修了証書の提出を義務付けている。

(6) 研究成果の発表機会

専任教員の研究活動を発表する場の一つとして、従来は公益財団法人東洋食品研究所と合同で研究報告書を隔年発行していたが、平成 23 年度からは本学単独の紀要を隔年発行している。令和 2 年 3 月に第 5 号を発行している。

(7) 研究室の整備

専任教員が研究を行う教員室、研究室等に関しては、南館 2 階に教員室を配置し、パーテーションで間仕切り、1 人当たり 4.8 m²を確保し。共通研究室として 11 室を整備している。また、実習設備を研究設備としても活用している。

(8) 研究の時間確保

専任教員が研究を行う研究室等、及び研究・研修等を行う時間は、おおむね確保されている。

しかし、休業期間中に実施する社会人向け講習や外国人向け短期研修に関する負担もあるため、教員ごとに研究に費やす時間の確保に努めている。研究を効果的に進める手段として、平成 30 年度から、2 年次生が取り組む卒業研究を卒業課題研究と名称を変更したが、卒業課題研究を通じて、教員研究の一部を進めることも多い。従来の卒業研究と同様、各学生は担当指導教員に配属され、教員の指導の下で各課題研究テーマに取り組むが、この過程で問題解決能力、論理的思考、コミュニケーション能力等を修得することを目的とする。卒業課題研究には、いわゆる卒業制作に相当する案件も含まれているため、全てが研究に該当するとは限らないが、卒業制作を除いた卒業課題研究テ

ーマについては、原則として各教員の研究テーマの一環とし、研究、実験、課題実習、課題制作等を通じて研究・課題の達成を目指す。卒業研究と同様、卒業課題研究においても研究成果、課題達成成果を卒業課題研究報告書にまとめて提出し、卒業課題研究の成果を報告する。また卒業課題研究発表会で成果を発表する。

(9) 留学等の規程

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程については、海外出張旅費規定（備付資料-規程集 7）を整備している。

(10) F D 活動に関する規程

F D 活動は、F D 委員会規程（備付資料-規程集 8）に基づいて行っている。F D 活動として、外部の研修会への参加の他に、教員相互の授業参観の実施や授業評価アンケートの実施を行った。授業評価アンケートに関しては全員が対応した。また、令和元年度は、F D 委員会主催で、1 回の教員研修会を実施した。令和 2 年 1 月に「パフォーマンス評価を軸とした授業設計」という題目で行われた。教員の外部講習での研修として、令和元年度は、5 月に「関西地区 F D 連絡協議会第 12 回総会」、7 月に「第 21 回関西大学 F D フォーラム授業評価アンケートを展望するーその多様性と可能性ー」「2019 年度 I R フォーラム」、8 月に「高等教育質保証学会第 9 回大会」「S P O D（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）フォーラム」「高等教育におけるアクティブ・ラーニングのデザイン」、9 月に「これからの大学教育における数理・データサイエンスの役割」、11 月に「大学関西フォーラム」、2 月に「授業づくりワークショップ」、9 月と 12 月に「ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップ」に出席した。

(11) 専任教員と関係部署の連携

本学は学修成果を向上させるために日頃より委員会活動等を通じて関係部門との連携強化を図っており、少人数体制を生かした F D 活動を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) S D 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

- ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、S D 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。

- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ－A－3の現状>

(1) 事務組織の責任体制

本学の事務組織は、学校法人東洋食品工業短期大学 事務組織規程（備付資料-規程集 9）第4条に、事務室と総務部を設置することを定め、事務に係る業務を執行している。事務室は、学生課と教務課の2課体制で組織し、学生の履修指導や個別相談等を通じて、就職指導及び学生生活の支援・アドバイス等を行っている。総務部は法人総務を含み、総務課と経理課の2課体制で組織され、教育環境の整備、予算の管理、日常の営繕、保全管理を行っている。事務の各部署には、本学の運営及び学生の支援等の業務を円滑に運営するために専任職員を配置し、組織の運営に必要な環境も整備されている。

本学の事務体制は、事務室長と総務部長がそれぞれの事務組織を統括するが、本学組織の責任は学長にあり、一部の決裁事項を除いては、学長の決裁となる。大学の経営、人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、本学の事務分掌は、職務分掌規程（備付資料-規程集 10）及び職務権限規程（備付資料-規程集 11）に定められており、その責任体制は明確になっている。

(2) 事務職員の専門的な職能

事務職員は、定期的な研修やSD活動により、事務をつかさどる専門的な職能を有しており、大学事務の遂行に支障はない。

(3) 事務環境の整備

事務職員には専用のパソコンを貸与し、総務部、教学部門とグループウェアで接続し、情報の共有化を図っている。また、学生事務の処理、管理のため、パソコンを別に1台貸与し、事務室内に独自のネットワークを構築し、個人情報等の注意を要する情報を取り扱う等、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる職場環境を整えている。

(4) 事務関係規程の整備

事務関係諸規則については、学校法人関係諸規則（管理、人事）を総務部が、大学関係諸規則（学務、組織、運営）を事務室が管理している。規則等については、事務部門及び関係部門が随時見直しを行い、法律の制定、改正や実情に合わせて追加・修正を行っている。平成27年度に、研究活動等不正防止の基本方針（備付資料-規程集 12）、研究活動における行動規範（備付資料-規程集 13）、研究活動上の不正防止に関する規程（備付資料-規程集 14）及び研究活動の不正防止計画（備付資料-規程集 15）等、研究活動上の不正防止体制の構築を図った。また、平成29年度には、「障害者基本法」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）その他の法令の定めに基づき、本学における障害学生支援の基本方針、支援の体制について規程化（障害学生支援規程（備付資料-規程集 16））し、学内における障害学生の支援体制の確立に努めた。なお、「障

害学生支援の基本方針」は本学ウェブサイト（備付資料-2）に開示している。

(5) 事務機器等の整備

事務室には、複合機、プリンター、大判印刷機、書庫や金庫、事務処理に必要な機器や備品等も整備されており、業務の遂行に支障はない。

平成 30 年度には、サーバールームを造作し、学内 LAN の基幹となる認証サーバー（ファイルサーバー）を導入した。このサーバーには、教職員と学生が共有で使えるデータの保管スペース（フォルダー）が設けられており、大学情報資産の共有化、有効活用が可能である。なお、事務室系、教員系、学生系と分断して管理していたネットワークは、平成 29 年度末に統合済みであり、上記サーバーで認証管理を行うことにより、学内 LAN の運用が可能となった。サーバーには、事務室専用のフォルダーも設けられており、データの保守性・セキュリティは、格段に向上している。

(6) 防災、情報セキュリティ対策

防災対策については、教員と事務職員で安全衛生委員会を設置し、安全衛生のみならず、防災に関しての活動も行っており、年 2 回の消防法に定められた設備の点検・整備及び川西市消防本部の協力を得て、年度初めの 4 月に、地震及び火災発生を想定した防災避難訓練（備付資料-3）を学生寮も含め、実施している。

平成 29 年度には、教育・研究環境改善の一環として、学内 LAN の基盤整備を実施したが、その際、全構成員が、本学の情報資産を正しく利用していくための指針として、平成 29 年度末に情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程（備付資料-規程集 17）を定めた。また、情報セキュリティ委員会を立ち上げ、情報セキュリティ委員会規程（備付資料-規程集 18）を作成し、学内 LAN の導入に先立ち、学内体制の構築を図った。

平成 30 年度には、情報セキュリティの管理業務を遂行する教職員が、本学の情報に対するセキュリティを確保するための要領を規定した情報セキュリティ管理要領（備付資料-規程集 19）を定め、学内 LAN の運営に適用した。

令和元年度からは、学生及び教職員にアカウントを与え、認証制度による学内 LAN の本格運用が始まった。学生は、移動ユーザープロフィールによる共有パソコンの利用が可能となった。また、教室に映像対応の無線 LAN を設置した。更に、タブレット PC を導入し、アクティブ・ラーニングに対応した。

なお、データの保守性・セキュリティは、格段に向上している。学内 LAN には、大学情報資産の管理ソフト（LanScope Cat）を導入し、ネットワークに接続している利用者のログ管理も行える。教職員・学生が使うパソコン（グループウェア用パソコンは除く）には、全てセキュリティソフト（ESET）がインストールされており、事務室で管理を行っている。なお、サーバー等、ネットワーク機器の保守に関しては、機密保持契約を締結した外部業者に委託している。

(7) SD 活動に関する規程整備

SD 活動に関しては、平成 27 年度以降、事務室と総務部の職員を対象として、本学で企画した「大学教育の質的転換に関する SD 研修会」を実施していたが、平成 29 年

度には、「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成29年4月1日施行）に基づき、SD活動実施規程（備付資料-規程集20）を全面的に見直し、新たに「研修の機会」に関する条文を追加した。本学における令和元年度のSD活動については、従来通り、事務職員は担当する業務について、必要な知識・技能を習得するため主に学外講習会の受講を実施し、全教職員を対象とする研修については、教職員全員が集まる「教職員連絡会」にて学内研修を「2019年度のSD実施方針・計画について」（備付資料-4）に基づいて実施した。

令和元年度のSD実施方針は、次の通りである。

- ・ 本学の職員が大学の運営等に必要な知識・技能を習得し、その能力・資質を向上させるための「研修の機会」を設けることその他必要な取り組みを行う。
- ・ 対象職員は、事務職員のほか、学長等執行部や教員を含む全教職員とする。
- ・ 「研修の機会」については、効果的・効率的に実施する観点から研修を中心にして、本学が自ら企画した研修会実施（主催・共催）と関連団体等が開催する研修に参加する。学内研修会については、対象となる職員が全教職員であるため、主に「教職員連絡会」を利用して実施する。

上記の実施方針及び実施計画に基づいて実施した令和元年度SD活動の主なものは、表Ⅲ-1の通りである。

表Ⅲ-1 SD活動の状況

開催日	区分	主催	テーマ
2019年 4月18日	学外	私学経営研究会	学生募集と広報戦略
5月 25～26日	学外	日本高等教育開発協会	カリキュラムコーディネーター養成研修会
6月5日	学外	私学経営研究会	特色ある私学経営につき現地見学会
6月20日	学外	文部科学省	令和元年度大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会
7月3日	学外	文部科学省	令和元年度私立大学等経常費補助金説明会
8月6日	学外	私学経営研究会	SD義務化と学内・学外研修制度のあり方
8月30日	共催	産業技術短期大学、東洋食品工業短期大学	高等教育におけるアクティブ・ラーニングのデザイン
9月6日	学外	日本学術振興会、文部科学省	令和元年度科学研究費助成事業説明会
9月24日	学内	教職員連絡会	2020年度予算編成方針、中期的目標並び

			に中期的事業計画策定に要する「ゴール」の設定について
10月17日	学外	文部科学省	高等教育の修学支援新制度説明会
10月18日	学外	私学経営研究会	私学行政の動向と課題～改正私立学校法を中心に～
10月18日	学外	日本学生支援機構	令和元年度日本学生支援機構奨学金業務研修会
12月26日	学内	教職員連絡会	2020年度の方針と活動目標
2020年 1月15日	学外	大学改革推進フォーラム	2021年度入試制度改革と大学教育の将来像
1月30日	学内	教職員連絡会	研究に関するコンプライアンス教育、障害学生支援についての周知ほか
1月31日	学外	日本著作権教育研究所	著作権法第35条の一部改正に関するブリーフィングセッション
2月27日	学内	教職員連絡会	部門の事業計画、活動目標について

(8)業務の見直し、点検・評価

事務職員の業務について人事考課等の面談の中で、半期ごとの業務実績の点検や評価を行い、翌期以降の取り組み目標にするなどして、業務の改善を進めている。

(9)教員等との連携

本学では、教育活動や入学試験、募集活動、学生支援等に関するセンター及び委員会を設置しているが、事務職員はセンター及び委員会に所属し、教員と協力しながら有機的な組織運営を行っている。

[区分 基準Ⅲ－A－4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ－A－4の現状>

(1)就業に関する諸規程の整備

学内の人事管理は総務部が担当している。労働基準法第89条の定めにより教職員就業規則（備付資料-規程集 21）を制定し、所轄の労働基準監督署に届け出て運用しており、法改正の都度等、適宜見直しを行い、理事会承認を経て所轄監督署に届け出ている。

(2) 就業に関する諸規程の周知

教職員の採用、退職、諸手当は教職員就業規則等に明文化し、労務関係の諸規則は、本学の専任教職員であればグループウェアにアクセスし、いつでも閲覧できる環境にしている。

(3) 就業の適正管理

本学では教職員就業規則のほか、就業上必要と思われるものは諸規則・規程類に定めている。また、人事考課は、学長の方針に沿った個人の役割、目標の達成状況に基づき、考課者と被考課者が行う年1～2回の面談を軸とすることで、全教職員は組織の目的・目標を認識し、職務に従事している。

教員に関しては、業界で広く活躍した実務家教員と一般公募により採用した教員が混在しているが、これまで、公募教員と、実習を主担当とする教員に対する考課基準が不明確であり、更に教授、准教授、講師、助教に求められる業務要件についても曖昧であった。また、実務家教員等の採用にあたり、出向元の業界における職位や経歴を本学の職位とどのように対応させ、その処遇を決めるかといった部分が明文化されていなかった。このため、平成29年度に前学長が主体となって教員採用基準、職位に対する業務要件を文書として定め、更に教員向けの新考課基準案を策定した。平成29年度より教職員に公開して、広く意見を求めた上、不備な部分については改定を加え、平成30年度下半期より運用を開始している。今後も繰り返し見直しを実施していく。

日常の就業管理には磁気カード方式の就業管理システムを導入し、全教職員(専任)の出退勤、時間外、出張外出、休暇等の管理をしている。特に、休暇、出張、外出等の不在用件は所属長の事前承認制を原則とし、防災時の危機管理情報の一つとしても利用できるように努めている。

人事管理は、法令等に則った諸規則・規程類に定められた運用と管理を行っており、適切な運営を行っている。

法規制遵守に伴う時間外勤務と有給休暇取得について、勤怠システムを活用して、管理徹底ができています。令和元年度からは、年間休日数を1日増やし年間休日数120日とした。有給休暇5日間取得については、有給休暇取得推奨日を5日間設定し、取得し易い環境を整備した。

<テーマ 基準Ⅲ-A 課題>

現在、事務室に在籍している職員の平均年齢は、令和元年度に20歳代の職員を採用できたことで50歳を切ることができた。とはいえ、依然、年齢構成は高年齢に偏っている。また、業務を少人数体制でこなす必要があり、経験、適性と能力を考慮し、業務効率を優先した割り振りで行っているため、固定化、専門化の弊害の懸念が生じている。令和元年度に業務の割り振りを一部行ったもの、今後退職が予定されているICT関連業務、IR業務の引継ぎ育成の他に、人員計画の作成が今後の課題である。

教員については、今年度、二重巻締担当教員、アセプティック飲料製造実習教員の確保を行った。しかし、即戦力としての人材を確保することは、困難を極めている。以前

のように、関連する企業から、技能を持った教育者に適した人材を紹介いただけることはありえない状況にあり、人員計画を立てて必要な教員を確保していくことが課題である。

教職員の教育、研修であるSD活動については、事務職員に必要な能力と担当する個人に必要なスキルについての検討を行い、不足する能力を向上するために必要な教育を重点的に行うこと及び教職員全体の研修についてどのように行うのかを検討して行うことが課題である。

また、働き方改革を推し進めるに当たって、事務部門の残業時間の削減（長時間労働の是正）がある。労働者代表と協定を結んで行っている労働時間の遵守については問題ないものの、中期的な計画（5ヵ年計画）の中に時間外削減の目標を盛り込んだ。令和2年度から時間外勤務の削減をどう行って行くかが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ－A 特記事項>

昨年度の課題の一つに挙げていた若手職員の採用については、令和元年11月に20代の職員を1名雇用し、改善が図られた。これにより事務職員の業務負担が軽減されている。しかし、大学教育のICT化、IR活動に対応した即戦力としての人材確保と育成は、引き続き必要である。

同様に、退職する教員の補充について、採用はできたが、その業務の経験がないため、育成が急務である。

[テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料

- (1) 理事会資料（2019年11月）
- (2) 本学ウェブサイト／情報公開／建物の耐震化率

備付資料-規程集

- (1) 東洋食品工業短期大学規程集 5-01 図書館規程
- (2) 東洋食品工業短期大学規程集 5-03 図書館資料管理規程
- (3) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-01 経理規程
- (4) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-05 固定資産管理規定
- (5) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-06 消耗品管理規定
- (6) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 3-14 防火防災規定

[区分 基準Ⅲ－B－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。

- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障害者に対応している。
- (5) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ－B－1の現状>

(1)校地の面積

本学の学生定員は70名、校地面積14,694㎡である。短期大学設置基準第30条で定められた学生定員上の学生1人当たり10㎡に基づき算定した必要校地面積は700㎡となるため、この規定を充足している。

(2)適切な運動場

校舎と同一の敷地内にある運動場の面積は、5,100㎡を有しており、体育実技の授業や体育系のクラブ活動等に支障をきたすことはない。短期大学設置基準第27条の2の規定を充足している。なお、運動場には天然芝を張り、体育実技の授業環境向上に寄与している。

(3)校舎面積基準の充足

本学の校舎面積は3,856㎡である。短期大学設置基準第31条に基づくと、本学に必要な校舎面積は2,000㎡であることから、この規定を充足している。

(4)障害者への対応

本学では、障害者のため、本館、図書館、体育館の玄関口にスロープを整備し、車椅子での通行に配慮している。また、車椅子トイレを図書館、体育館の2ヵ所に設置しているほか、緊急時対応のため、車椅子2台を事務室前に常備している。

(5)授業を行う講義室等の確保

本学は、短期大学設置基準第28条に基づき、講義室2室、演習室1室、実験実習室15室、情報処理学習施設1室を有しており、教育目的に沿って活用され、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行っている。

(6) 通信教育の学科開設の場合

本学は、通信による教育を行う学科を開設していない。

(7) 授業を行うための機器・備品の整備

本学で取得できる資格で適用しなければならない法令及び資格認定団体の規則に基づく機器備品は保有・整備しており、固定資産機器の管理台帳に基づき、計画的に設備更新を図る体制を整備している。

(8) 適切な面積の図書館

図書館の面積は 531 m²である。閲覧・貸し出しサービス等が支障なく行えるよう配置に配慮している。

(9) 図書館の適切な蔵書数

購入図書は、図書委員会が図書館規程（備付資料-規程集1）と図書館資料管理規程（備付資料-規程集2）に基づき選定している。選書・購入図書は食品関連図書がほとんどであり、図書委員会の決定に基づいて適宜その充実を図っている。参考図書は、全体の図書数の10%となる4,444冊を所有し、一部を閲覧室に配架している。また、資料の増加と書架の空きスペースとの兼ね合いを考慮し、利用価値のなくなった図書・資料の廃棄も、図書館資料管理規程に基づき図書委員会の審議を経て行うようになっている。

令和元年度の蔵書数は表Ⅲ-2のとおりである。新着雑誌、製本済専門誌、AV資料は、一般図書とは別置して利用の便を図っている。

表Ⅲ-2 蔵書等の概要（令和2年3月31日現在）

種 類		冊 数 等
蔵 書 数	図 書	26,438 冊
	専門誌等（製本）	17,952 冊
年間受入数	図 書	443 冊
	学術雑誌種類数	81 種
AV資料数	ビデオ・DVD	287 種
AV設備	視聴用モニター	1 台
	ビデオ・DVDプレーヤー	1 台
	電子黒板	3 台
	電子黒板用 ブルーレイプレーヤー	3 台
パソコン	蔵書検索専用	1 台
	一般用	6 台
	電子黒板用パソコン	3 台
座 席		30 席

なお、図書館関連規則については、令和元年度末に大幅な見直しを実施し、それまで図書館規程で規定されていた条文の大半を図書館利用細則と図書館資料管理要項（旧図書館資料管理規程）に移行した。また、図書館学外者利用規程は、図書館学外者利用細則に改名した。施行は令和2年4月1日からとなる。

(10)適切な面積の体育館

トレーニングルームを併設した体育館(1,149 m²)を校舎と同一の敷地内に有しており、短期大学設置基準第27条の2の規定を充足している。

[区分 基準Ⅲ－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ－B－2の現状>

(1)固定資産等の管理規程の整備

本学では、全ての固定資産及び消耗品の管理の為、経理規程（備付資料-規程集3）、固定資産管理規定（備付資料-規程集4）、消耗品管理規定（備付資料-規程集5）等を整備している。

(2)施設整備、物品の維持管理

上記の諸規定に基づき、購入・施工から除却までの管理を行っており、資産台帳は総務部が管理している。消耗品は、換金性の高い汎用物品等は各部門長が管理しているほか、当期に購入した消耗品で、期末日時点で未使用の消耗品は棚卸をし、数量に単価（時価）を乗じて金額を算出し、貯蔵品として期末評価している。

建物の長期的な補修計画は、施工業者による長期修繕計画に基づき、躯体、外壁等の修繕の資金計画を立案し、予算を引当て、進めている。また、令和元年度に発足した校舎建替え補修プロジェクトチームと関係部署との連携により、建物、施設を永続的に維持管理していく中長期計画の立案を進めている。

実験・実習機器及び装置類の管理は、日常の管理者を機器ごとに定め教員が行っている。そのほか、総務部と教職員が共同で毎年9月に全固定資産の棚卸を実施し、設備の状態を含め資産確認を行い、更新計画（備付資料-1）等に反映させている。

(3)火災・地震等対策の諸規則の整備

地震、火災等防災の取り組みでは、防火防災規定（備付資料-規程集 6）を定めている。

(4)火災・地震等対策の定期的な点検・訓練

川西市消防本部の指導の下、年に一度の避難訓練、消火器取扱訓練を本学と男子寮でそれぞれ実施しているほか、警備会社が運営する災害等の安否確認ツールを用いた操作訓練も毎年実施している。

建物の耐震化については、大半が対応済みであるが、平成 30 年度からは、都度、耐震対応状態を確認して、その結果を本学ウェブサイト（備付資料-2）に掲載している。

なお、本学の体育館は、川西市から、水害を除く災害時避難場所の指定を受けている。また、本学の防火防災規定に基づき、独自に保存食料、発電機、簡易トイレ等も備蓄し、管理している。

学内の防犯については、役員、教職員、学生を除く全ての来学者は総務部で入構受付と退場チェックを義務付けて管理している。

学内の警備は、学事日程に基づき、朝 6 時 30 分から 8 時までと、18 時から最終退場者までは有人警備を実施し、休日、夜間は大手警備会社による機械警備システムを導入している。

(5)コンピュータシステムのセキュリティ対策

学内で使用しているパソコンには、セキュリティソフトをインストールするほか、ネットワーク機器には通信制御（ファイヤーウォール）を施している。

平成 29 年度にネットワーク機器の更新及び学内ネットワークの基盤整備を実施した。平成 30 年度には、認証サーバー等の導入により、アクセス権限・セキュリティ管理の強化を行った。

(6)省エネルギー・省資源対策等

環境対策に対する取り組みは、官公庁の指針に沿った対応に努めている。本学が取り組んでいる環境対策は下記の通りである。

電力使用はデマンド管理を実施しているほか、本館の照明を LED に順次交換を実施し、平成 29 年度で主要箇所が完了した。また、毎月の光熱水使用量をグラフ化し、教職員に公開している。そのほか、5 月初旬から 10 月末までをクールビズ期間と定め、全学的に夏期及び冬期の空調設定温度は官公庁からの指示を遵守する指導を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源の課題>

本学は、2 号基本金の継続的な引当を行っているが、対象とする建物を除いて、その他の建物、建物付帯設備、構築物に関する全体的な保守計画と長期修繕計画のための引当金が不足している。

構造上の制約やスペース上の制約があって、バリアフリー化ができていない建物が

ある。

<テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源の特記事項>

令和元年度は、前年に構築した学内LANに、学生及び教職員のアカウント付与・管理を行い、本格運用を開始した。また、教室には動画対応の無線AP（アクセスポイント）を設置、タブレットPCを導入し、アクティブ・ラーニングに対応できるようにした。

[テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ－C－1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ－C－1の現状>

(1) 技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実

本学は、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図るため、技術的資源を計画的に維持・整備し、適切な状態を保持している。授業運営に必要な機器備品も計画的に更新し、整備を図ってきた。

本学では、平成29年度末に情報セキュリティ委員会を立ち上げ、平成30年度以降は、この委員会が中心となって、本学情報資産のセキュリティ対策のみならず、技術サービス、専門的な支援、施設設備の検討を行っている。具体的には、サーバー等の情報システム導入・学内LANの構築・運用に向けた活動を行った。

(2) 情報技術の向上に関するトレーニングの提供

学生は、選択科目として設定している「情報処理技術」を受講することで情報技術の修得、向上を図ることができるようになっている。

教職員は業務に必要なパソコンの利用技術を十分に有しており、技術向上のための特別な研修等は実施していない。

(3) 技術的資源と設備の維持整備

運営（保守・メンテナンス）は、総務部と事務室が連携して行っている。

事務室では、平成 30 年度にデータの保管・管理を N A S から、セキュリティがより強固な Windows サーバーに移行した。ただし、本学では、大学業務系システム（学事支援システム）が導入されておらず、現状、エクセル等で学生の個人情報、成績情報等を管理しており、各種情報開示については、手作業で行っている。

(4) 技術的資源の分配

情報セキュリティ委員会は、ソフト面においては、運用規則等の整備、ハード面では、サーバーを中心とした学内 L A N の構築を検討・施工し、本格運用ができる環境を整えるなど、教育課程編成・実施の方針に基づき、技術的資源の分配を考慮して活動している。

(5) 学内のコンピュータ整備

I T ルームでは、授業時以外にも利用可能なパソコン 42 台を学生の学修支援に供しており、1 学年／学生一人 1 台体制は確保できている。

教職員には一人 1 台以上のパソコンが供されており、授業や大学運営業務に活用されている。なお、平成 30 年度の学内 L A N 導入に伴い、令和元年度には、教職員全員に学内 L A N 対応のパソコンを供与し、一人 2 台体制となった。

図書館の I T 環境については、授業や授業以外の学修支援のため、利用者が書庫内の検索用端末で書籍を確認しながら検索作業ができ、図書館の貸出・返却も利用者自身の手続きで可能となっている。図書館管理業務サーバーとユーザー向けクライアント 2 台を設け、オンラインで目録情報を提供している。

また、アクティブ・ラーニング対応として、電子黒板（BIGPAD）、パソコン、グループミーティング用テーブル・チェア等を導入し、学生に新しい学修環境を提供している。

今後、図書環境においては、洋雑誌の電子ジャーナル化が進む情勢であり、対応を進めていく。

(6) 学内 L A N の整備

平成 30 年度には学内 L A N の基幹となるサーバーを設置し、学内 L A N を導入した。これにより全学的な情報の共有化が可能となった。令和元年度には、学内 L A N における認証システム及びグループウェア（Office365）を導入、運用を開始し、学生及び教職員がタイムリーに情報共有できる環境を構築した。

(7)新しい情報技術の活用した授業

情報技術の一層の活用のためには、視聴覚機材を用いた授業展開が必須となっている。平成 29 年度に密封実習の授業に動画（電子黒板）を採り入れた授業を検討し、平成 30 年 4 月より試験的な運用を開始した。更に、10 月から食品製造実習で映像機材を導入し、現在は、製造工程の説明、重要なポイント、レポート課題の解説に活用している。

(8)コンピュータ室等の整備

講義室・ITルームなどには、教育課程編成・実施の方針に基づき、パソコン、プロジェクター、スクリーン、ビデオ・DVDプレーヤー等の情報機器を備え付けており、技術的資源の整備を図っている。平成 30 年度には、講義室にアクティブ・ラーニング対応の机・椅子を導入し、双方向型授業の実施が容易となった。

<テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学では、平成 30 年度に学内 LAN を導入したが、他の大学では当たり前のように入力されている大学業務系システム（以下、学事システム）が導入されていない。他大学では、学事システムをベースに、Web 履修、Web シラバス、Web ポータル等、学生サービス系システムへの展開が進められ、学生とのアクセス、情報サービスの向上に寄与している。

文部科学省は、教育の ICT 利活用を積極的に推し進めてきたため、本学も数年前から学事システム導入を検討してきたが、学生数が少ないため、システム導入のコスト（ソフト購入費、サーバー設置費等）に導入効果が見合わず、令和元年度の設備予算会議では令和 2 年度での導入を見送り、再度、本学の規模、内容に適した学事システムを再検討することとなった。本学に見合ったシステムを検討し、導入することが必要である。

また、ITルームのパソコンのスペックやネットワーク機器の能力等に問題があり、学修支援の一環として導入している Glexa の立ち上げに時間がかかるなど、授業に支障をきたすことがあった。メモリの増設などで応急対応をしたが、根本的な問題解決には至っていない。

<テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題の特記事項>

学事システムの導入については、導入コストが多額にかかるため、ソフトの導入を前提とすることを一旦中断し、Office365、LINE の利用やクラウドにするなど、柔軟な発想ができるメンバーによる「学事システムプロジェクト」を立ち上げ、検討を始めた。令和 2 年の予算申請時期までにまとめ、提案を行う予定である。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- (1) 計算書類等の概要（過去3年間）

備付資料

- (1) 固定資産台帳

備付資料-規程集

- (1) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 6-02 教職員退職手当支給規程
(2) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-03 資金運用規程
(3) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-01 経理規程
(4) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-02 経理規程施行細則

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

(1) 計算書類に基づく財的資源の把握と分析

本学は東洋罐詰専修学校創設以来、創設者の遺志に基づき、低廉な学費と堅実な大学運営を持続している。その間、優秀な人材を食品加工、容器・包装に関連する業界に輩出し、広く社会に貢献してきた。また、本学は、開学以来支援をいただいている企業グループの深い理解と協力の下、安定的かつ継続的な支援を受けていることもあり、開学以来、安定的な財務状態を継続している。

以下、本学は、計算書類等に基づき財的資源を把握し、適切に分析を行っている。

- ・ 本学の資金収支及び事業活動収支は、過去3年間に渡って均衡しており、法人及び大学の経営は安定している（提出資料-1）。本学は、創設者の遺志もあり、低廉な学費を永年維持してきているが、現在の経営状況が続く限り、継続していきたい。
- ・ 事業活動収支の収入超過が続いているが、その大きな理由は、配当金、寄付金の安定的確保と学生の収容定員充足にある。
- ・ 貸借対照表においては、借入金はなく、継続的に特定資産の積み増しを行っており、健全に推移している。
- ・ 本学は、一法人一大学で、法人と大学の財政がほぼ一致していることもあり、法人と大学の財政の関係を把握するのは容易である。
- ・ 本学の純資産構成比率は98%と、実質、負債は無い。財政は健全で、大学の存続を可能とする財政を長年維持してきている。
- ・ 退職給与引当金は、教職員退職手当支給規程（備付資料-規程集1）に基づき引き当てができており、第2号基本金等を含む特定資産も計画通り順調に引き当てている。
- ・ 本学では、資金運用規程（備付資料-規程集2）に基づき、資産運用を適切に行っている。なお、資産運用による収入は、保有する株式の配当金が大半である。
- ・ 教育研究費は、経常収入の20%前後を推移しており、学生の教育に必要な経費の資質向上に努めている。
- ・ 教育研究用の施設設備及び学習資源への資金配分についても、経営計画で適切に配分されている。
- ・ 本学では、監査法人により、期中2回、期末1回、公認会計士による監査を実施し、監査意見について、適切に対応している。
- ・ 本学は、卒業生と在学生に対しては、小口の寄付金を募集している。企業からの寄付金は、私学事業団を通して適切な対応をしている。学校債の発行については行っていない。
- ・ 過去3年間における平均の入学定員充足率は100%、収容定員充足率101%と、妥当な水準で推移している。
- ・ 本学は、100%前後の収容定員充足率を長年維持していることもあり、それに相応した財務運営が可能で、強固な財務体質を維持している。

(2) 財的資源の適切管理

財務資源の管理状況は、以下のとおりである。

- ・ 本学、法人及び大学は、毎年、中・長期計画に基づいた事業計画と予算を関係部門の申請に基づき作成し、適切な時期に決定している。
- ・ 決定した事業計画と予算は、事業年度前に開示し、関係部門に速やかな執行を指示している。
- ・ 当該年度の予算は、当該年度内に適切に執行しており、予算の繰り越しは、原則、認めていない。何らかの理由で執行できなかった予算については、次年度の予算として、再度、予算申請をする決まりとなっている。
- ・ 日常的な現預金管理は、経理規程（備付資料-規程集3）及び経理規程施行細則（備付資料-規程集4）に基づき総務部が一元的に管理しているが、理事長への定期的な報告は行っていない。
- ・ 資産及び有価証券を含む資金の管理と運用は、資産等の固定資産台帳（備付資料-1）、資金収支台帳等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ・ 月次試算表は作成していない。理事長への報告は半期単位となる。

なお、本学では、業務の効率化、システム化を適時進めているが、業務分担等の関係から特定の担当者に業務が集中し、業務に遅滞が生じる場合がある。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準 D 2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1 D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<テーマ 基準Ⅲ－D－2の現状>

(1)短大の将来像

本学の将来像は、今後も「包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する」専門的な職業人を育成することにある。そのためにも、食品業界が求める人材像の高度化へ、迅速に対応できる準備が必要となる。

そこで本学では、学長のビジョンを実現するために大学運営会議を毎月開催している。本会議は、大学の将来戦略を策定することを目的としているため、本学の将来像について検討し、策定を行っている。

(2)短大の強み・弱み

本学は、容器に関わる食品の加工、充填、密封、殺菌、すなわち食品を製品化する技術の教育に特化した大学であり、国内で唯一の大学である。それが本学の強みでもあるが、一方でその枠に縛られており、発展性に乏しい。

ただ、昨今、「食の安全・安心」が注目されているところから、初心に立ち返り、本学が食品を通して社会に貢献する方策について、検討、分析を行っている。

(3)経営（改善）の将来像

本学では、経営実態、財政状況に基づいて、以下のような経営計画を策定している。

- ・ 学生募集対策については、広報委員会及び事務室が中心となって行っており、大学の方針と活動目標（入学定員 2 倍の受験生確保）に基づき募集計画を策定し、オープンキャンパス、出前授業、進路説明会の参加や高校訪問等を積極的に行っている。学納金計画については、特に直結する対策はないが、担任制や相談体制の充実で、中途退学の防止に努めている。
- ・ 人事については、年齢構成のバランスを考慮しながら進める必要があるが、関連企業との関わりもあり、独自の人事計画策定が難しい。教職員の高齢化もあり、若手教職員の確保は喫緊の課題である。
- ・ 教育環境設備投資に関しては、中期計画（5 ヶ年計画）を策定し、教育研究機器などの計画的導入と更新を財務面からも検討の上、計画的に行っている。校舎の建て替えについても、プロジェクトチームを立ち上げ、構想の立案を行う予定である。
- ・ 外部資金の獲得については、企業との共同研究等を軸に働きかけている。

科学研究費補助金の採択は、ここ 10 年ほどなく、遊休資産については、現時点では、売却・廃棄の対象となる物件はない。

(4)適切な定員管理と経費のバランス

本学は単科の短期大学で、収容定員も少ないことから、適切な定員管理とそれに見合う経費の管理は容易である。ただ、他大学と比較して、教職員の高齢化が進んでおり、実習設備も高額な機器を使うことから、経費（人件費、施設設備費）のバランスは取れていない。

(5)経営情報の公開と危機意識の共有

財務情報については、本学ウェブサイトで公開している。また、定例の教職員連絡会で予算・決算の概要説明を実施しており、経営方針、活動目標等が報告され、危機意識の共有ができています。

<テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源の課題>

現在、経営は安定な状態が継続しているが、大幅な収入減少が起こった場合に起こりうるリスクや、取り得る対応策、防衛策の検討が必要である。

更なる不正防止対策として、発注・検収業務の分離が重要であるが、その対応に職員の業務負担が増加している。

本学では、業務の効率化、システム化を適時進めているが、業務分担等の関係から特定の担当者に業務が集中し、業務に遅滞が生じる場合がある。一部の担当者に業務が集中しないように、業務の効率化、システム化を更に進める必要がある。

なお、本学では、月次試算表を作成しておらず、日常的な現預金管理も含め、理事長への報告を行っていない。

<テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源の特記事項>

固定資産の予算管理については、予備費を含めて、有効活用できるように見える化を行った。教職員連絡会での質疑応答を活発化させ、予算管理の意識を高めている。業務の効率化、システム化については、令和 2 年度より経費精算システムを導入する。これにより、手書き伝票の大半が廃止となり、データ処理による事務工数の削減と承認方法の明確化による組織マネジメントの強化に繋げる。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書に改善計画の記述はないが、SD活動のための規程整備が課題として挙げられている。これに対しては平成 26 年度に

S D 活動実施規程を制定し、運用している。

平成 30 年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画に対する令和元年度の実施状況は以下の通りである。

- ①事務職員の高齢化対応として、令和元年度中に I C T 関連と事務室業務を兼務できる若手人材の採用を進めてきたが、本学が求める I C T、I R の技能を持った職員を採用することはできなかった。しかし、若手事務員の採用をすることはできたため、今後は、育成をしていくが、退職者が控えているため、事務室が必要とする能力を持った人材を継続的に探していく。
- ②教員については、二重巻締担当教員とアセプティック充填担当教員の 2 名の退職が予定されていたため、容器関連企業等から専任教員を 2 名確保することに努めた。その結果、2 名の人材は確保できたが、即戦力での人材は確保できず、特にアセプティック充填担当教員については、容器関連企業からの確保ができなかったため、育成が必要となった。そのため、退職を延期して育成を行い、引き継ぐことになる。
- ③ I R 関係の S D 活動については、スキルを持った人材を確保することを前提にしていたため、令和元年度での I R に関する S D 活動はできなかった。
- ④教員評価は、平成 30 年度から新考課基準の運用が開始され、2 年目の人事考課を行った。新人事考課基準では、研究成果を重視しており、平成 29 年度から研究計画書を義務付けている。この計画書は管理ツールとしても使用しているため、研究計画書の記載内容、記載の意義について指導を徹底し運用した。
- ⑤施設、設備、機器類の保守・点検については、更新時期等を 5 カ年計画に盛り込むとともに、稼働状況等を定期的にチェックし、常に実情に即した計画となるよう努めた。
- ⑥学内 L A N 構築後の運用及び大学業務系システム、学生サービス系システム（以下、学事システムという）導入などの I C T 環境整備については、情報セキュリティ委員会が、効率的な推進を図ったが、学事システムの導入については、費用対コストの関係から、再検討となり、令和 2 年度の導入は見送られた。業務の効率化には必要であるので引き続き、本学に見合ったシステムの導入に注力する。
- ⑦図書館の有効活用として、簡易間仕切りを行い、ラーニング・コモンズ（学びのための共有スペース）を作った。卒業課題研究等にて利用されている。
- ⑧総務部門を中心とした購買の検収、発注事務の効率化については、検討中であるが、経費精算についてのシステム導入について、令和元年度検討し、令和 2 年 4 月からの導入を行う。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ①令和元年度に、事務職員、教員とも人の確保はできたものの、即戦力としての採用は困難であった。そのため、方針を改め、育成をしていくことにした。当面は、令和元年に採用した人材の育成を推進するが、本学の実務家教員が行う授業は、特殊な分野であるので、必要な知識、技能を持つ人が非常に少ない。本学の教員に適した人材を中・長期の計画を立てて確保する必要がある。

また、事務員も同様に特殊な技能が必要な要員については、すぐに採用することは困難なため、令和2年度に人員計画を作成し、これに基づき、事前かつ計画的に人材を確保するようにする。

- ② S D活動については、事務職員の大学事務に必要な知識、能力や担当業務に必要な知識、能力が正確に把握されず、主に外部の講習に頼った活動になっていた。そのため、令和2年度に、大学業務に必要な知識、能力と現状持っている知識と能力を把握し、乖離する部分について重点的な教育、研修を行うよう S Dの計画を検討する。また、事務職員を含めた全教職員のスキル向上に向けた研修についても検討をする。
- ③ 事務部門の時間外労働削減を課題とし、中期的な計画（5ヵ年計画）で取り組む。1年目の令和2年度は、令和元年度実績から10%削減を目標とする。
- ④ 学事に関する創設以来からの蓄積されたデータの保護、学生への学事情報 W e bによるサービス（学生とのアクセスツール）、事務効率化等で学事システム導入を検討してきたが、本学の場合、学生数が少ないため、システム導入のコスト（ソフト購入費、サーバー設置費等）に導入効果が見合わず、令和2年度での導入を見送り、再度、本学の規模、内容に適した学事システムを検討することとなった。これに関して、若手教職員による学事システムプロジェクトを立ち上げ、令和2年度に本学に見合ったシステムを検討し、提案する。
- ⑤ I Tルームのパソコンは、性能や仕様に問題があり、立ち上げに時間がかかるなど、授業に支障をきたすことが多々あった。メモリの増設などで一時対応したが、令和2年度に予算を手当てし、全てのパソコンのリースが満期となる令和3年度にパソコンの更新を行う。
- ⑥ 建物の長期的な補修計画は、施工業者による長期修繕計画に基づき、躯体、外壁等の修繕の資金計画を立案し、予算を引当て進めているが、令和元年度に発足した校舎建替補修プロジェクトチームと関係部署との連携により、建物、施設を永続的に維持管理していく中長期計画の立案を進める。
- ⑦ 2号基本金の引当金が不足している点については、令和元年度より、高額な教育、研究設備機器類の更新と高額修繕費について新たに積立を開始し、中期的な計画（5ヵ年計画）に基づいて、更新、修繕による維持管理を進めていく。
計画並びに運用管理については、実情に即した計画となるよう、毎年見直しを図る。
バリアフリー化については、専門家の意見を聴きながら、実現可能な方法について検討を進める。
- ⑧ 業務の効率化、システム化については、その対応として働き方改革の一環である事務の合理化を推進する。令和2年度より経費精算システムを導入する。これにより、承認方法の明確化と手書き伝票の大半が廃止となり、手計算による金額の計算ミスも減ることから事務工数の削減を行う。
- ⑨ 月次試算表及び日常的な現預金管理について、理事長への報告は実施していないが、今後、対応策を検討したい。

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

- (1) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 1-01 寄付行為
- (2) 東洋食品工業短期大学規程集 1-01 学則

備付資料-規程集

- (1) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 2-01 教職員就業規則

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜基準Ⅳ－A－1の現状＞

(1) 理事長のリーダーシップ

理事長は、本学の創設者、高碓達之助が創業した東洋製罐株式会社（現 東洋製罐グループホールディングス株式会社）の代表取締役会長でもあり、大学と企業の原点（始まり）が共通であることから、建学の精神に基づいた教育目的を常に理解し、学校法人及び大学の発展に寄与できる者である。

理事長は、学校法人を代表して、業務全体を統一管理し、総理している。

理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

なお、事業報告と財務情報（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）は、私立学校法第 47 条に基づき、本学ウェブサイトにて公開している。

(2) 理事会の運営

理事会は、学校法人東洋食品工業短期大学の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、理事長が寄付行為第 13 条に基づいて招集し、議長を務めている。

認証評価は事業計画として理事会に諮られており、理事会は、認証評価に対する責任を負っている。自己点検・評価活動においても、理事長の承認を得て、自己点検・評価報告書を決定している。

理事会には、本学から必要な事項を議案として発議し、関係法令の改正等についても報告しており、理事会は本学の発展のために、学内外の情報を収集している。

理事会は、寄付行為の定めにより、本学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事会は、寄付行為や東洋食品工業短期大学 学則（提出資料-2）、教職員就業規則（備付資料-規程集 1）等、法人や大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事の構成

理事は、創設者が目指した学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な運営について学識及び識見を有している。

理事は、私立学校法第 38 条（役員を選任）及び寄付行為第 9 条（理事を選任）の規定に基づき選任されている。

寄附行為第 15 条（役員解任及び退任）に、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定を準用している。

＜テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事・監事・評議員の高齢化に伴う後任の適切な人材の確保、推薦者を計画的に選任する必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、本学と関係のある食品製造会社などに積極的に訪問をし、社会貢献につながる情報を取得して、本学の役割などの提案を理事・評議員などに紹介している。

[テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ]

備付資料

- (1) 2017 東洋食品工業短期大学紀要第 4 号 後藤弘明 P5
- (2) 2020 東洋食品工業短期大学紀要第 5 号 千本克巳 P1

備付資料-規程集

- (1) 東洋食品工業短期大学規程集 2-10 学生の懲戒に関する規程
- (2) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 5-01 学長選任規程
- (3) 東洋食品工業短期大学規程集 3-02 教授会規程
- (4) 東洋食品工業短期大学規程集 3-01-1 各センター等の組織図

[区分 基準Ⅳ－B－1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学運営体制を確立している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ② 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ－B－1の現状>

(1) 学長のリーダーシップ

学長は、大学で農学部農芸化学科を専攻した後、大手総合容器メーカー（東洋製罐株式会社）に入社、主に研究開発部門に所属し、容器詰め食品、飲料の充填・密封・殺菌システムの開発や飲料生産ラインの構築等に長い経験を持ち、その過程で包装容器及び充填殺菌システムに関する多くの特許を取得してきた。人格は高潔で学識に優れており、また、海外で、事業所の設立及び経営のトップ、国内ではグループ会社の役員を歴任してきたこともあり、組織運営についても実践的な知識を有している。

学長は本学の教育研究分野である包装食品工学に関する幅広い学識及び組織運営の識見を有しており、大学運営の最高責任者として、その権限と責任において、大学運営会議、教授会等の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。それゆえ、短期大学設置基準第22条の2を満たしている。

教育研究面においては、本学の建学の精神に基づき、教育体制の強化及び質的向上、教育・研究環境の整備に取り組んでいる。

本学では、学則第38条に基づいて規定する学生の懲戒に関する規程（備付資料-規程集1）を定めており、懲戒処分の最終決定は学長が行う。

学長は、大学の方針と活動目標を全教職員に示し、大学としていかなる活動に注力していくか説明している。この中で、本学の各部門が、学長の提示した年度方針と活動目標を踏まえて策定した事業計画を全教職員に示すことを求め、実施させている。大学の方針と活動目標及び各部門の事業計画は、全教職員に公開している。このように、学長は校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、学長選任規程（備付資料-規程集2）に基づいて理事会で審議され、理事会の3分の2以上の決議をもって指名され、理事長が任命を行っている。それゆえ、学長は大学運営に傾注できる環境にあり、支障なく大学運営の職務遂行に努めている。

なお、本学では、教授会の上位に位置づけた大学運営会議を設置し、運用している。大学運営会議は学長が議長となり、学科長、事務室長及び学長の指名する教職員をもって構成されている。現状、学長が指名する教職員として、包装食品工学科に所属する専任教員を担当分野ごとにグループ分けした食品製造、分析、微生物、密封の4グループの長を委嘱している4名の教授がその任にあたり、議事録は教務課長が作成している。

大学運営会議の議題は学長が提出し、「学長のビジョン（備付資料-1）を具体化しつつ、大学の将来戦略を策定すること」を目的とする。したがって、本学の場合、大学の将来戦略に関わる重要議題、例えば大学改革、教育改革等に関連する重要事項は大学運営会議にて審議し、議決する。それ以外の教育研究に関する議題は教授会で審議し、学長が決裁する。

大学運営会議の審議事項は、

- ① 建学の精神、教育研究上の目的及び教育研究上の目標に関する事項
- ② 学則その他重要な学内諸規程の制定及び改廃に関する事項

- ③ 教育研究改革に関する事項
- ④ 教育課程編成に関する事項
- ⑤ 国内外の大学との連携に関する事項
- ⑥ 各センターの運営に関する事項
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、大学運営及び大学改革に関する重要な事項で、当会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が決定したもの

なお、上記①については、年度当たり 1 回検討することとし、審議結果を理事会に報告する。

大学運営会議の議決事項は、その必要性がある場合は、教授会、教職員連絡会あるいは議事に関連した各種委員会から周知徹底される。

大学運営会議の議事録は、出席者が署名捺印した上で保管されている。

以上のように、学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

(2) 教授会運営

本学では、前述の大学運営会議の他に、教授会を運営している。

教授会は、教育研究に関する重要な事項について学長へ意見を述べる機関と位置づけ、審議後の議決は学長が行っている。この事項は教授会規程（備付資料-規程集 3）に定めるとともに、教授会メンバーに周知している。

教授会では、学生の履修状況、卒業認定・学位授与、入学者の認定、学生の懲戒、社会人講習会、外国人短期研修、定例講演会等、教育や学生に関連する重要事項について意見を聴取し、学長が決定している。

本学には併設大学はない。

教授会の議事録は、事務室長が作成し、出席者が署名捺印した上で保管されている。

教授会は、本学の学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

教授会の下には、本学の会議体等組織図（図IV-1）に示す教育上の委員会等を規程に基づき設置し、適切に運用している。

以上、審議機関が議案の内容によって大学運営会議と教授会に分かれているが、前述したように大学運営会議で審議した重要かつ教職員が周知すべき内容は、広く公開し、周知を図っている。また、大学運営会議や教授会で審議あるいは報告される案件について、会議に先立って関連する資料を配付する等の手段により会議の構成員に周知し、円滑かつ適切な判断ができるよう配慮している。

学長は、大学運営会議、教授会のほかに「IR・評価センター」「アドミッションセンター」「奨学委員会」のセンター長あるいは委員長として、大学運営を行っているほか、「学修支援委員会」「産学・地域連携センター」「履修証明プログラム審議委員会」の委員も務めている。また、委員ではないが、カリキュラム委員会やFD委員会、及び情報セキュリティ委員会に関しては、重要案件が議題の場合、オブザーバーとして出席している。このように、学長は幅広い観点から教学運営・大学運営に携わっている。

学長は、大学運営を円滑に推進するために、2 会議体、3 センター及び 14 委員会を

設け、大学運営の必要な事項を検討、決定している。委員会の設置、廃止も必要に応じて実施している。

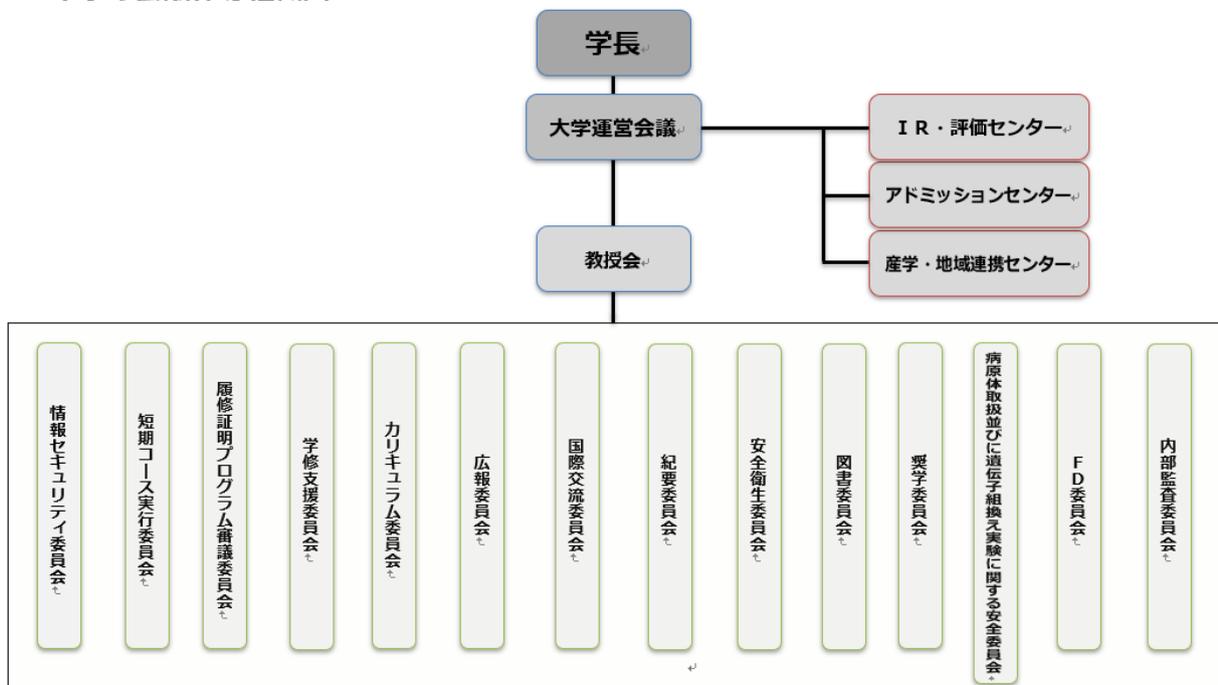
これらの組織に関することは、本学の組織に関する各種規程に記載されている（備付資料-規程集 4）。

本学の場合、図IV-1に示すとおり、学長の下に最高意思決定機関として大学運営会議を設置し、大学運営会議の下にセンターが設置されている。また、大学運営会議の下に教授会を設け、教授会の下に委員会を設置しているが、「内部監査委員会」はその性格上、教授会とは切り離れた独立した組織として運用している。

このように、学長は、大学運営会議及び教授会等を学則等の規則に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

図IV-1

本学の会議体等組織図



<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

本学では、学長がリーダーシップを発揮して教育改革、大学改革を推進しているが、教育改革や大学改革の必要性や目標の捉え方は教職員によって温度差がある。温度差を緩和し、教職員の意識改革を推し進めるにはまだ時間が掛かると予測される。この温度差を縮め、全員参加の大学運営へと舵取りすることが学長の最大の使命である。

学長は就任 1 年目だったため、大学内外の諸情勢の理解を優先した関係で、昨年度に掲げた課題の対応は遅れている。次年度以降ではスピードアップが必要である。

更に、改正私学法の施行に伴い、ガバナンス強化にも努める必要がある。特に部門を跨ぎ連携して活動すべき案件は、センター、委員会といった会議体が対処する仕組みとなっているが、メンバー構成、意思決定の仕組み等に矛盾点や不合理な点、中には一部

形骸化された審議案件も見られる。このため、大学運営会議を始め各種会議体に関して、会議体の整理・統合及び構成員の見直しといった合理化を進めた上で、監督と執行の分離、責任と権限の明確化を図る必要がある。できれば中堅層に権限移譲しながら活動することで、教職員の組織運営力や決断力を高める効果も期待したい。これらの活動を通じて教職員には限られた人員で最大限の効果を発揮しながら、働き方改革も促す必要がある。

但し、教職員及び学生の安全衛生活動（遺伝子組み換え実験、病原性微生物を用いた実験に関する活動を含む）及びコンプライアンス活動（内部監査や研究資金の不正防止活動を含む）は学長直属でリスク管理を維持できる体制再構築が必要である。

<テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長がトップマネジメントとして意識したのが、「少子化が続く中で、短期大学経営そのものの継続性が危ぶまれるという危機感」である。これに対処するには、特徴ある教育内容の充実と経営基盤の強化が重要と考えている。このため、教育改革を継続する従来からの取り組みに加え、「入学志願者及び食品産業界等に対して本学の魅力度を上げる」ことを提唱し、中期的目標とした（備付資料-2）。

その一方で、経営基盤の強化を図るために、運営資金面では「長期的資金収支の可視化と資金確保に向けた努力」を、人材面では「教員及び事務職員の計画的な人材確保と教職員満足度を高める仕組みづくり」を令和 2 年度以降の重点活動項目とする。これらを学長のリーダーシップのもと、重要な経営課題とし、全員参加型の活動を展開できるよう学内に公表している。

[テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス]

備付資料

- (1) 2019 年度監事監査計画書

[区分 基準Ⅳ－C－1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ－C－1の現状>

(1) 幹事による学校法人の監査

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査計画に基づいて、年3回適宜監査している。

(2) 監事の責務

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

(3) 監事による監査報告

監事は、定期的に監査法人と意見情報交換を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に、監事の意見を添えて提出している。加えて平成28年度から導入した内部監査のチェックとフォローを継続的に行っており、法令等、寄附行為の定めに基づいた業務を適切に行っている。

[区分 基準Ⅳ－C－2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ－C－2の現状>

(1) 評議会の編成

評議員会は、寄附行為第21条により、理事現在数の2倍以上の評議員22名を以て組織している。また、毎年3月には事業に関する中期的な計画案^(備付資料-1)、予算案諮問、5月に事業報告、決算諮問を定例評議員会として開催している。

(2) 評議会の運営

評議員会は、私立学校法第42条及び寄附行為の規定に基づき、学校法人の諮問機関として適時開催しており、毎年3月には事業に関する中期的な計画案^(備付資料-1)と予算案の諮問、5月に事業報告及び決算の諮問で、定例会を開催している。

[区分 基準Ⅳ－C－3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

(1)教育情報の公表

本学では、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を大学ウェブサイト並びに大学ポータルサイトにおいて公表している。

(2)財務情報の公開

財務情報は6月末日までに公開することとし、タイムリーな情報公開に努めている。また、平成17年度分以降の計算書類等を本学ウェブサイトに公開し、経営の透明性確保に努めている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

本学の事業活動が適切か否かを第三者の立場で点検する監事の業務負荷が大きいことが課題であり、総務部門が主体となって円滑な監事業務をサポートする体制強化が必要である。

また、学長のリーダーシップの課題で記述した内容と共通する事項が課題である。すなわち、部門を跨ぎ連携して活動すべき案件は、センター、委員会といった会議体が対処する仕組みとなっているが、メンバー構成、意思決定の仕組み等に矛盾点や不合理な点、中には一部形骸化された審議案件も見られる。このため、大学運営会議を始め各種会議体に関して、会議体の整理・統合及び構成員の見直しといった合理化を進めた上で、監督と執行の分離、責任と権限の明確化を図る必要がある。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項は特に無い。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書に改善計画の記述はないが、平成30年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画に対する令和元年度の実施状況は以下の通りである。

- ①学長は、教職員満足度を意識した個別対話を実施し、全員が評価・確認できる定量可能な達成目標の策定を指導した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ①目標達成に不足する経営資源(人材・資金・情報など)の明確化と調達手段を検討する。

- ② 監事の負担が増大しないよう、引き続き総務部門が主体となってサポート体制を強化する。
- ③ リーダーシップとガバナンスに関する改善計画については学長の指示のもと、大学運営会議、教授会、センター、委員会組織の合理化と見直しを行い、令和2年度から新体制で活動できるように規程類の改定を行う。
また、中長期的な視点で課題に対処できるように、5か年の中期的事業計画を策定し、令和2年度から実施する。
更に、長期的な視点で事業活動を俯瞰できるように、今後10年程度の教職員人員の採用・育成計画と校舎建物・教育施設、設備の改修、更新計画の策定を令和2年度中に行うことを計画している。

令和元年度 自己点検・評価報告書

編集 東洋食品工業短期大学 IR・評価センター

発行日 令和2年7月31日

発行者 東洋食品工業短期大学 学長 千本 克巳

〒666-0026 兵庫県川西市南花屋敷4丁目23番2号

電話 072-759-4221 FAX 072-758-6959

URL <https://www.toshoku.ac.jp/>